

春日市 地域防災計画

【風水害等対策編】

令和5年9月

春日市 防災会議

目 次

1 編 総 則

1 章 計画の策定方針.....	1
1 節 計画の目的.....	1
2 節 基本計画.....	1
2 章 防災関係機関等の役割分担.....	3
1 節 市.....	3
2 節 福岡県.....	4
3 節 春日・大野城・那珂川消防本部.....	5
4 節 春日那珂川水道企業団.....	5
5 節 那珂県土整備事務所.....	6
6 節 福岡県警察（春日警察署）.....	6
7 節 指定地方行政機関.....	6
8 節 自衛隊.....	10
9 節 指定公共機関.....	10
10 節 指定地方公共機関.....	12
1 1 節 消防団.....	14
1 2 節 防災会議〔総務部〕.....	14
1 3 節 市民、事業所の役割分担.....	15
3 章 市の地理的特性.....	17
1 節 地形.....	17
2 節 気候等.....	17
4 章 災害の想定.....	18
1 節 重要水防箇所.....	18
2 節 災害危険河川区域.....	18
3 節 浸水区域.....	18
4 節 防災重点農業用ため池.....	19
5 節 道路危険箇所.....	19
6 節 土砂災害危険箇所.....	19
7 節 風水害の被害予測.....	19
5 章 計画.....	22
1 節 修正.....	22
2 節 他の計画との関係.....	22
3 節 周知徹底.....	22

2 編 災害予防計画

1 章 防災体制の整備.....	23
1 節 災害時活動体制の整備〔各部、関係機関〕	23
2 節 情報収集及び伝達体制の整備〔関係各部〕	24
3 節 広域応援体制の整備〔各部〕	25
4 節 非常用物資の備蓄〔総務部、協働推進部、都市整備部、教育部〕	25
5 節 消防及び医療体制の整備〔総務部、地域共生部、消防機関〕	27
6 節 緊急輸送体制の整備〔総務部、都市整備部、警察、関係機関〕	27
2 章 市民の防災行動力の向上.....	29
1 節 市民に対する防災知識の普及〔総務部、協働推進部、教育委員会〕	29
2 節 自主防災組織の育成〔総務部、協働推進部、消防機関〕	29
3 節 防災訓練の実施〔総務部、関係機関〕	30
4 節 災害ボランティアの活動支援対策〔地域共生部〕	31
3 章 被災者支援対策の整備.....	32
1 節 生活支援対策〔関係各部〕	32
2 節 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定〔関係各部、教育委員会〕	32
3 節 避難行動要支援者対策〔関係各部、消防機関、自主防災組織〕	34
4 章 災害に強い都市構造の形成.....	41
1 節 防災まちづくりの推進〔経営企画部、総務部、都市整備部、教育委員会〕	41
2 節 防災対策施設の整備〔都市整備部、関係機関〕	42
3 節 防災拠点の整備〔関係各部、教育委員会〕	43
4 節 災害用臨時ヘリポートの整備〔総務部、教育委員会、関係機関〕	43

3 編 災害応急対策計画

1 章 応急活動体制.....	45
1 節 災害対策本部以外の防災体制〔各部〕	45
2 節 災害対策本部〔各部〕	47
3 節 職員の招集及び配備〔全職員〕	51
4 節 応援要請〔総合対策部、調整部、厚生救護部〕	53
5 節 受援計画〔調整部〕	58
2 章 災害救助法の適用.....	59
1 節 災害救助法の適用基準.....	59
2 節 災害救助法の適用手続き等〔総合対策部、関係各部、県〕	59
3 節 救助の実施〔各部、県〕	60
3 章 情報の収集・伝達.....	62
1 節 防災気象情報等の種類と基準.....	63
2 節 被害情報等の収集及び伝達〔関係各部〕	64
3 節 公共施設、ライフライン及び交通施設の被害〔関係各部、関係機関〕	68

4 節	市民への広報〔総合対策部〕	69
5 節	緊急警報放送に係る災害時の放送要請〔総合対策部〕	71
6 節	市民の各種相談窓口〔各部〕	72
4 章	避難対策	74
1 節	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令〔総合対策部、警察〕	74
2 節	警戒区域の設定〔総合対策部、警察〕	76
3 節	避難誘導〔厚生救護部、消防機関、警察、自衛隊〕	78
4 節	避難所の開設〔総合対策部、厚生救護部、避難所管理部〕	78
5 節	避難所の運営〔厚生救護部、避難所管理部〕	80
5 章	救出・救護活動	84
1 節	人命救出活動〔厚生救護部、復旧対策部、消防機関、警察、自衛隊〕	84
2 節	行方不明者〔衛生部、消防機関、警察、自衛隊〕	84
3 節	救急医療〔厚生救護部、県、医師会、薬剤師会〕	85
4 節	避難所における医療の確保及び健康管理〔厚生救護部、県、医師会、薬剤師会〕	87
6 章	生活救護対策	89
1 節	食料の供給〔調整部、厚生救護部、避難所管理部〕	89
2 節	飲料水、生活用水等の応急給水〔総合対策部、厚生救護部、避難所管理部、水道企業団〕	90
3 節	生活必需品の供給〔調整部、厚生救護部、避難所管理部、県〕	92
4 節	愛護動物対策〔衛生部、避難所管理部、獣医師会〕	94
5 節	住宅対策〔調整部、復旧対策部、県〕	95
7 章	民間団体及び災害ボランティアとの連携	98
1 節	民間団体等との協力体制〔総合対策部、厚生救護部、自主防災組織〕	98
2 節	ボランティアとの連携〔厚生救護部〕	99
8 章	要配慮者対策	102
1 節	基本方針〔各部〕	102
2 節	在宅要配慮者の安全確保及び支援〔厚生救護部、自主防災組織〕	102
3 節	外国人の安全確保及び支援〔厚生救護部〕	103
9 章	遺体の収容、安置及び処置	105
1 節	遺体の収容〔衛生部、警察〕	105
2 節	遺体の処置〔衛生部、警察〕	105
10 章	防疫・保健衛生対策	107
1 節	実施体制〔衛生部、県、医師会〕	107
2 節	業務内容及び実施方法〔衛生部、県〕	107
11 章	障害物・廃棄物対策	109
1 節	障害物除去〔復旧対策部、県〕	109
2 節	ごみの処理〔衛生部〕	112
12 章	公共施設等の応急対策	113
1 節	道路及び橋りょう〔総合対策部、復旧対策部、警察〕	113
2 節	水防施設等〔復旧対策部〕	113

3 節	公園その他の公共施設〔復旧対策部〕	114
4 節	地盤災害〔総合対策部、復旧対策部〕	116
1 3 章	災害拡大防止対策	117
1 節	基本方針〔復旧対策部、消防機関〕	117
2 節	災害拡大及び二次災害防止のための応急復旧対策の実施〔復旧対策部、関係機関〕 ..	117
3 節	警戒体制〔復旧対策部〕	118
1 4 章	ライフライン施設の応急対策	119
1 節	上水道〔総合対策部、復旧対策部、水道企業団、自衛隊〕	119
2 節	下水道〔総合対策部、復旧対策部〕	119
3 節	電力〔総合対策部、復旧対策部、電力会社〕	120
4 節	都市ガス及びプロパンガス〔総合対策部、復旧対策部、ガス会社〕	121
5 節	電話〔総合対策部、復旧対策部、電話会社〕	122
1 5 章	警備・交通対策	124
1 節	災害時の警備〔総合対策部、警察〕	124
2 節	道路の交通規制〔総合対策部、警察、関係機関〕	125
1 6 章	緊急輸送対策	128
1 節	輸送の対象〔総合対策部、調整部〕	128
2 節	輸送手段の確保〔調整部、関係機関〕	128
3 節	輸送ルートの確保〔復旧対策部、警察、自衛隊〕	130
4 節	物資等の輸送体制〔調整部、厚生救護部〕	131
1 7 章	応急教育対策	133
1 節	実施体制〔避難所管理部〕	133
2 節	災害発生時の緊急措置〔避難所管理部〕	134
3 節	応急教育の実施〔避難所管理部〕	135
4 節	教育施設が避難所となった場合の対策〔避難所管理部〕	138
5 節	文化財、公共施設等の対策〔避難所管理部〕	138
1 8 章	消防計画	139
1 節	消防活動〔総合対策部、消防機関、自主防災組織〕	139
2 節	危険物施設等の応急対策〔総合対策部、消防機関〕	139
1 9 章	水防活動〔復旧対策部、消防団、県〕	141
1 節	目的	141
2 節	水防責任	141
3 節	監視区域及び重要水防区域	141
4 節	実施体制	141
2 0 章	航空機災害応急対策〔総合対策部、衛生部、厚生救護部、消防機関、警察、関係機関〕	143
1 節	方針	143
2 節	現地災害対策本部の設置	143
3 節	通信連絡体制	143

4 節	広報.....	143
5 節	消防活動.....	144
6 節	救出救護及び遺体の収容.....	144
7 節	警戒区域の設定及び交通規制.....	144
2 1 章	地下空間災害対策〔総合対策部、警察、消防機関、地下空間の管理者、関係機関〕.....	146
1 節	浸水災害予防対策.....	146
2 節	浸水災害応急対策.....	146
3 節	住民等への周知.....	147
2 2 章	安否情報の提供計画.....	148
1 節	市の役割.....	148
2 節	情報収集.....	148
3 節	照会を行う者.....	148
4 節	照会手順.....	149
5 節	提供できる情報.....	149

4 編 災害復旧計画

1 章	災害復旧・復興計画の基本方針.....	150
1 節	災害復旧・復興の方針.....	150
2 節	災害復旧・復興の組織等.....	150
3 節	災害復旧・復興計画の策定.....	150
2 章	市民生活の安定のための計画.....	152
1 節	各種施策の決定及び周知〔総合対策部、県、国、関係機関〕.....	152
2 節	被災者台帳の整備.....	152
3 節	罹災証明書の発行〔厚生救護部〕.....	154
4 節	生活相談.....	154
5 節	義援金品の受付及び配分〔調整部〕.....	155
6 節	被災市民に対する生活援護及び災害復旧援助措置〔調整部、厚生救護部〕.....	156
7 節	租税等の徴収猶予及び減免〔関係各部、県、国〕.....	160
3 章	災害復旧事業に伴う国の財政援助.....	163
1 節	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律.....	163
2 節	災害対策基本法に基づく起債の特例〔調整部〕.....	163
4 章	復興計画.....	164
1 節	復興計画作成の体制づくり.....	164
2 節	復興に対する合意形成.....	164
3 節	復興計画の推進.....	164

1 編 総則

1 章 計画の策定方針

1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、春日市防災会議が春日市（以下「市」という。）の区域内に発生する災害のうち風水害等に関して策定したものであり、防災活動の万全を期すとともに、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして市、国及び県の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動の展開が必要である。

2 節 基本計画

1 計画の内容

この計画は、市において想定される風水害等に対して、次の事項を定める。

（1）災害予防計画

風水害等の発生を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるための事前措置について定める。

（2）災害応急対策計画

風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための応急的な措置について定める。

（3）災害復旧計画

災害復旧の実施に当たっての基本的な方針について定める。

2 計画の目標

災害対策の目的は、人命を守り、財産を保護し、社会生活を維持することである。この目的を達成するため、「防災都市づくり」の推進に向けて次の目標を定める。

（１）災害に強い防災体制の確立

- ア 配備体制及び災害対策本部の機能強化
- イ 関係機関の連携強化及び広域応援体制の拡充
- ウ 救助救急体制、応急医療体制、被災者救援体制等の整備
- エ 情報通信機能の強化及び収集伝達管理体制の整備
- オ 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- カ 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）に対する支援強化
- キ 自主防災組織、災害ボランティア、事業所等の地域組織との連携

（２）市民の防災行動力の向上

- ア 防災意識の高揚
- イ 自主防災組織の育成

（３）災害に強い都市構造の形成

- ア 防災まちづくりの推進
- イ 都市基盤施設対策の推進
- ウ 防災対策施設等の整備

2 章 防災関係機関等の役割分担

市及び指定地方行政機関等が防災に関して処理すべき事務は、おおむね次のとおりである。

1 節 市

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

（災害予防）

- ・市防災会議に係る事務に関する事。
- ・市災害対策本部等の防災対策組織の整備に関する事。
- ・防災施設の整備に関する事。
- ・防災に係る教育、訓練に関する事。
- ・県その他の防災関係機関との連絡調整に関する事。
- ・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関する事。
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
- ・給水体制の整備に関する事。
- ・防災に必要な資機材等の点検及び整備に関する事。
- ・市域内の災害危険区域等防災情報の把握に関する事。
- ・各種災害予防事業の推進に関する事。
- ・防災知識の普及、防災に関する訓練及び自主防災組織等の活動支援に関する事。
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事。
- ・企業等の防災対策の促進に関する事。
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事。
- ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事。

（災害応急対策）

- ・水防・消防等応急対策に関する事。
- ・気象予報、警報等の伝達並びに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事。
- ・災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害状況の調査に関する事。
- ・被災者の救難・救助その他市民の保護に関する事。
- ・避難所の開設・運営及び被災者への食料、水、生活必需品等の物資の供給に関する事。
- ・被災地の清掃、防疫活動等保健衛生、文教、交通等の対策に関する事。
- ・復旧資機材の確保に関する事。
- ・災害対策要員の確保・動員に関する事。

- ・災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること。
- ・市所管施設の被災状況調査に関すること。

（災害復旧）

- ・災害復旧・復興の実施に関すること。

2 節 福岡県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

（災害予防）

- ・防災会議に係る事務に関すること。
- ・福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ・防災施設の整備に関すること。
- ・防災に係る教育、訓練に関すること。
- ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること。
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。
- ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- ・防災知識の普及に関すること。
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること。
- ・緊急消防援助隊調整本部に関すること。
- ・企業等の防災対策の促進に関すること。
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること。
- ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること。
- ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。

- ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
- ・災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
- ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。
- ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- ・緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること。
- ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること。
- ・福岡県所管施設の被災状況調査に関すること。

（災害復旧）

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること。
- ・物価の安定に関すること。
- ・義援金品の受領、配分に関すること。
- ・災害復旧資材の確保に関すること。
- ・災害融資等に関すること。

3 節 春日・大野城・那珂川消防本部

- ・市が実施する災害対策・復旧活動に係る応援に関すること。
 - ・消防活動体制に関すること。
 - ・救急活動に関すること。
 - ・災害調査に関すること。
 - ・その他所掌事務についての防災対策に関すること。
- 【資料 02 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防活動基本規定】
- 【資料 03 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部自然災害等対応計画】
- 【資料 04 消防組合組織系統図】

4 節 春日那珂川水道企業団

- ・市が実施する災害対策・復旧活動に係る応援に関すること。
 - ・上水道に関すること。
 - ・その他所掌事務についての防災対策に関すること。
- 【資料 111 春日那珂川水道企業団危機管理基準】

5 節 那珂県土整備事務所

- ・公共土木施設（県管理）の整備及び防災管理に関すること。
- ・公共土木施設（県管理）の応急対策及び復旧に関すること。

6 節 福岡県警察（春日警察署）

関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

（災害予防）

- ・災害警備計画に関すること。
- ・警察通信確保に関すること。
- ・関係機関との連絡協調に関すること。
- ・災害装備資機材の整備に関すること。
- ・危険物等の安全確保に必要な指導及び助言に関すること。
- ・地下街等の保安確保に必要な指導及び助言に関すること。
- ・防災知識の普及に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・被害実態の把握に関すること。
- ・被災者の救出、負傷者等の救護に関すること。
- ・行方不明者の調査に関すること。
- ・危険箇所の警戒並びに住民に対する避難指示及び誘導に関すること。
- ・不法事案等の予防及び取締りに関すること。
- ・被災地、避難所、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。
- ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること。
- ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
- ・広報活動に関すること。
- ・遺体の見分や検視に関すること。

7 節 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係機関と連携協力しながらその防災活動を行うとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、連絡及び調整に当たる。

1 九州管区警察局

（災害予防）

- ・警備計画等の指導に関すること。

（災害応急対策）

- ・ 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。。
- ・ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。。
- ・ 他の管区警察局との連携に関する事。。
- ・ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。。
- ・ 災害に関する情報の収集及び伝達の連絡調整に関する事。。
- ・ 警察通信の運用に関する事。。

2 福岡財務支局

（災害応急対策）

- ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示及び調整に関する事。。
- ・ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事。。

（災害復旧）

- ・ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。。
- ・ 災害復旧事業の査定立会等に関する事。。

3 九州厚生局

- ・ 災害状況の情報収集及び通信に関する事。。
- ・ 関係職員の現地派遣に関する事。。
- ・ 関係機関との連絡調整に関する事。。

4 九州農政局

（災害予防）

- ・ 米穀の備蓄に関する事。
- ・ 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事。。
- ・ 農地保全施設の管理体制の強化及び指導に関する事。。

（災害応急対策）

- ・ 応急用食料（米穀及び乾パンを除く）の調達及び支給に関する事。。
- ・ 農業関係被害の調査及び報告に関する事。。
- ・ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事。。
- ・ 種子及び飼料の調達及び供給に関する事。。
- ・ 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関する事。。

（災害復旧）

- ・ 被害農業者に対する融資等に関する事。。
- ・ 農地及び施設の復旧対策に関する事。。
- ・ 農地及び施設の復旧事業費の査定に関する事。。
- ・ 土地改良機械の緊急貸付に関する事。。
- ・ 技術者の緊急派遣等に関する事。。

5 九州経済産業局

（災害予防）

- ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事。

（災害応急対策）

- ・災害対策物資の適正な価格による供給確保に関する事。
- ・罹災事業者の業務の正常な運営確保に関する事。
- ・電気、ガス、石油製品等の供給確保に関する事。

（災害復旧）

- ・生活必需品、復旧資器材等の供給確保に関する事。
- ・被災中小企業の復旧資金の確保及びあっせんに関する事。

6 九州産業保安監督部

（災害予防）

- ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事。

（災害応急対策）

- ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事。

7 九州運輸局（福岡運輸支局）

（災害予防）

- ・交通施設及び設備の整備に関する事。
- ・宿泊施設等の防災設備に関する事。

（災害応急対策）

- ・所管事業所等への災害に関する予警報等の伝達指導に関する事。
- ・所管事業に関する情報の収集に関する事。
- ・輸送機関等の広報及び宣伝指導に関する事。
- ・輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事。
- ・緊急輸送命令に関する事。

8 大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）

（災害予防）

- ・指定地域上空の飛行規制等の周知に関する事。
- ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事。

（災害応急対策）

- ・災害時における航空機輸送の安全確保に関する事。
- ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事。

9 福岡管区気象台

（災害予防）

- ・台風、大雨等に関する観測施設を整備する事。

- ・防災気象知識の普及に努めること。

（災害応急対策）

- ・二次災害防止のため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、水象に関する警報、注意報及び情報を発表し、伝達すること。
- ・災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること。

1 0 九州総合通信局

（災害予防）

- ・非常通信体制の整備に関すること。
- ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練に関すること。
- ・災害時における電気通信の確保に関すること。

（災害応急対策）

- ・非常通信の統制及び管理に関すること。
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

1 1 福岡労働局

（災害予防）

- ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること。
- ・労働災害防止のための自主的活動の促進及び産業安全思想の普及高揚に関すること。

（災害応急対策）

- ・労働者の業務上及び通勤上の災害補償に関すること。

（災害復旧）

- ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等に関すること。

1 2 九州地方整備局

国土交通省が直接管理する官庁施設について、次の事務等进行处理する。

（災害予防）

- ・気象観測通報についての協力に関すること。
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- ・災害危険区域の選定又は指導に関すること。
- ・防災資機材の備蓄及び整備に関すること。
- ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。
- ・道路、橋りょう等の耐震性の向上に関すること。

（災害応急対策）

- ・水防警報等の発表及び伝達に関すること。
- ・洪水予報及び警報の発表及び伝達に関すること。
- ・水防活動の指導に関すること。
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。

- ・災害広報に関すること。
 - ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
 - ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像の提供に関すること。
 - ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること。
- （災害復旧）
- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。

8 節 自衛隊

知事等の災害派遣の要請に基づき、災害時における人命の救助、財産の保護、被害の拡大の防止その他の市等の災害応急対策の支援・協力に当たる。

（災害予防）

- ・災害派遣計画の作成に関すること。
- ・防災訓練の参加及び協力に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害派遣による県、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援及び協力に関すること。

9 節 指定公共機関

その業務の公共性及び公益性にかんがみ、その事業に関して必要な防災措置を実施するとともに、市、県その他の防災関係機関の措置が円滑に行われるよう協力する。

1 九州旅客鉄道株式会社

（災害予防）

- ・鉄道施設の防災対策に関すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

（災害復旧）

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

2 西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンクモバイル株式会社

（災害予防）

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害時における重要通信に関すること。
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

3 日本赤十字社（福岡県支部）

（災害予防）

- ・災害医療体制の整備に関すること。
- ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

4 日本放送協会（福岡放送局）

（災害予防）

- ・防災知識の普及に関すること。
- ・災害時における放送の確保対策に関すること。

（災害応急対策）

- ・気象予報、警報等の放送による周知徹底に関すること。
- ・避難所等への受信機の貸与に関すること。
- ・災害時における被害状況等の広報に関すること。

5 九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社

（災害予防）

- ・電力施設の整備及び防災管理に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害時における電力の供給確保に関すること。

（災害復旧）

- ・被災電力施設の復旧の推進に関すること。

6 日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

（災害予防）

- ・緊急輸送体制の整備に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

（災害復旧）

- ・復旧資材等の輸送協力に関すること。

7 西部瓦斯株式会社

（災害予防）

- ・ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- ・導管の耐震化の確保に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること。

（災害復旧）

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

10 節 指定地方公共機関

1 西日本鉄道株式会社

（災害予防）

- ・鉄道施設の防火管理に関すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

（災害応急対策）

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する
こと。
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

（災害復旧）

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

2 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、
時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日新聞社福岡支社、日
刊工業新聞西部支社

- ・防災知識の普及に関すること。
- ・災害時における報道の確保対策に関すること。
- ・気象予報、警報等の報道周知に関すること。
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。
- ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。

3 R K B 毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、
株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社 T V Q 九州放送、C
R O S S F M、ラブエフエム国際放送株式会社

（災害予防）

- ・防災知識の普及に関すること。
- ・災害時における放送の確保対策に関すること。

（災害応急対策）

- ・ 気象予警報等の放送周知に関すること。
- ・ 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・ 災害時における広報に関すること。

（災害復旧）

- ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

4 公益社団法人福岡県医師会

（災害予防）・（災害応急対策）

- ・ 災害時における医療救護の活動に関すること。
- ・ 負傷者に対する医療活動に関すること。
- ・ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること。

5 一般社団法人福岡県歯科医師会

（災害予防）

- ・ 歯科医療救護活動体制の整備に関すること。

（災害応急対策）

- ・ 災害時の歯科医療救護活動に関すること。

6 公益社団法人福岡県看護協会

（災害予防）

- ・ 災害看護についての研修や訓練に関すること。

（災害応急対策）

- ・ 要配慮者への支援に関すること。
- ・ 避難所等における看護活動に関すること。
- ・ 災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関すること。

7 公益社団法人福岡県薬剤師会

（災害予防）

- ・ 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること。

（災害応急対策）

- ・ 災害医療救護活動に関すること。
- ・ 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること。
- ・ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること。
- ・ 避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること
- ・ その他公衆衛生活動に関すること。

8 福岡県トラック協会

（災害予防）

- ・ 緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事。
- （災害応急対策）
- ・ 緊急・救援物資の輸送協力に関する事。

9 福岡県LPガス協会

- （災害予防）
- ・ LPガス施設の整備と防災管理に関する事。
 - ・ LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事。
- （災害応急対策）
- ・ 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事。
- （災害復旧）
- ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。

10 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

- （災害予防）
- ・ 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関する事。
 - ・ 職員や住民の災害に対する意識の向上に関する事。
- （災害応急対策）
- ・ 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実にに関する事。
 - ・ 災害ボランティアの活動体制強化に関する事。
 - ・ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関する事

11 節 消防団

- （災害予防）
- ・ 災害対応への技術向上のための研修や訓練に関する事。
 - ・ 予防・啓発活動や応急手当の普及活動に関する事。
- （災害応急対策）
- ・ 発災前からの警戒や避難誘導に関する事。
 - ・ 消火活動、救助活動等の支援に関する事。

12 節 防災会議〔総務部〕

災害対策基本法第16条及び春日市防災会議条例（昭和49年条例第41号）に基づき設置される機関であり、市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進する。

【資料21 春日市防災会議条例】

1 所掌事務

- （1）地域防災計画を作成し、その実施を推進する事。

- (2) 市長の諮問に応じて、春日市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織

区 分	所 属
会 長	市長
第 2 号委員	陸上自衛隊
第 3 号委員	福岡県那珂県土整備事務所
	福岡県筑紫保健福祉環境事務所
	福岡県福岡農林事務所
第 4 号委員	福岡県春日警察署
第 5 号委員	副市長
第 6 号委員	教育長
第 7 号委員	春日・大野城・那珂川消防組合
	春日市消防団
第 8 号委員	九州旅客鉄道㈱
	西日本電信電話㈱
	九州電力送配電㈱
	西部ガス㈱
	博多南郵便局
	西日本鉄道㈱
第 9 号委員	自主防災組織の代表者
第 10 号委員	春日那珂川水道企業団
	筑紫医師会
	春日市社会福祉協議会

1 3 節 市民、事業所の役割分担

大規模な風水害等が発生した場合には、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を行うが、その能力には限界がある。そこで、災害対策基本法第7条（住民等の責務）の規定に基づき、次に示すように市民及び事業所は、積極的に災害防止に努めなければならない。

1 市民の果たすべき役割

市民は、「自らの身は自ら守る」という防災の基本に基づき、平常時から、

地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、消防団及び自主防災組織の下で地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、主体的に参画する防災体制の確立を図る。

3 事業所の果たすべき役割

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制を強化するとともに、風水害等に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。

また、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保することはもとより、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルや業務継続計画の作成、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練の実施に努めるものとする。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

3 章 市の地理的特性

1 節 地形

春日市は、背振山地と宝満山系を源として玄界灘に注ぐ那珂川・御笠川に介在する肥沃な微高地である。

標高は20～150mで、南部のゴルフ場周辺が60～150m、市街地は20～60mと南から北へ緩やかに傾斜している。

春日市には、御笠川水系の諸岡川と牛頸川の二つの小河川があり、諸岡川は南北に市を縦断するように流れ、牛頸川は市の東域を南北に流れている。農業用水が不足するため、市には多くのため池が点在している。

2 節 気候等

春日市は、筑紫山地の北側に位置した日本海気候区に属しており、年平均気温は16.6℃と温暖な地域である。

月平均気温は、12月が6.7℃と最も低く、最も高くなる8月には28.9℃まで上昇する。

春日市の年間降水量は2,027mmで、全国平均より多い傾向がある。6月～9月の4ヶ月間で年間の約6割の降水量があり、大雨や台風による被害はこの時期に起こっている。特に7月に集中豪雨が発生することが多い。

4 章 災害の想定

1 節 重要水防箇所

重要水防箇所とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所のことである。

洪水時に、水が堤防を越えて溢れ出さないように消防団が土のうを積むなどの水防活動を効果的に行えるように、河川の流下能力不足の場所や堤防の断面不足、漏水の履歴がある箇所などを「重要水防箇所」として、国が毎年3月に取りまとめを行い、市町村・消防団等に対し河川毎の重要水防箇所として周知している。

「福岡県地域防災計画資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）」では、県知事管理区間における重要水防箇所の選定基準重要度をA、B、Cと3つに区分している。

重要水防箇所の選定基準（重要度）県知事管理区間

水防上最も重要な区間	A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり膨大な被害が予想されるもの
次に重要な区間	B	背後地に家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの
その他重要な区間	C	背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの

資料：福岡県地域防災計画資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）

「福岡県地域防災計画資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）」では、県知事管理区間における重要水防箇所が1箇所（重要度A）あったが、平成29年8月の災害危険箇所編修正により削除された。

2 節 災害危険河川区域

災害危険河川区域とは、水防災対策特定河川事業の対象となる河川の区間で氾濫を許容する区域に、住居の用に供する建築物の建築を制限するため、条例で一定の規制をかけることにより洪水に対する安全性を確保するものである。

「福岡県地域防災計画資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）」では、県知事管理区間における災害危険河川区域が2箇所となっている。

3 節 浸水区域

浸水区域とは、大雨により水路や側溝から水があふれる道路冠水や浸水な

どの内水氾濫により、浸水が想定される区域である。「春日市浸水ハザードマップ」では、春日市域で発生した過去の豪雨災害による浸水被害実績データを基に、現地での土地の高低や勾配、河川や排水路の状況等を確認し、「浸水に注意が必要な区域」を示している。

また、「水防法」（第14条第2項第3号）に基づく中小河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）として諸岡川・牛頸川流域の一部の区域が指定されている。

【資料 107 御笠川水系洪水浸水想定区域図（諸岡川・牛頸川）】

4 節 防災重点農業用ため池

防災重点農業用ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を指定したものである。市内19箇所のため池のうち、「福岡県地域防災計画資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）」では、防災重点農業用ため池が9箇所となっている。

【資料 46 ため池所在地一覧表】

5 節 道路危険箇所

「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ災害危険箇所一覧）」では、福岡筑紫野線に1箇所、板付牛頸筑紫野線に3箇所、那珂川大野城線に3箇所、計7箇所が道路危険箇所となっている。なお、市道については、現在危険箇所はない。

6 節 土砂災害危険箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という。）」（第7条及び第9条）に基づく土砂災害警戒区域として16箇所、うち土砂災害特別警戒区域として12箇所が指定されている。土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域をいう。土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる土地の区域をいう。

【資料 104 避難指示等の判断・情報伝達マニュアル】

7 節 風水害の被害予測

1 台風による風水害

台風が接近・上陸すると風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがある。

り厳重な警戒を要する。

台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近、上陸するが、秋に接近、上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風から暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化し、大雨による災害の危険性が増す。

（1）台風による強風害

台風の周りでは反時計回りの強い風が吹き、中心付近が最も強い。このため、台風が接近すると強風によって建物や樹木の倒壊を引き起こしたり、鉄道・航空機の運航等交通機関に著しい影響を与えたりするおそれがある。

一般的に、台風の進行方向に向かって右側は左側に比べて風が強い。このため、福岡県が台風の進路の右側に当たる場合は、特に注意を要する。

台風が福岡県の西を通る場合は南よりの風が最も強く吹き、東を通る場合は北よりの風が最も強く吹く。台風の日に入った場合は一旦風が弱まるが、その後必ず強い吹き返しの風がある。

（2）台風による水害

台風は、強風とともに大雨をもたらす。台風の周りには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水や浸水、土砂災害等を発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせる。

また、福岡県付近に前線が停滞しているときに、台風が九州の南海上にあると、台風からの暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、福岡県で大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意が必要である。

台風の経路別にみると、台風が福岡県の西を通る場合は、筑紫山地の南側及び熊本県境付近で雨量が多くなり、台風が福岡県の東を通る場合は、筑紫山地の北側で雨量が多くなる傾向がある。

2 大雨による災害

一般的に、降り始めからの降水量が100mmを超えるときや、1時間に30mmを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。

降り始めからの降雨量が200mmを超えたときや、1時間に50mmを超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。

都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、下記のようなとき大雨が降ることが多い。

- ・ 梅雨前線が対馬海峡または九州北部付近にあって、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき
- ・ 梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき
- ・ 福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき

3 風水害の想定

風水害の想定は、春日市の自然条件や社会条件及び過去の災害発生状況より、災害を想定し、基礎資料とする。

想定される主な災害箇所等は、以下の通りである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害危険河川区域：2箇所② 浸水区域：ハザードマップに示す区域③ 土砂災害警戒区域：16箇所、うち特別警戒区域：12箇所④ 道路危険箇所：7箇所⑤ 防災重点農業用ため池：9箇所 |
|--|

5 章 計画

1 節 修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）で定める軽微な変更に準ずる変更については、市防災会議への諮問及び知事への協議は行わない。

2 節 他の計画との関係

この計画は、市域の災害対策に関する基本的な性格を有するもので、防災関係機関等が作成する防災業務計画及び県地域防災計画等他の計画との整合を図る。

3 節 周知徹底

この計画は、市職員、関係機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち必要な事項については市民に周知徹底を図る。

2 編 災害予防計画

1 章 防災体制の整備

風水害等に備え、市の災害時の体制を充実するため、職員の能力の向上、組織等の運用方法の充実並びに情報収集及び伝達体制の整備を行う。各部は非常時優先業務（通常業務を含む）や業務開始目標時間、業務継続に従事する職員等の食料等の確保、電力、通信の被災などによる業務遂行能力が低下した状況において業務を遂行できる体制等を明記した業務継続計画の整備に努める。

1 節 災害時活動体制の整備〔各部、関係機関〕

風水害等に備え、災害時の防災体制を充実するため、職員の防災活動能力の向上、災害対策本部体制の充実及び広域応援体制の充実を図る。

1 地域防災計画書の習熟等

（1）計画の習熟

市職員は、日常から自らの災害時の役割、業務内容等を確認し、防災計画に習熟しておく。

（2）災害時の職員配備計画の整備

災害時の職員の動員に備え、毎年、各部において災害時の職員配備計画を作成し、各職員に徹底する。

（3）防災訓練・研修

職員の防災活動能力の向上のため、年1回以上、防災訓練を行うよう努める。

必要に応じて、職員への防災に関する研修を実施するほか、講習、講演会等の活用により、防災に関する知識や能力の向上を図る。

2 災害対策本部の運営環境の整備

（1）災害対策本部運営計画の策定

災害対策本部の設置に備え、設置手順、本部会議の招集及び運営に関する基準を検討し、運営計画を作成する。

（2）各業務の運営計画の整備

防災計画の各計画項目について、具体的、かつ、詳細な運営計画（マニュアル）を順次整備する。

特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 広域応援体制の整備

（1）防災関係機関との連携

自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と、防災計画の周知及び市の防災体制等必要な情報を交換する等、日常から緊密な連携に努める。

（2）各業務における広域協力体制の推進

関係各部において、他の地方公共団体、団体等で構成する協議会その他の機会を通じて、防災に関する情報交換を行う等日常の協力関係を確立するほか、必要に応じて各業務に関する災害時の協力内容等について協議していく。

2 節 情報収集及び伝達体制の整備〔関係各部〕

災害時の通信手段を確保するため、日常から無線等の保守及び点検並びに機器の使用方法に習熟するとともに、必要な設備の整備を行う。また、市民に対し、災害時に必要な情報を確実に伝達できるよう、市ホームページ、春日市総合情報メール、市SNS等、情報伝達手段の多重化を図る。

1 市民への広報システムの整備

災害時における人命の安全性及び社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速、かつ、正確な広報を行う。

（1）災害時において様々な情報を迅速に、かつ、確実に市民に伝達するため、春日市総合情報メールの受信希望者や、市SNS登録者数の増加に努める。

（2）公用車にスピーカー等の広報装置の整備を行う。公用車が利用できない場合を想定し、自転車や二輪車を含めてその時点で安全に広報できる手段を整備する。

（3）高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の避難行動要支援者に対しては、電話、ファクシミリ、手話、録音テープ等により効果的、かつ、迅速な情報提供を行う。

また、適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

2 通信手段の確保

（1）災害時優先電話の周知

NTTの災害時優先電話の制度を職員に周知する。

【資料 105 災害時優先電話一覧表】

（2）関係機関との通信手段

市に設置されている、福岡県防災・行政情報通信ネットワークについて、県が主催する講習及び情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用する。

3 情報処理体制の整備

（1）情報処理の習熟

情報の受信、発信、情報集約方法、報告等の災害時の情報処理について、防災訓練その他の情報伝達訓練や防災に関する研修等において、訓練を行い、業務に習熟する。また、安否情報システムの習熟のため、国が実施する安否情報システム運用訓練に参加するとともに関係職員への教育を実施し運用業務に習熟させる。

（2）様式等の整備

情報処理に使用する様式等について、いつでも使えるよう必要な準備を整える。

3節 広域応援体制の整備〔各部〕

1 市町村間の相互協力体制の整備

「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月）」に基づく防災相互応援の体制整備を推進する。

【資料 08 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定、実施要領】

2 自衛隊との連携強化

平常時から応援内容や方法等について協議し、また、総合防災訓練を実施して連携を強化し災害時における応援体制の確立を図る。

3 関係団体との協定の整備

（1）各部は対策業務に関連する以下の協定を締結するとともに必要に応じて防災対策に関わる協定を締結する。

ア 流通業者との協定

イ 建設業者との協定

ウ 地域の放送事業者との協定

エ 社会福祉施設、社会福祉サービス事業所との協定

オ その他防災対策に関連する事業者との協定

（2）協定を締結した部は協定書の写しを安全安心課に提出する。

4節 非常用物資の備蓄〔総務部、協働推進部、都市整備部、教育部〕

災害に対する非常用物資の備蓄は、市、自主防災組織及び各家庭における備蓄並びに流通備蓄による体制を整備する。

備蓄品について、災害発生時、常に使用できるように随時点検を行い、不良品の更新、必要数の確保及び整備を図る。

1 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄

（１）個人備蓄

各家庭において、災害に備えて最低３日分の飲料水、食料及び生活必需品を備蓄する。

（２）市の備蓄

災害発生時に、迅速、かつ、安定した物資を供給できる事業者と協定を締結し、飲料水、食料及び生活必需品の確保を図る。

また、必要に応じて市内の防災拠点となる小・中学校において、水泳用プールの水を生活用水として利用できるように整備するほか、井戸を整備し生活用水の確保を図る。

流通備蓄を補うものとして、市の防災拠点である総合スポーツセンターに、想定される避難者３日分の食糧及び生活必需品を備蓄する。

【資料 110 総合スポーツセンター災害用備蓄品一覧】

（３）事業所の備蓄

事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

2 防災用資機材の備蓄

市役所内倉庫及び各自主防災組織の所有する防災倉庫に災害応急・復旧対策に必要な資機材を備蓄する。

また、その他必要な資機材等については、供給できる事業者と協定を締結し確保を図る。

【資料 09 市備蓄資器材一覧・防災倉庫資材管理簿】

3 防疫、衛生用資機材の備蓄

消毒用・そ族昆虫駆除用の薬剤等防疫、衛生用資機材は県と協力して備蓄する。

また、組立式仮設トイレについては、物資を供給できる事業者と協定を締結し、確保を図る。

4 備蓄品の管理

備蓄品の点検は、各担当部において定期的に実施し、適宜補充し、更新する。

また、その結果は安全安心課へ報告する。

5 節 消防及び医療体制の整備〔総務部、地域共生部、消防機関〕

1 消防体制の整備

（1）常備消防力の強化

市における常備消防力を、災害発生時に最大限有効に活用するため、警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。

（2）消防団の強化

災害時に消防団員が効果的に消防活動を行うよう、平常時から技能向上を目指し教育訓練を行う。

また、消防団組織の整備と防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実強化を図る。

2 医療体制の整備

（1）医療機関の状況の把握及び連携の確保

災害時の医療を確保するため、必要な医療機関に関する情報を把握し、災害時の協力体制を確立する等連携を保つ。

（2）避難救護班の編成整備、訓練等

避難救護班の編成計画を整備し、職員に周知するとともに、防災訓練等において班編成の訓練を行う等、職員の習熟を図る。

（3）通信手段の確保

災害拠点病院その他の医療機関との連携及び連絡体制を確保するとともに、災害時の通信手段を確保する。

【資料 43 災害拠点病院一覧表】

（4）医薬品等の確保

災害時の医薬品の調達について、調達の予定先の状況の把握に努め、災害時の協力体制を確立する等連携を保つ。

6 節 緊急輸送体制の整備〔総務部、都市整備部、警察、関係機関〕

1 緊急輸送路

（1）緊急輸送路の確保

災害応急活動を円滑に実施するため市内の各避難所、緊急医療機関等を結ぶ輸送路は県警察や関係機関と協議の上確保する。

（2）効率的な緊急輸送のための措置

効率的な緊急輸送を実施するため、県警察と協議の上、緊急車両用の赤色灯サイレン、ステッカー及び通行禁止等の看板を事前に整備する。

（3）緊急通行車両の事前届出

災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを行うため、あらかじめ県公安委員会に対し緊急通行車両の事前届出を行う。

（4）緊急輸送路の啓開体制

道路管理者は、発災後の緊急輸送路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結する。

2 航空輸送

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、臨時ヘリポートを指定する。

2 章 市民の防災行動力の向上

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、市民に対する防災意識の高揚、防災知識の普及、自主防災組織の活動支援及び防災訓練を行う。

1 節 市民に対する防災知識の普及〔総務部、協働推進部、教育委員会〕

1 学校教育での普及

教育委員会は、児童、生徒、教職員及び保護者に対して学校での防災教育活動の機会（防災訓練、防災関係行動、授業参観等）を通じて、安全確保のための知識の普及を行う。

2 社会教育での普及

職員出前講座『あすか市民塾』等の社会教育の機会を利用して、防災上必要な知識の普及に努める。

3 印刷物による防災知識の普及

（1）「市報かすが」による普及

風水害等の災害特集記事その他防災に関する記事を必要に応じて市報に掲載し市民の防災知識の普及を行う。

（2）「防災ガイドブック」及び「浸水ハザードマップ」による普及

市民に対し「防災ガイドブック」及び避難場所や避難所、災害危険想定箇所等を掲載した「浸水ハザードマップ」による防災知識の普及を行う。

2 節 自主防災組織の育成〔総務部、協働推進部、消防機関〕

市は、地域ごとの自主防災組織の育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、災害時における避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

1 自主防災組織の育成

市及び消防機関は講習会、防災訓練等の防災行事等を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、自主防災組織を育成する。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努めるものとする。

2 活動支援

- （１）自主防災組織の育成と強化を図るため、県が実施する研修に組織の中心となるリーダーを参加させる。
- （２）消火、救助、救護等のための資機材を充実する。
- （３）災害時において、自主防災組織の活動が的確に行うことができるよう、災害に関する情報の伝達、活動指導等を行う。
- （４）住民及び当該地区に事業所を有する事業者から地区防災計画書の提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- （５）個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

【資料 10 自主防災組織装備資器材一覧】

3 事業所の自主防災体制の強化

事業所は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制を整備する。

- （１）危険物等の管理体制を強化する。
- （２）防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。
- （３）事業所内における防災訓練を強化する。
- （４）食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。
- （５）自主防災組織と積極的に協力して事業所及び周辺地域の安全を確保する。
- （６）業務継続計画の作成に努める。

3 節 防災訓練の実施〔総務部、関係機関〕

地域防災計画の習熟及び関係機関との連絡体制の強化並びに市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、消防機関、自衛隊、県警察その他の関係機関と市民及び自主防災組織の協力を得て、風水害等に関する訓練を実施する。

また、訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努める。

1 総合防災訓練

災害時の防災体制の万全を期すため、自衛隊をはじめとする防災関係機関及び市民の協力を得て、大雨及び土砂災害等による災害を想定して総合的な訓練を行う。

2 各種訓練

災害応急対策を迅速、的確に行うため図上訓練、組織動員訓練、消防訓練、避難訓練等を行う。

4節 災害ボランティアの活動支援対策〔地域共生部〕

大規模災害時において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、市職員だけでは十分対応できず、災害ボランティアの協力が不可欠であるため、平常時から、災害ボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体、NPO等のボランティア団体との連携を密にするとともに、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

【資料 11 ボランティア活動マニュアル】

1 災害ボランティアの役割と協働

災害時におけるボランティア活動について、その自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮しながら、災害ボランティアと協働して災害対応を行う。

2 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、社会福祉協議会や関係団体と協議し、地域防災計画において災害ボランティアの受入れに関する実施計画及び受入体制の整備を定める。

3 災害ボランティア活動の支援

災害時における災害ボランティア活動の円滑な活動ができるよう活動拠点、資機材等の活動環境の整備に努める。

4 災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成や支援

（１）講習会及び防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成や支援に努める。

（２）社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成等、災害ボランティアの育成及び支援に努める。

3 章 被災者支援対策の整備

被災者への支援対策を充実するため、食料の備蓄及び調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行う。その際、ニーズの違い等男女の双方の視点に十分配慮するものとする。

1 節 生活支援対策〔関係各部〕

災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品等に関して、市民に対して必要な備えを呼びかけるとともに、調達に必要な情報等の収集を行う。

1 個人備蓄の促進

災害時に最低限必要となる食料、生活必需品等を個人で備蓄し、非常時に持ち出せるようにしておくことを周知し、普及を図る。

2 食料等の確保

（1）調達先の情報収集

市において、災害時に調達すべき食料、生活必需品その他の物資について、調達先、調達能力等の情報を把握しておく。

（2）協力関係の樹立

調達を予定する相手方と、災害時の対応について理解及び協力を求め、情報交換に努めるとともに、災害時の生活物資応援協定締結の推進を図る。

2 節 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定〔関係各部、教育委員会〕

避難対策として、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、自主防災組織による防災訓練、防災に対する啓発講演及び広報誌等市の出版物を通じ市民への周知を図る。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

（1）指定緊急避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所）をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図るものと

する。

指定緊急避難場所は、次の 2 種類を指定する。

ア 一時避難場所

災害発生時に、家屋の倒壊、地盤の崩壊、火災の発生等の危険を避けるための場所で、住民が容易に避難できる至近距離にある場所とする。

指定に際しては、おおむね次の点に留意する。

- （ア）災害時の安全が確保されていること。
- （イ）周辺住民等の避難が容易であること。
- （ウ）地区の住民の相当数が混乱なく避難可能な面積を有していること。
- （エ）原則として次の施設から選定する。

- ・小・中学校のグラウンド
- ・公園等
- ・公共施設のオープンスペース

イ 広域避難場所

災害等により大火災の発生のおそれがあるとき等に、一時避難場所から更に避難する場所とする。

指定に際しては、おおむね次の点に留意する。

- （ア）災害時の安全が確保されていること。
- （イ）避難が容易であること。
- （ウ）相当多数の住民が混乱なく避難可能な面積を有していること。
- （エ）原則として次の施設から選定する。

- ・大規模な公園
- ・その他広い面積の空間を有する施設等

（2）指定避難所

市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況、感染症対策等を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市有施設を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な発信手段の整備に努めるものとする。

指定避難所は、次の 3 種類を指定する。

ア 一時避難所

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、比較的軽微な災害時に、優先して開設を予定する。

指定に際しては、おおむね次の点に留意する。

- （ア）避難者が宿泊することが可能な屋内のスペースがある施設であること。
- （イ）原則として公民館等を避難所として選定する。
- （ウ）特別な事情により地区公民館等が利用できないときは、その他の公共施設を避難所として選定する。
- （エ）土砂災害警戒区域内に位置する建築物は、一時避難所として指定しない。

イ 収容避難所

比較的大規模な災害時において、多数の被災者が発生し、一時避難所の収容能力を上回ったときに開設を予定する。

原則として小・中学校の体育館等を避難所として選定する。また土砂災害警戒区域内に位置する建築物は、収容避難所として指定しない。

ウ その他の避難所

（ア）福祉避難所

高齢者、障がい者等の要配慮者及び感染症感染者等で、通常の避難施設での生活が困難な者を収容するための施設で、必要に応じ社会福祉施設等協定施設及び公共施設等の中から適宜選定する。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成するよう努めるものとする。

（イ）臨時避難所

大規模な災害時において、多数の被災者が発生し、指定の避難施設では避難者を収容することができない場合の対策として、大規模施設等を避難所として活用することについて、施設管理者と協議を進める。

また、グラウンド等の空き地で、安全上支障のない場所について、テント等を設置して緊急の避難所とする。

【資料 12 地区防災ブロック一覧表】

【資料 13 避難所（場所）一覧表】

3 節 避難行動要支援者対策〔関係各部、消防機関、自主防災組織〕

市は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することに配慮が必要な者（以下「要配慮者」という。）であって、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下

「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、この節において「指針」という。）に基づき作成した「春日市避難行動要支援者避難支援プラン」により、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

1 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- （１）消防機関
- （２）春日警察署
- （３）民生委員・児童委員
- （４）市社会福祉協議会
- （５）自治会長
- （６）自主防災組織
- （７）社会福祉事業者
- （８）その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

2 社会福祉施設、病院等の対策

市は、避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、病院等の管理者に、避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備の充実及び施設の整備の促進を要請する。

（１）組織体制の整備

社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に備え、予め防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織、ボランティア組織等及び近隣住民と連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

（２）防災設備等の整備

社会福祉施設、病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

また、災害発生に備え避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮し、

消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

（3）避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

市、社会福祉施設及び病院等の管理者は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

また、避難所に障がい者等のためのスペースを確保する等の措置を講じるとともに、避難所での生活に耐えることができない避難行動要支援者のために、二次的な避難施設等の整備を充実する。

3 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある施設の避難体制の整備

（1）洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

市は、水防法（第15条第1項第4号）及び土砂災害防止法（第8条第1項第4号）に規定される、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時、又は、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

【資料 108-1 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧】

【資料 108-2 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧】

（2）避難確保計画の作成等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。避難確保計画を作成し、もしくは変更したときは、遅延なく市長に報告しなければならない。また、訓練を実施したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

関係各課は、対象施設の管理者等に対し、避難確保計画の策定や定めた訓練の実施について、必要な指示を行い、定期的に確認するよう努めるとともに、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。また、水防法に基づく河川の洪水浸水想定区域内の対象施設の管理者等に対し、自衛水防組織の設置を促進する。

（3）情報伝達体制の整備

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設については、以下により情報伝達体制の整備を図る。

ア 電話、ファックス、メール等、対象施設に応じた情報伝達手段を活用する。

イ 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報、避難情報等は、対象施設の所管課から管理者等に伝達する。所管課は、いつ誰がどのタイミングで伝達するのか等をあらかじめ決め、情報伝達体制を確立しておく。

ウ ハザードマップの配布により災害危険情報の周知を平時から行う。

4 避難行動要支援者の安全確保

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は、発災時に迅速な対応が取れるよう、次の事項に留意の上避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握等を行うものとする。

ア 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

（ア）災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

（イ）市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面によって明確にする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、市に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

（ア）要介護3以上の認定を受けている者及び特殊寝台や車椅子を常時使用している者

（イ）身体障害者等程度等級表の1級又は2級

（ウ）療育手帳Aの認定を受けている者

（エ）精神障害者保健福祉手帳の障害等級の1級に該当する者

（オ）上記に準じる状態にある者

ウ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

（ア）氏名

（イ）生年月日

（ウ）性別

（エ）住所又は居所

（オ）電話番号その他の連絡先

（カ）避難支援等を必要とする事由

（キ）その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、「春日市個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

オ 名簿の更新

記載事項については年1回更新することを基本とし、新たな登録及び抹消が必要となった場合は、その都度名簿の部分修正を行い、常に最新の状態を保つものとする。

（2）個別避難計画の作成

市は避難支援関係者と連携し、避難行動要支援者について、「ご近所のつながり活動」の情報を基に避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別避難計画を作成する。作成に際しては、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、地域におけるハザードの状況、当事者の心身の状況、必要な支援の程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等を踏まえて、市が優先度が高いと判断する者から作成する。作成期間については、令和3年災害対策基本法の改正法施行後から概ね5年程度で優先度が高い者の個別避難計画の作成が完了するよう取り組むこととする。

また、それと並行して、本人・地域記入の個別避難計画づくりを進める。

ア 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

（ア）災害対策基本法第49条の14第4項に基づき、市長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。市は、個別避難計画を作成するに当たり、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

（イ）市で把握していない情報の取得が個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面によって

明確にする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、個別避難計画情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。個別避難計画情報提供の際には、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供するに当たっては、「春日市個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

ウ 個別避難計画の更新

記載事項については年1回更新することを基本とし、新たな登録及び抹消が必要となった場合は、その都度計画の部分修正を行い、常に最新の状態を保つものとする。

（3）組織体制の整備

災害時における避難行動要支援者の迅速な避難のためには、地域住民の協力が必要である。

このため、市は、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の所在を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者を支援し、そのための情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

また、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び避難行動要支援者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

（4）防災設備等の整備

市は、避難行動要支援者への災害情報伝達を効果的に行うため、緊急通報システム等の整備、普及に努める。

（5）避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の日常生活自立度及び避難行動要支援者の所在等を考慮し、避難所及び避難路等を指定し設備の充実を図る。

ア 地域福祉活動やボランティア活動の拠点として、市社会福祉センターの充実を図る。

イ 住民にボランティア活動の啓発を行い、また、活動に参加しやすいしくみの構築に努める。

5 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市及び避難支援等関係者は、要配慮者に対する避難指示等の伝達内容及び方法について、次のように配慮する。

（1）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉、表現、説明等により、的確

に伝わるよう留意する。

- (2) 同じ障がいであっても、有効な情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者等に合った必要な情報を選択して提供することに配慮する。
- (4) 聴覚や視覚に障がいがある人に対しては、災害情報の伝達を円滑かつ効果的に行うため、メール等の情報・意思疎通支援用具等の普及を進める。
- (5) 外国人に対しては、言葉や文化の違いを考慮し、情報提供を行う。

6 避難支援等関係者等の安全確保

避難行動要支援者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、市及び避難支援等関係者は、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するとともに、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮する。

4 章 災害に強い都市構造の形成

1 節 防災まちづくりの推進〔経営企画部、総務部、都市整備部、教育委員会〕

1 市街地の整備

（1）面的な整備事業の推進

都市機能の再生や災害に強いまちづくりを形成するため土地区画整理事業、市街地再開発事業による面的都市基盤整備事業を推進し、市民の理解と協力を得ながら地域の環境改善や都市防災力の向上に努める。

（2）防火地域の指定

建築物の耐火化を誘導するため、準防火地域及び高度利用地区の地域地区制度の活用を図る。

なお、準防火地域等の指定状況は、次のとおりである。

区域	準防火地域	高度利用地域	市街化区域
面 積	3 1 h a	1 5 m 地域 3 9 3 h a 2 0 m 地域 6 1 0 h a	1 , 3 1 9 h a

2 宅地及びため池等の安全対策

（1）宅地等造成行為における県との協力

一定の宅地等造成行為は、国土交通省の土木構造物標準設計基準によるものとし、市は県が行う指導監督等について協力する。

（2）急傾斜地崩壊危険区域の災害防止

ア 県は、急傾斜地の崩壊により災害発生のおそれのある区域を急傾斜地危険区域として指定する。

市は、県と協力して、所有者等に宅地の保全を指導するとともに、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、区域の安全性の確保に必要な崩壊防止工事又は危険住宅の移転について所有者等に指導及び勧告する。

イ 市は、迅速な避難伝達等の警戒体制を整備する。

ウ 市は、未指定の危険箇所については、同法に準じて災害防止に努める。

（3）ため池等の安全対策

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池に指定されているため池の現況調査や劣化、地震、豪雨による決壊の危険性の評価をするとともに、所有者と協議を行い、同調査・評価に基づき防災工事を進める。

また、ため池の決壊の恐れが生じた場合を想定し、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、浸水想定区域図やハザードマップの作成・公表を進める。

（４）危険宅地等の保全対策

災害発生のおそれのあるときは、重点的に危険宅地をパトロールし、状況に応じて必要な応急措置工事を実施して災害発生を防止する。

また、市長が所有者等に改善勧告を実施することにより危険宅地の解消に努める。

（５）危険箇所の周知

市は、県及び関係機関と協力して危険箇所を調査の上、土砂災害危険箇所図（浸水ハザードマップ）等を作成して、地域住民に周知する。

また、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、迅速に避難できるように啓発に努める。

（６）災害応急対策の準備

市は、風水害によるがけ崩れ等の二次災害防止のため、応急対策措置、水防活動に必要な人員及び資機材の確保に関し、市の土木関係業者と協定を締結して、緊急時に即応できる体制を整備する。

【資料 15-1～18 災害時における応急対策業務に関する協定書他】

3 公共施設等の耐震化及び耐火化の推進

公共施設及び民間建築物について、耐震改修促進計画に基づき、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性及び耐火性を保持するように配慮する。特に、公立学校、保育所等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新や補強に努める。

2 節 防災対策施設の整備〔都市整備部、関係機関〕

1 公共都市施設

（１）道路施設

大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路をあらかじめ選定し、その道路を重点に、道路や施設等の安全性を強化し、災害被害の防止と軽減を図るとともに、災害発生時における迅速、かつ、的確な災害応急対策が行えるように努める。

ア 市内の幹線道路の整備を推進する。

イ 県道の広域幹線道路は、県に要望し整備の推進を図る。

ウ 道路と鉄道の平面交差による交通渋滞に対処するため、鉄道との立体交差化を促進する。

エ 災害時の避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路の狭あい部は、拡幅整備による改良を図る。

（２）落石及び埋没防止対策

落石等の道路災害の発生を防止するため、危険箇所に落石防止のための柵又は法面保護を整備する。

また、土砂崩れ等による道路の埋没を防ぐために、法面等の整備を行う。

（３）公園の整備

災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を果たす公園の整備を推進する。

（４）低地域浸水予防

雨水を迅速に河川等に排除して低地域の浸水を防除するために必要な整備等を行う。

（５）河川等の整備

県及び関係機関と協力して、水害の防止を図るため、堤防及び護岸等の河川構造物、水道施設等の整備に努める。

3 節 防災拠点の整備〔関係各部、教育委員会〕

1 防災中枢機能の確保及び充実

防災中枢機能を果たす施設及び本庁舎の災害に対する、安全性の確保及び総合的な防災機能の拡充に努める。

2 防災拠点施設の確保及び充実

災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設整備に努める。その際、施設の耐火・耐震対策及び災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

（１）総合スポーツセンター

資機材、食料等の非常用物資の集積及び救護の拠点とするとともに、避難所として位置付ける。

（２）その他の公共施設

施設利用者の生命及び身体を保護するため、また、住民等の避難場所及び避難所として機能させるため、施設の耐震診断を行い、必要に応じて耐震強化を行う。

3 避難場所等の調査

市が指定している避難場所等について災害時に避難者の安全が確保されるよう設備の質が維持されているか、また設置してある備品等が災害時に有効に利用できる状況にあるかを当該施設管理課が調査及び点検を行い、常に最新の情報を把握する。

4 節 災害用臨時ヘリポートの整備〔総務部、教育委員会、関係機関〕

災害時の救助、救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に行うため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの整備に努める。

【資料 19 災害時用臨時ヘリポート】

1 臨時ヘリポート

[市内の臨時ヘリポート一覧表]

臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	広さ(m)	備考
総合スポーツセンター グラウンド	大谷 6 丁目 2 8 番地	文化スポーツ課	110×65	大型 不可
白水大池公園 多目的広場	大字下白水 2 0 9 番地	都市計画課	120× 90	
西野球場	白水ヶ丘 2 丁目 1 0 4 番地	文化スポーツ課	104×104	
県営春日公園球技場	原町 3 丁目 1 番地 4	那珂県土整備事 務所	150× 60	大型 不可
日の出小学校 グラウンド	日の出町 3 丁目 1 番地 1 0	日の出小学校	110× 60	大型 不可

2 臨時ヘリポートの表示

- (1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5 m 程度の円を書き、中に H の字を表示する。
- (2) 旗又は発炎筒等により風の方角を表示する。

3 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) 航空機を中心として半径 2 0 m 以内は、火気厳禁とする。

4 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合は、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

3編 災害応急対策計画

1章 応急活動体制

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市が災害応急対策を実施するために、早期に指揮命令系統を確立するとともに、活動を行う組織体制の確立、職員等の動員及び柔軟な配備、関係機関等への速やかな応援要請を行う。

1節 災害対策本部以外の防災体制〔各部〕

0 注意体制

（1）設置

- ア 大雨・洪水警報が発表されたとき。
- イ 暴風警報が発表され、かつ、市域が台風の暴風圏に入ったとき。
- ウ その他災害の発生が予測されるとき。
- エ 安全安心課長が設置する。

（2）業務

- ア 災害情報の収集及び県、自主防災組織等関係機関との連絡調整
- イ 市内の危険箇所及び河川等の監視及び警戒

（3）組織

安全安心課職員で組織する。

また、安全安心課長が必要と認めるときは、安全安心課職員その他関係及び都市整備部職員を招集する。

（4）廃止

安全安心課長は、次の場合、注意体制を廃止する。

- ア 災害初動対策室、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。
- イ 市内に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。

（5）その他

細部業務については、「風水害時における注意体制業務マニュアル」による。

1 災害初動対策室（第1配備）

（1）設置

- ア 1時間雨量40mm又は3時間雨量70mmを記録したとき。
- イ 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されるまでの間で、被害の程度が不明な初期の段階であるとき。
- ウ 総務部長が設置する。

（2）業務

災害情報等の迅速な収集伝達とその後の状況に迅速に対応できる体制をとる。

（３）組織

都市整備部関係職員、指定された職員及び安全安心課の職員で組織し、危機管理担当が事務局となる。

また、総務部長が災害初動対策上必要と判断するときは、前述の職員のほか、関係職員を配置させることができる。

（４）廃止

総務部長は、次の場合、災害初動対策室を廃止する。

ア 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

イ 市内に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。

（５）その他

細部業務については、「風水害時における第１配備業務マニュアル」による。

２ 災害警戒本部（第２配備）

（１）設置

ア １時間雨量６０mm又は３時間雨量１１０mmを記録したとき、あるいは総雨量１００mmを記録したとき。

イ 避難指示等に基づき避難所を開設する必要があるとき。

ウ 相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される災害の場合で、災害対策本部の設置に至らないとき。

エ 副市長が設置する。

（２）業務

災害や被害に関する情報収集及び伝達並びに職員配備状況の把握を行う。
その他、災害に応じた必要な措置を行う。

（３）組織

都市整備部関係職員、他部の管理職全員、指定された職員及び安全安心課の職員で組織し、危機管理担当が事務局となる。

また、副市長が災害初動対策上必要と判断するときは、前述の職員のほか、関係職員を配置させることができる。

（４）廃止

副市長は次の場合、災害警戒本部を廃止する。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したと、副市長が認めるとき。

ウ 災害のおそれがあった場合で、市内に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。

（５）その他

細部業務については、「風水害時における第２配備業務マニュアル」による。

2 節 災害対策本部〔各部〕

1 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法及び春日市防災対策本部条例（昭和49年条例第42号）に基づき、市域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市長が設置する。市長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）となり、職員を統括し、防災活動を推進するための組織である。

なお、本部を設置するに至らない災害に当たっては、「注意体制」を敷く又は「災害初動対策室」若しくは「災害警戒本部」を設置し事態の対応に当たる。

【資料26 春日市災害対策本部条例】

【資料27 災害対策本部の各対策部長と班長一覧表】

【資料28 災害対策本部業務分担一覧表（抜粋）】

（1）設置基準

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水警報等が発令され、市内に重大な災害が予測され、その対策を要すると認められるとき。

イ 大規模火災、爆発その他重大な災害が発生し、応急対策を必要とするとき。

ウ その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策又は防災の推進を強力に図る必要があるとき。

（2）市長への連絡

災害対策本部を設置すべき災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合は、各配備の責任者は市長の安否を確認するとともに、市長に対し次の事項を確認及び報告する。

ア 市長等の安否の確認

イ 災害の規模、その時点で把握された被害の状況、被害予測及び対応状況の報告

ウ 災害対策本部の設置の上申

エ 登庁の方法及び時期の確認

オ その他必要な事項の報告（応急対策の指示、応援要請に関する事項等）

（3）組織

ア 災害対策本部組織図に掲げる職員をもって構成する。

イ 災害対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における事務分掌は、時間経過に対応する具体的内容を定める。

また、各担当の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定する。

なお、組織区分は平常時の組織に対応させることを基本とする。

（4）所掌事務

ア 本文に記述されている業務の他、災害対策本部業務分担一覧表抜粋（資

料 28) のとおりとする。

イ 市防災会議と厳密な連絡の下に市域における災害予防及び災害応急対策を実施する。

(5) 周知

本部長は、災害対策本部を設置したときは、県、関係地方行政機関、指定地方公共機関、報道機関等へ通知する。

(6) 廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消されたと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは災害対策本部を廃止する。

なお、その場合の通知については、上記（5）と同様とする。

(7) 運営

ア 本部長は、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催し、その議長となり災害予防及び災害応急対策の実施の方針について決定する。またこの本部会議には自衛隊、県警察などの防災機関もリエゾンとして参加依頼を行う。

イ 副本部長は副市長、教育長とする。

ウ 本部員は次の者とする。

- ・経営企画部長、総務部長、市民部長、地域共生部長、協働推進部長、都市整備部長、こども支援部、教育部長、議会事務局長
- ・消防長又はその指名する消防吏員
- ・消防団長

エ 本部長に事故あるときは副本部長がその職務を代理する。なお本部長、副本部長に事故又は不在時の順序は、次の順位のとおりとする。

- 1 位 総務部長
- 2 位 経営企画部長
- 3 位 市民部長

オ 本部長は、本部会議を開くいとまがないときは、副本部長及び事務局と協議の上その事務を処理する。

カ 各部は対策本部会議開催までに対策本部会議資料を作成し各配備における事務局まで提出する。

【資料 61 対策本部会議報告資料】

(8) 構成

ア 災害対策本部に部を置く。ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援体制を敷くことがある。

イ 部は本部長の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。

(9) 各部連絡員

ア 災害対策本部室に、必要に応じ各部の連絡員を待機させる。

イ 連絡員は、災害対策本部総合対策部と各部との間の連絡調整に当たる。

(10) 関係機関との調整

ア 防災会議

- （ア）市全体の防災活動の遂行のため、必要に応じて防災会議を招集する。
- （イ）防災会議は、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整並びに緊急措置に関する計画の作成及び実施等を行う。

イ 防災関係機関

県、指定地方行政機関、指定公共機関、地方公共機関、関係地方公共団体等との連絡調整を行う。

（１１）災害対策本部室

- ア 災害対策本部室は、４０４、４０５、４０６会議室（本庁舎４階）に設置する。本部会議は庁議室または災害対策本部室で実施する。
- イ 各部の部長、副部長、班長、副班長及び必要人員が常時勤務する。
- ウ 各部は待機場所において指揮、連絡を行なう責任者を指名しておくものとする。

（１２）本庁舎が災害で使用できない場合を想定して、対策本部を本庁舎以外で設置できる施設は、市総合スポーツセンターとする。

２ 現地災害対策本部の設置

災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、本部長は、現地における対策が必要であると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

（１）現地本部長

現地本部長には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（２）現地本部員

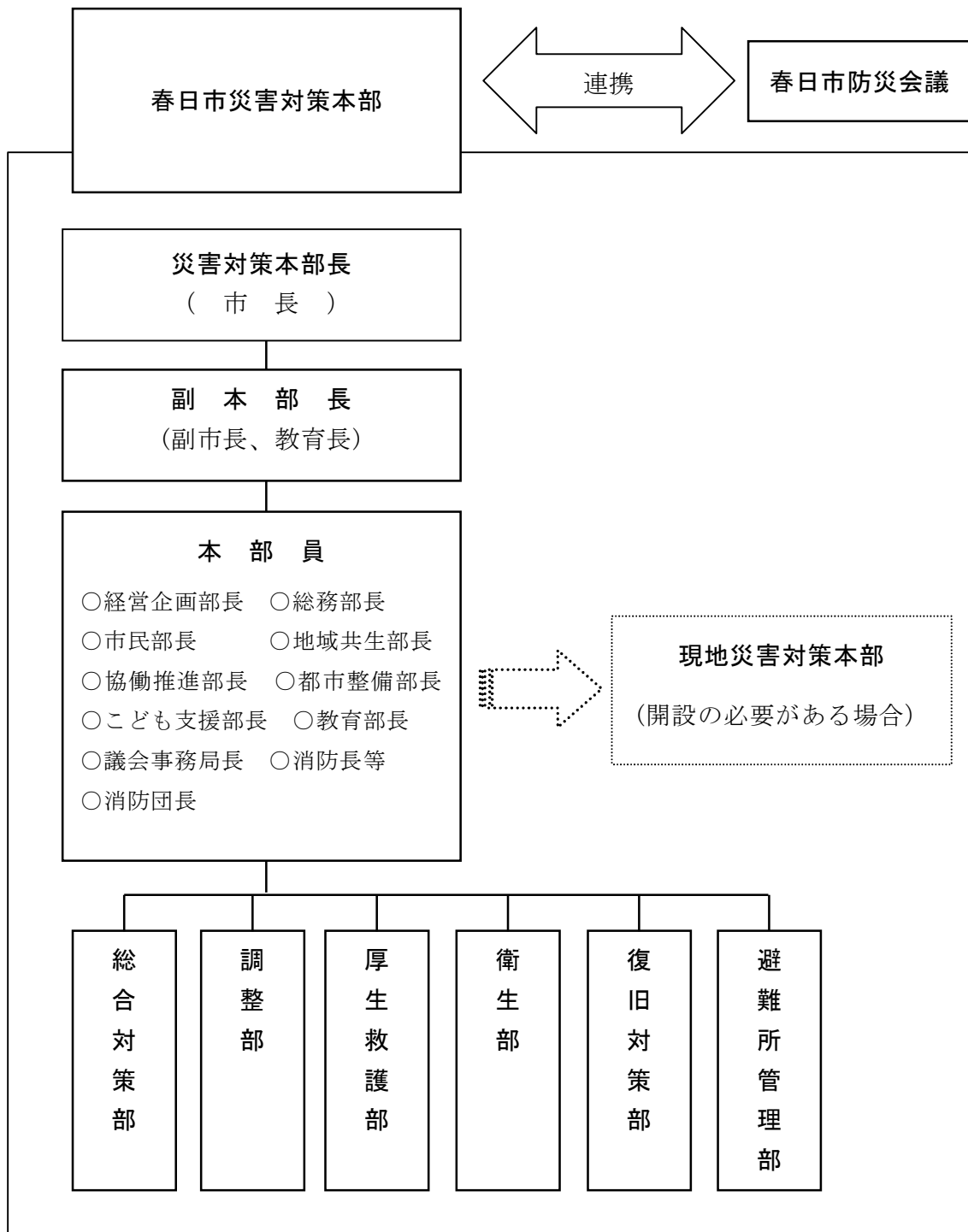
現地本部員には、本部副部長及び本部班長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（３）現地本部の廃止

本部長は、災害対策本部を廃止するときその他現地本部を設置しておく必要がないと認めたときは現地本部を廃止する。

なお、現地本部の設置及び廃止の通知については、上記１の（５）と同様とする。

[春日市災害対策本部組織図]



3 節 職員の招集及び配備〔全職員〕

災害時に、災害対策本部の組織体制を確立し、災害応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、職員の招集及び配備を行う。大規模災害時に予想される連絡手段の制約、職員の被災、交通機関の途絶等に配慮し、職員の自主参集、登庁場所の特例、初動期の配備編成の臨時措置等をとる。

【資料 20 職員参集基準】

【資料 22-1 風水害等対策における配備要員表】

1 職員の心構え

- (1) 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
- (2) 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、テレビ、インターネット、ラジオ等によって情報を得るとともに、配備の状況等を確認するように努めること。
- (3) 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、連絡がない場合であっても、自らの判断で定められた部署へ自主参集すること。

【資料 23 職員の災害に対する心構え】

2 職員の招集の方法

(1) 夜間・休日等職員の勤務時間外

ア 注意体制

配備要員は配備基準を満たすとき、自動的に参集する。

イ 第 1 ～ 3 配備

各配備体制の参集基準に基づき、安全安心課または総合対策部事務局が招集する。配備要員への連絡は、全職員宛の職員緊急連絡メールを基本とする。

メールを受信できない職員にはビジネスチャットまたは電話による招集を行う。

(2) 勤務時間内

ア 注意体制

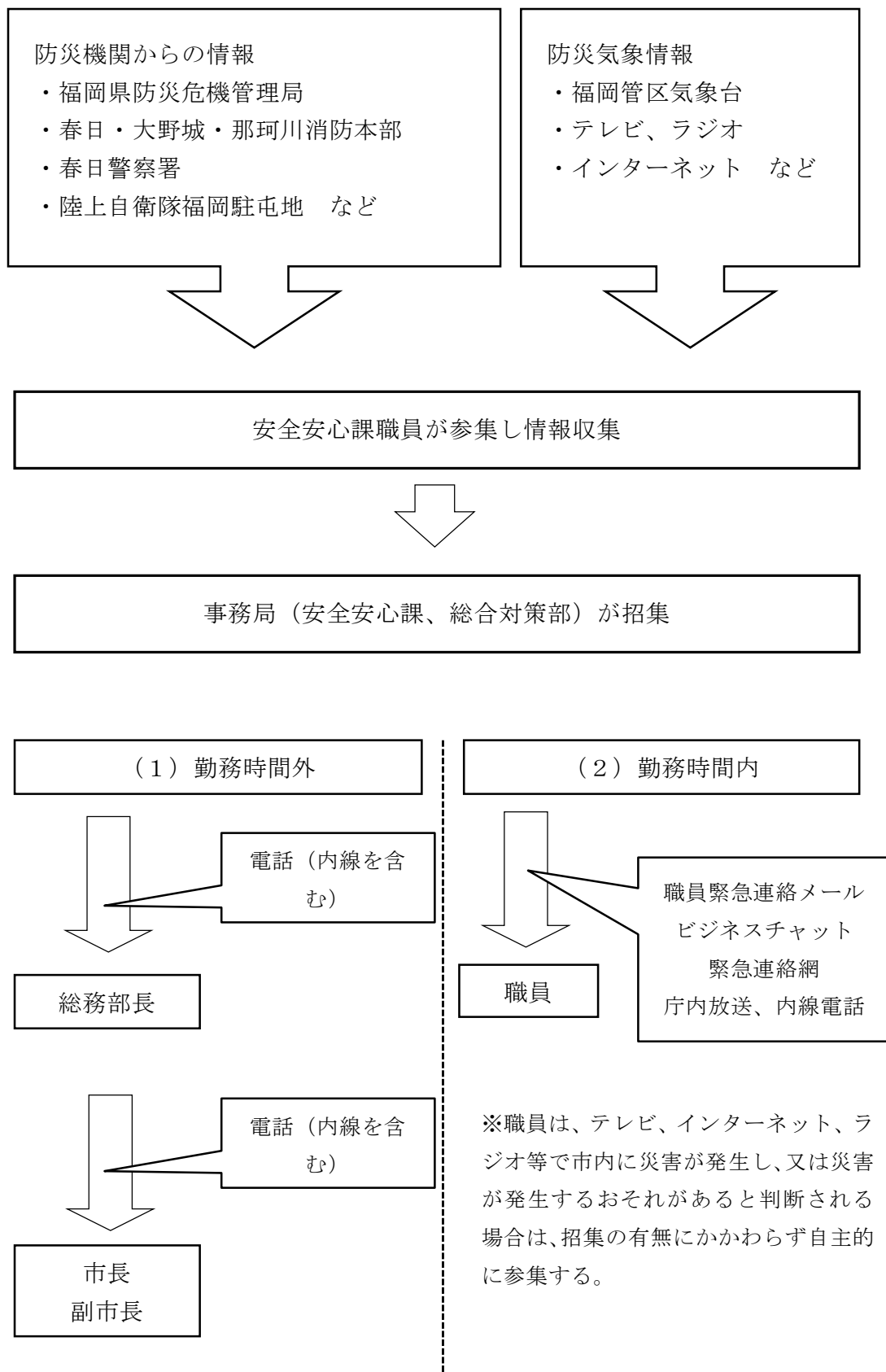
配備要員は配備基準を満たすとき、自動的に参集する。

イ 第 1 ～ 3 配備

各配備体制の参集基準に基づき、安全安心課または総合対策部事務局が招集する。配備要員への連絡は、庁内放送を基本とする。

庁内放送を受信できない職員には内線電話またはビジネスチャットによる招集を行う。

[招集の連絡体制]



3 職員の参集場所

- (1) 職員は、所属する勤務場所に参集することを基本とする。
- (2) 勤務場所が本庁舎ではない職員は、各部の責任者又は調整部長の指示の下、必要に応じて本庁に参集する。

4 配備編成の臨時措置

(1) 初動期の配備

- ア 参集した職員は、その時点で優先する業務に集中して従事する。
- イ 本庁舎以外へ参集した職員は各部の責任者又は調整部長の指示の下それぞれの職務を行う。

(2) 各部間の応援

- ア 調整部は、重要な応急活動を所管する部の人員が不足すると判断するときは、各部に応援を指令する。
- イ 各部において活動人員が不足するときは、調整部に対して職員の応援を要請する。

5 職員の把握及び報告

- (1) 登庁した職員は、災害時受付票により、氏名、所属及び登庁途上に得た災害に関する情報を班長又は上司に報告する。
- (2) 登庁職員の状況は、各部において把握し、その人員数及び活動人員の過不足について定時に調整部に報告する。

【資料 24 災害対策本部配備報告様式】

【資料 25 災害対策本部配備状況報告様式】

4 節 応援要請〔総合対策部、調整部、厚生救護部〕

災害が発生した場合、市及び防災関係機関はあらかじめ定める事務分掌に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の地方公共団体及び関係機関の協力を求め、災害対策を円滑に実施する。

各部からの応援要請や他の地方公共団体及び関係機関からの応援の申出は、調整部が窓口となり、各部との連絡及び調整の上応援を受け入れる。

【資料 29 防災関係機関通信窓口】

1 県への要請

(1) 応援の要請

本部長又は市長は、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

また、市長は災害救助法に基づく応急対策等の実施を知事に要請する。

（２）あっせんの要請

本部長又は市長は、災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員等の派遣についてあっせんを求めることができる。

〔連絡先〕

名 称	電 話
防災危機管理局	092-643-3114（防災情報係） 092-643-3117（FAX） 78-700-7024（福岡県防災・行政情報通信ネットワーク）
那珂県土整備事務所	092-513-5561（総務課） 092-513-5606（FAX） 78-821-711（福岡県防災・行政情報通信ネットワーク）
保健医療介護総務課	092-643-3237（総務係） 092-643-3241（FAX）

2 福岡県内市町村への応援要請

本部長又は市長は、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（資料 08）に基づき、次の内容について応援要請を行う。

- ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ・被災者の一時収容のための施設の提供
- ・被災傷病者の受入れ
- ・遺体の火葬のための施設の提供
- ・ごみ、し尿等の処理のための施設の提供
- ・ボランティアの受付及び活動調整
- ・その他特に必要な事項

3 近隣地域の相互応援協力

福岡市と筑紫地区の市（大野城市、太宰府市、筑紫野市及び那珂川市）は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について相互に応援協力を図るものとする。

[近隣市及び担当部局]

市名	担 当 部 局	電 話
福岡市	市民局 防災・危機管理部 防災・危機管理課	092-711-4056 092-733-5861 (FAX)
大野城市	危機管理課	092-580-1899 092-572-8432 (FAX)
那珂川市	安全安心課	092-953-2211 092-953-0688 (FAX)
太宰府市	防災安全課	092-921-2121 092-921-1601 (FAX)
筑紫野市	危機管理課	092-923-1111 092-923-5391 (FAX)

4 その他の地方公共団体に対する応援又は派遣の要請

(1) 他の市町村長等に対する応援の要請

本部長又は市長は、災害対策基本法第6 7条の規定に基づき、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

(2) 他の市町村又は県の職員の派遣要請

本部長又は市長は、地方自治法第2 5 2条の1 7の規定に基づき、法律に特別の定めがあるものを除くほか、災害時における市の事務の処理のため、特別の必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長に対し、その職員の派遣を求めることができる。

また、その他の地方公共団体から応援の申出があった場合、春日市災害時受援計画に基づき、調整部において受入体制を整える。

5 防災関係機関に対する応援又は派遣の要請

本部長又は市長は、災害対策基本法第2 9条第2項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、その職員の派遣を要請することができる。

防災関係機関への応援要請は、総合対策部又は秘書広報課が窓口となり、各部が受け入れる。

また、防災関係機関は、災害対策本部等が設置された場合、情報の収集及び連絡調整のため連絡員等を派遣する。

6 自衛隊の派遣要請

【資料 30 自衛隊の活動内容】

(1) 派遣要請の実施

知事への派遣要請は、総合対策部又は安全安心課が行う。

（2）派遣要請の基準

全市域にわたって被害が生じ、市の活動のみでは対応が困難なときに派遣要請を行う。

家屋の倒壊、構造物の破損等があるとき等甚大な被害が把握された場合には、被害状況の詳細が把握及び集約されない時点においても、全体の被害状況を推測して応援要請を行う。

（要請基準）

ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

（3）派遣要請依頼手続

ア 自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、市長の指示により、直ちに知事に自衛隊の災害派遣を依頼する。

イ 知事へ依頼する場合は、次の事項を電話又は口頭により明確にする。文書による依頼は、電話又は口頭による依頼の後に整える。

【資料 31 災害派遣被要請部隊名】

（ア）災害の状況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

ウ 知事へ派遣の要請を行ったときは、陸上自衛隊第4師団（第4後方支援連隊）へもその旨を連絡する。

エ 知事への依頼をすることが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団（第4後方支援連隊）に対し、知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。

（4）自衛隊への情報提供等

ア 市内で災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、自衛隊の派遣要請を行うか否かにかかわらず、次の事項を陸上自衛隊第4師団（第4後方支援連隊）に連絡する。

（ア）災害発生の実態

（イ）その時点で把握している被害状況

（ウ）本市の対応状況

（エ）後刻派遣要請を行う場合があること

（オ）偵察等の事前対応の可否

イ 事態の推移に応じて、逐次自衛隊との連絡を行うものとする。

（5）派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力し、次の業務を実施する。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 被災者の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消火活動
- カ 道路又は水路の応急啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯又は給水の支援
- コ 危険物の保全及び除去
- サ その他

(6) 派遣部隊等の活動調整及び受入れ

ア 災害救助活動の調整

(ア) 災害救助活動の調整

自衛隊派遣部隊の活動の調整は、活動内容に応じて各部において行う。

(イ) 派遣部隊の拠点

派遣部隊の野営地等の活動拠点は、被害が軽微な地域に存する公園等又は宿泊可能な市の施設をもって充てる。

(ウ) 活動に要する資機材等

派遣部隊の活動に必要な資機材については、活動内容に応じて各部において準備する。

イ 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

(ア) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣にかかわる事項に限る。）

(イ) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設、借上料、電気料及び上下水道料

(ウ) 活動のため現地で調達した資器材の費用

(エ) その他の必要な経費については事前に協議しておくものとする。

ウ その他

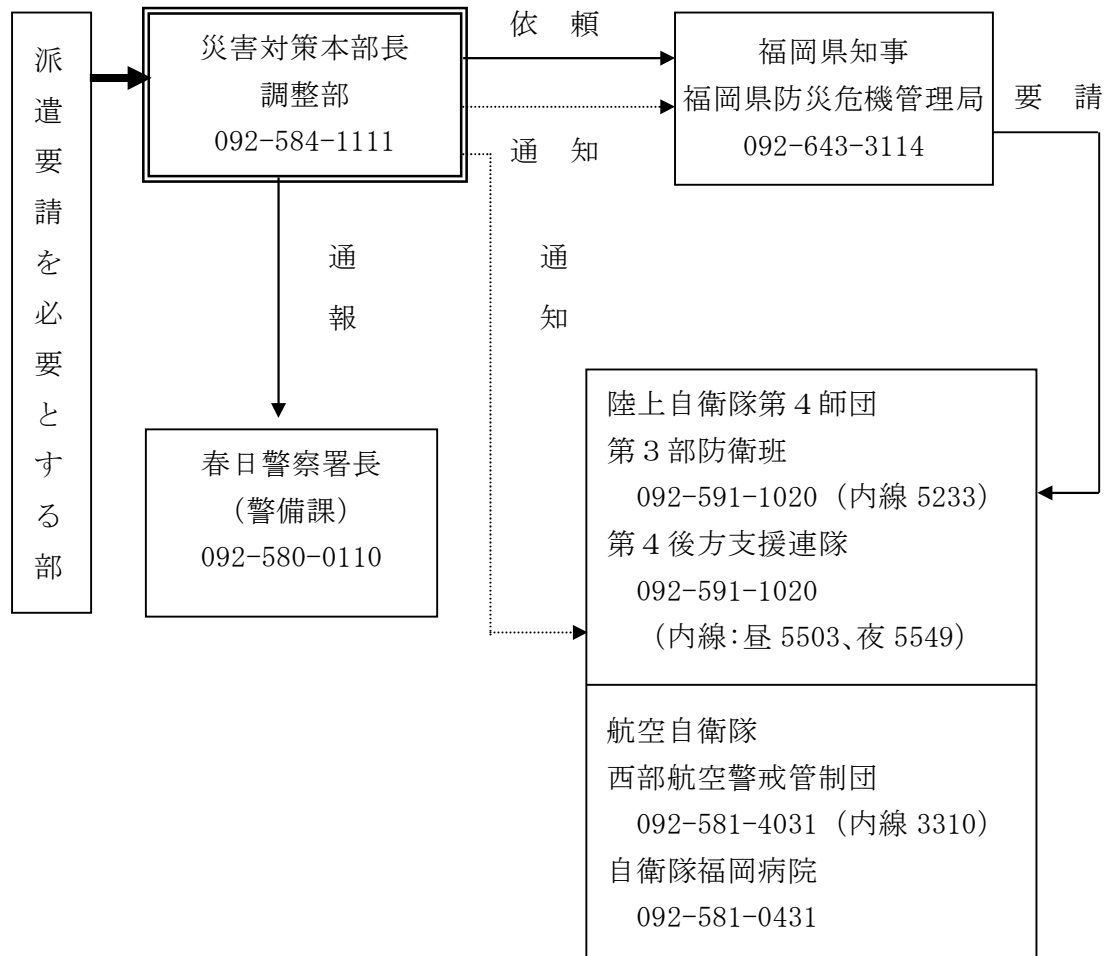
ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

(7) 撤収要請

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、本部長又は市長は速やかに、知事に自衛隊の撤収要請の連絡を取るものとする。

【資料 32 自衛隊災害派遣・撤収要請書様式】

〔派遣要請系統図〕



——— 知事に派遣の依頼
 通信の途絶等により知事に依頼ができないとき

5 節 受援計画〔調整部〕

市が応急対策を実施するに当たり、必要に応じて他の地方公共団体及び関係機関からの応援を受け入れる。応援の受け入れは、「春日市災害時受援計画」に基づき、調整部が窓口となり各部との連絡及び調整の上実施する。

【資料 109 春日市災害時受援計画】

2 章 災害救助法の適用

市からの被害情報に基づき、県が災害救助法を適用する。市で災害が発生した場合、迅速、かつ、正確に市内の被害状況を収集し把握の上、県に情報提供しなければならない。

1 節 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市の区域に同一原因での災害による市の被害が次の基準に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。また、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、国の災害対策本部が設置されたときにも適用される。

1 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
1. 市内の住家が滅失した世帯数	100 世帯以上	第 1 項 第 1 号
2. 県内の住家が滅失した世帯数のうち市内の住家が滅失した世帯数	県 2,500 世帯以上 市 50 世帯以上	第 1 項 第 2 号
3. 県内の住家が滅失した世帯数のうち市内の住家が滅失した世帯数	県 12,000 世帯以上 市 多数	第 1 項 第 3 号
4. 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	内閣府令で定める基準に該当すること	第 1 項 第 3 号
5. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	内閣府令で定める基準に該当すること	第 1 項 第 4 号

2 失世帯の算定

- (1) 全壊（全焼・全流失） 1 世帯
- (2) 半壊（焼）滅失は 2 分の 1 2 世帯をもって 1 世帯
- (3) 床上浸水は 3 分の 1 3 世帯をもって 1 世帯
- (4) 「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位とする。

2 節 災害救助法の適用手続き等〔総合対策部、関係各部、県〕

- 1 市長は、市における災害による被害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

- 2 市長は、前記 1 節の「災害救助法の適用基準」の 3 の後半及び 4 の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。
- 3 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救済に着手し、速やかにその状況の情報提供を行う。
- 4 災害救助法の適用に当たっては、発生報告、中間報告、決定報告等災害の経過に応じて適宜状況を県に情報提供しなければならない。
- 5 関係各部は災害救助法の適用に当たって、罹災者名簿、避難所設置、収容状況に関する書類、炊出し給与状況等、救助の種類ごとに、法に定める関係台帳、帳票類、証拠書類を整備しておく。

関係各部は救助の実施と併せて関連する帳簿、帳票類、証拠書類を整備し保存しておかなければならない。

【資料 62 避難所設置及び収容状況、63 炊出し給与状況、64 飲料水の供給簿、65 物資の給与状況、66 被災者救出状況記録簿、67 住宅応急修理記録簿、68 学用品の給与状況、69 埋葬台帳、70 遺体処理台帳、71 障害物除去の状況、72 輸送記録簿】

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則及び福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

3 節 救助の実施〔各部、県〕

- 1 災害救助法及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）による救助の種類は次のとおり。
 - （1）収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - （4）医療及び助産
 - （5）災害にかかった者の救出
 - （6）災害にかかった住宅の応急処理
 - （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - （8）学用品の給与
 - （9）埋葬
 - （10）遺体の捜索及び処理
 - （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行う。

また、その他の救助実施については、市長は知事が行う救助を補助する。

3 章 情報の収集・伝達

県防災・行政情報通信ネットワーク、消防本部、テレビ、ラジオ、インターネットポータルサイト等の利用できるあらゆる情報源から、市内の降雨量等の情報を入手して、防災体制の強化を行う。

また、事態が緊急を要すると認めたときは、職員、自主防災組織、関係機関及び市民に速やかに防災情報を伝達する。

1 節 防災気象情報等の種類と基準

1 警報及び注意報の種類と発表の基準

種別		目安となる基準	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 30
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 178
	洪水	流域雨量指数基準	諸岡川流域＝10.4 牛頸川流域＝14.2
		複合基準	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	－
	高潮	潮位	－
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17
		土壌雨量指数基準	124
	洪水	流域雨量指数基準	諸岡川流域＝8.3 牛頸川流域＝11.3
		複合基準	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3cm
	波浪	有義波高	－
	高潮	潮位	－
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% で、実効湿度 60%	
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃ 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃ 以上低い日が 3 日続いた後、 さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が -4℃ 以下または内陸部 -7℃ 以下	
	霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃ 以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2℃ ～ 2℃、湿度 90% 以上	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm
特別警報		震度	6 弱以上
特別警報		大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	
警報		大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	
注意報		大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	

2 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づいて福岡管区気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に行う通報である。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、おおむね次のどちらかを満たす場合とする。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下となり最大風速が7mを超える見込みのとき
- (2) 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨又は降雪中は通報しないこともある。）。

この通報を市長が受けたとき、又は市長が火災の予防上危険であると認めるときに、火災に関する警報を発することができる。

2節 被害情報等の収集及び伝達〔関係各部〕

関係各部は災害応急対策を実施するため迅速に被害状況の収集を行い総合対策部に報告するとともに、総合対策部は各部に情報を伝達する。

また、大規模災害時には被災者に対する各種救護処置を円滑に進めるため、建築物の被害調査を行い、速やかに罹災証明を発行するよう努める。

【資料33 災害時受付票及び災害時指示・報告書】

1 人的被害の収集

災害対策本部又は市は、消防機関、県警察及び関係機関と互いに連絡を取り、人的被害の把握に遺漏がないように努める。

また、関係各部は地図を利用して被災状況図を作成する。

死者及び重傷者が発生したときは、住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

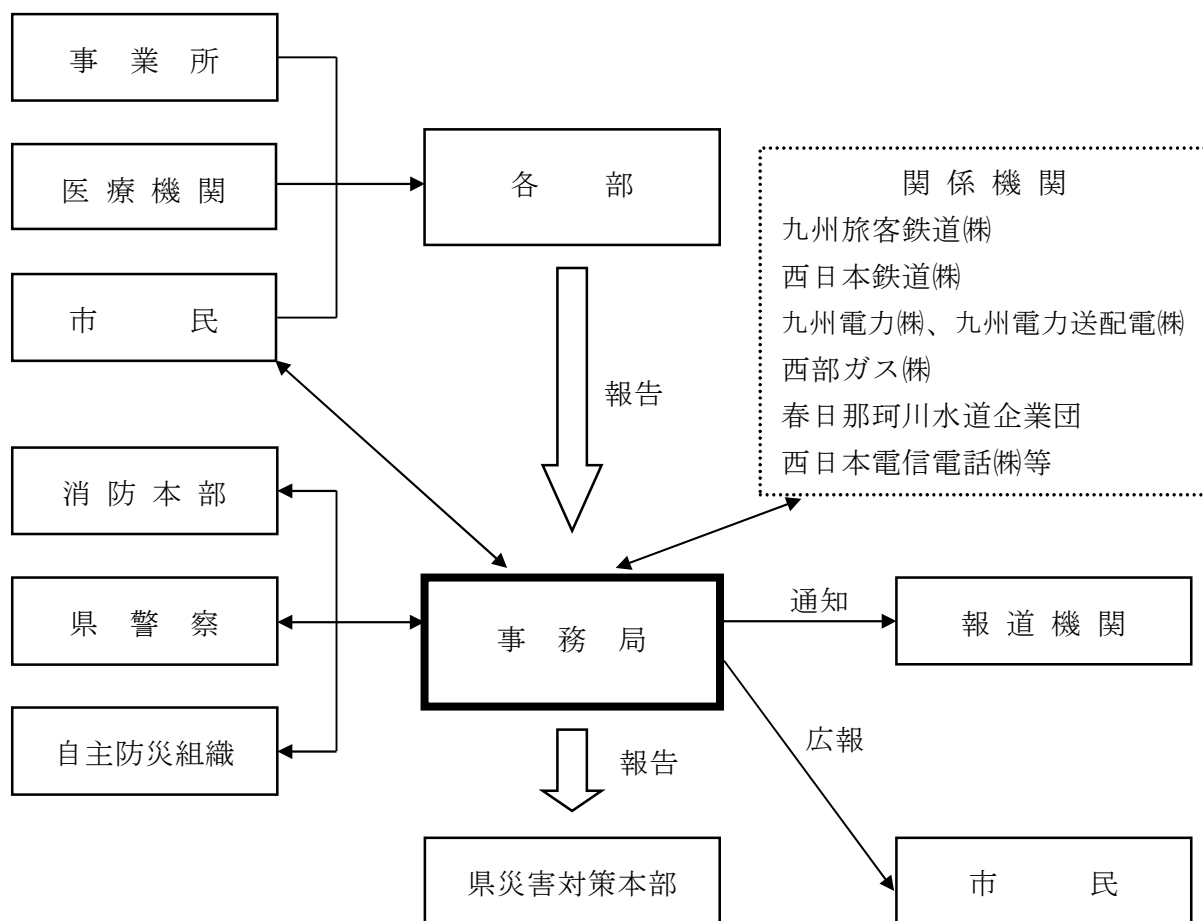
(1) 情報収集方法

- ア 職員による巡回パトロールからの報告
- イ 県警察からの報告
- ウ 消防機関等関係機関からの救急救助状況の報告
- エ 各地区の自主防災組織からの報告
- オ 各部窓口への市民からの通報
- カ 避難所管理部からの避難者状況の報告
- キ 病院及び厚生救護部からの負傷者救護状況の報告
- ク 病院及び衛生部からの死亡者収容状況の報告

(2) 収集項目

- ア 死亡者の情報
- イ 負傷者の情報
- ウ 行方不明者の情報

[被害情報収集及び伝達]



2 建物の被害調査

厚生救護部又は税務課は市民及び関係機関からの情報に加え、できるだけ早く外観目視、ビデオ撮影、写真撮影等による被害建物の全棟実地調査を行い、被害状況図を作成する。全壊、半壊、流失、床上浸水又は床下浸水が発生した場合は、所在地、所有者等を調査する。

(1) 収集項目

次の被害にあった建物についての情報を収集する。

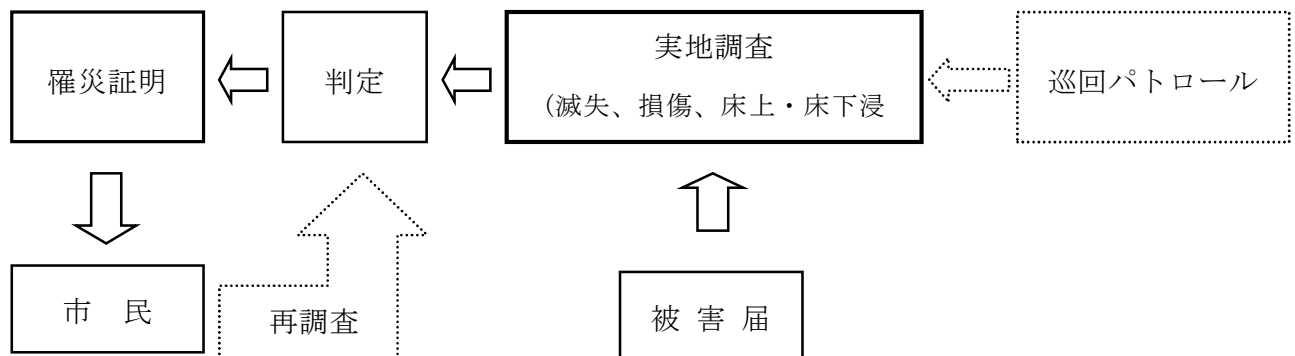
- ア 全壊
- イ 半壊
- ウ 一部破損
- エ 流失
- オ 床上浸水
- カ 床下浸水

(2) 罹災証明

外観目視による全棟被害調査に基づき、建物の被害判定を行う。判定結果に基づき罹災証明を発行する。罹災証明書は無料で発行する。

なお、罹災証明の判定に不服の申出があるときは、再度建物の被害調査を行う。

〔全棟被害調査〕



(3) 判定基準

被害別		被害程度
滅失	全壊	住宅が滅失したもので具体的には、住宅の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達したものの、又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上に達した程度のもの。
	全流出	
損傷	全壊	住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できるもので、具体的には損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満のもの。
	一部破損	
床上浸水		人の起居に必要な床上（たたみ、むしろ、ござ等が敷かれているところ）以上に浸水し、日常の生活を営むことができない状態
床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
その他		上記以外の被害

3 被災宅地の調査指導

市は、県や関係機関と協力して被災宅地の被害状況を調査し、必要に応じ宅地の保全の指導を実施する。

4 県への被害状況報告

【資料 34 被害状況収集報告】

【資料 35 災害概況即報】

【資料 36 直接即報基準】

(1) 報告の内容

市は、県へ速やかに次の被害状況等を報告する。

ア 災害の原因

- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対し、とられた措置
- カ その他必要な事項

(2) 報告責任者

- ア 対策本部設置時における報告責任者

災害時における報告事務が混雑することを避けるため、前「(1)」の報告責任者を総合対策部長、副責任者を総合対策部副部長とする。

- イ 第1・第2配備における報告責任者

報告責任者は総務部長、副責任者を安全安心課長とする。

(3) 報告の種別

- ア 即報

(ア) 報告責任者による県への報告

災害の発生に際して死傷者、住宅等の被害が発生し、又は避難が行われた場合には、直ちに災害概況即報【資料 35 災害概況即報】を防災情報端末又は電話（ファクシミリを含む）をもって県に報告する。以後、新たに被害が発生した時、又は増大した場合はその都度遅滞なく報告する。

以後にあつては、予め設定した時刻までに報告する。被害件数等は「累計数」として取り扱う。

(イ) 第2配備以降の報告責任者

上記以外【資料 73～79】については、関係各部長は判明した被害状況について速やかに防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む）をもって県に報告する。以後にあつては、予め設定した時刻までに報告する。被害件数等は「累計数」として取り扱う。

【資料 73 社会福祉施設関係被害即報、74 災害による救護を要する傷病者即報、75 災害による商工被害状況即報、76 災害による土木被害状況即報、77 災害による建築物被害状況即報、78 災害による都市施設等被害状況即報、79 災害による教育施設関係被害状況即報・詳報・確定報告、85 報告先一覧表】

- イ 詳報

関係各部は災害発生後5日以内に【資料 80～84】を関係機関・部署に提出する

- ウ 確定報告

各部は災害応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を廃止した日から15日以内に【資料 80～84】報告書を提出しなければならない。

確定報告は、速報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なもので、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付しなければならない。

【資料 80 被害状況確定報告、81 災害による衛生被害状況詳報・確定報告、82 災害による商工被害状況詳報・確定報告、83 災害による土木被害状況詳報・確定報告、84 災害による建築物被害状況詳報・確定報告、85 報告先一覧表】

（4）県建築都市部住宅計画課住宅指導係への報告

災害が発生した場合の被害状況の報告は、「福岡県災害調査報告要綱」に基づき災害が発生して住宅に被害が生じた場合は、公営住宅を含めすべての住宅の被害状況を「住宅災害報告書」により災害発生後 7 日間以内に報告するとともに、災害発生後速やかに報告書の事項について電話等で連絡する。この報告は、県防災危機管理局に報告した住宅被害と整合する。報告書は 2 部提出する。

【資料 102 住宅災害報告書】

3 節 公共施設、ライフライン及び交通施設の被害〔関係各部、関係機関〕

電気、ガス、水道、電話、交通機関の運行及び道路の状況等生活関連施設の運営状況及び被害状況について調査する。

1 情報収集方法

（1）公共施設

各部の所管する施設は、それぞれ被害調査を行い、各部が取りまとめの上、総合対策部又は秘書広報課に報告する。

また、県、ライフライン及び交通施設は、各部が関係機関から情報を入手する。

（2）ライフライン

ライフラインの詳細な復旧情報（いつまで、どこの地区で、どの程度）を市民に提供できるよう関係各部は入手した情報を総合対策部又は安全安心課に報告する。

（3）交通施設

建物被害調査と同様に、交通施設に関係する各部が聞き取りや現地調査により被害状況調査を行い、情報を収集する。

また、運行状況等の広域的な情報は、テレビ等報道機関から情報収集する。道路については緊急輸送等に用いる道路の被害、復旧状況及び交通規制状況を主体に把握する。

（4）その他の施設

関係機関及び団体から聞き取り調査を行う。

4 節 市民への広報〔総合対策部〕

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速、かつ、正確な広報を行う。

また、被災者の要望及び苦情等の公聴を行い、効果的な災害対策の実施を行うとともに、総合的な相談及び情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の様々な相談に対応する。

【資料 37 広報内容及び実施方法】

1 災害情報の広報

災害対策本部又は市は、関係機関と協議の上、次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、広報内容は簡素で誤解を招かないような表現に努める。

- (1) 災害状況に関すること。
- (2) 災害に関する注意報及び警報に関すること。
- (3) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。
- (4) 災害時における市民の心がまえ
- (5) 自主防災組織等に対する活動の要請に関すること。
- (6) 災害応急対策実施の状況及び災害応急復旧の見通しに関すること。
- (7) その他市民の安全確保に必要なこと。（二次災害防止情報を含む。）

2 支援情報の広報

災害対策本部又は市は、関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (1) 安否情報に関すること。
- (2) 避難所に関すること。
- (3) 救護所の開設に関すること。
- (4) 医療機関の状況及び防疫活動状況に関すること。
- (5) 救援物資の配布に関すること。
- (6) 給水及び給食に関すること。
- (7) 応急仮設住宅の供与に関すること。
- (8) その他市民生活に必要なこと。

3 ライフライン復旧情報等の広報

災害対策本部又は市は、各防災関係機関と密接な連絡を図り復旧情報について広報活動を実施する。

- (1) 交通機関、道路の状況及び復旧に関すること。
- (2) 電気、水道、ガス及び上下水道の復旧に関すること。
- (3) 電話の利用の復旧に関すること。
- (4) 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

4 広報の手段

（1）報道機関への情報提供、広報の依頼

記者室を設置し、定期的に、又は随時に記者発表又は資料提供等により情報を提供し必要があれば広報を依頼する。対策本部への立入については総合対策部長の許可を得て立ち入らせる。

（2）広報車による広報

避難指示、警戒区域の設定等、緊急に地域住民に広報の必要がある場合又はその他必要に応じて、市広報車その他の車両により巡回して周知する。

（3）災害広報誌等の発行

ア 災害状況等により必要な場合は、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、ライフライン等復旧状況等を市民に周知するため、災害時の臨時広報誌を発行する。

イ 臨時広報誌は、避難所その他避難者等の集まる場所で配布するほか、可能な場合は各戸に配布する。

（4）その他の広報の手段

ア 掲示板等

本庁舎、避難所及びその他必要な場所において、生活関連情報及び応急対策状況について掲示する。

イ インターネットや携帯電話等による情報発信

市ホームページ、春日市総合情報メール等により、災害状況、応急対策状況、復旧状況、生活関連情報等を発信する。

5 避難行動要支援者への配慮

（1）広報の方法及び内容上の配慮

広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、外国語等による広報の実施に配慮するとともに、その内容についても、避難行動要支援者が必要とする情報を広報する。

（2）情報窓口等の設置

障がい者、外国人等に対する情報提供のため、各種機関、団体、ボランティア等の協力を得て、必要に応じて情報提供窓口及び相談窓口に通訳等を配置する。

（3）ボランティア等の協力

避難行動要支援者への広報の実施に当たっては、各種ボランティア、関係機関及び団体、自主防災組織、近隣住民等の協力を得るものとする。

6 職員への情報伝達

各職員が全体の動きを理解して担当業務を行えるよう、各担当部長を通じ全職員に災害対策本部等の決定事項及び総合対策部又は安全安心課から提供された情報等を伝達する。

7 災害の記録

（１）災害状況の記録

被害の状況、応急対策の状況等の記録を行い、災害時の広報の資料にするとともに、今後の防災対策に資する。

災害の記録は、写真、ビデオのほか、各部における文書の記録を収集する。

（２）記録の方法

総合対策部又は秘書広報課は、災害状況の写真及びビデオ撮影を行う。

各災害応急対策の実施に際して、極力写真及びビデオ撮影を行うものとする。

活動状況については、後日報告書を作成する。

（３）市外への広報

災害の状況については、報道機関等への情報提供、インターネット等により情報発信する。

市外への情報発信に際しては、義援金品の送付、ボランティアの受付等を呼びかける。

5 節 緊急警報放送に係る災害時の放送要請〔総合対策部〕

知事は、本部長又は市長からの依頼に基づき緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、NHK福岡放送局に対して災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第7号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送を要請する。

1 要請理由

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、次のいずれの事項にも該当する場合。

（１）事態が切迫し、避難指示、命令及び警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。

（２）通常の市、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

2 要請手続

原則として県が窓口であるが、緊急やむを得ない事情があるときは市からも直接要請ができる。

（１）県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1 県防災行政無線電話 78-700-7024(防災情報係) 78-700-7025(消防係) 78-700-7500(災害対策本部、設置時のみ)	1 県防災行政無線電話 78-700-7027(宿直室) 78-700-7500(災害対策本部、設置時のみ)
2 一般加入電話 092-643-3114(防災情報係) 092-643-3986(災害対策本部、設置時のみ)	2 一般加入電話 092-641-4734(宿直室切替) 092-643-3986(災害対策本部、設置時のみ)
備考 内の電話を優先する。	

（２）NHK福岡放送局への要請

1. 一般加入ファクシミリ 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること
2. 県防災行政無線 77-982
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029

6 節 市民の各種相談窓口〔各部〕

被害を受けた被災者、避難者その他の市民に対し、災害発生時から復興まで必要な情報を提供し、各種問い合わせ相談に応じるため、災害相談情報センターを設置する。

1 情報

（１）被災状況提供事項

（２）支援措置の状況

（３）生活関連情報

（４）安否確認情報

ア 安否情報の集約

（ア）避難者

（イ）行方不明者

（ウ）県警察等の行方不明者等の情報

イ 安否情報の提供

（ア）報道機関等への提供

（イ）避難者名簿の閲覧

（ウ）安否情報システムによる提供

（５）災害ボランティア情報

ア ボランティアの要請情報

イ ボランティア活動実績

（6）復興関連情報

2 相談形式

（1）電話相談

（2）巡回相談（各避難所等）

3 災害相談情報センター

（1）設置責任者及び設置場所

ア 設置責任者は総合対策部長とし、センター長は広報副班長とする

イ 設置場所は市役所本庁舎 1 階とし、必要に応じて避難所にも設置する

（2）勤務要員

ア 各部は情報センター要員を差し出す

イ 要員の交代は各部計画とする

（3）情報の収集

広報副班長は、被害状況、安否情報、ライフライン関連情報など必要な最新情報を総合対策部から入手し各担当者に配布する。

4 章 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全を確保するため、避難指示等の発令、警戒区域の設定並びに避難所の開設及び運営を行う。

1 節 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令〔総合対策部、警察〕

河川等の氾濫、がけ崩れ等の災害緊急時に、危険地域の市民の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。

1 実施責任者

（１）本部長又は市長

（２）他に警察官、自衛官、水防管理者及び知事が実施する。

2 避難指示等の発令準備会

発令基準に基づき具体的状況を判断して、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握し、確認する発令準備会を開催する。

〔発令準備会の構成員〕

総合対策部長	（総務部長）	復旧対策部長	（都市整備部長）
調整部長	（経営企画部長）	避難所管理部長	（教育部長）
厚生救護部長	（地域共生部長）	その他必要な職員	（市民部長）
衛生部長	（協働推進部長）		（こども支援部長） （議会事務局長）

3 発令基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示を行う。（災害対策基本法第60条）

避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求める。

発令に当たっては、【資料 104】に基づき的確かつ迅速に発令する。

【資料 104 避難指示等の判断・情報伝達マニュアル、浸水警戒区域監視担当及び土砂災害警戒区域監視担当区分】

警戒 レベル	区 分	基 準
3	高齢者等避難	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を発令する必要が予想されるとき。
4	避難指示	災害発生のおそれが高いとき。
5	緊急安全確保	災害が実際に発生していることを把握したとき。

4 伝達内容及び方法

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は県、県警察、自衛隊、報道機関等と綿密に連絡を取り合い、災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図る。

（１）伝達内容

警戒 レベル	区 分	内 容
3	高齢者等避難	対象者、危険予想地域、避難すべき理由、避難先
4	避難指示	対象者、避難すべき理由、避難先
5	緊急安全確保	被害発生場所、被害予想地域、命を守る最善の行動

上記内容のほか、次の事項の周知に努める。

ア 避難に際しては、必ず火気危険物の始末を完全に行うこと。

イ 会社及び工場は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずること。

ウ 非常持ち出し物品等は必要最小限にとどめること。

エ 自らの避難先をＮＴＴの災害用伝言ダイヤル、インターネットアドレス等を活用し安否情報の発信に努めること。

（２）伝達方法

警戒 レベル	区 分	方 法
3	高齢者等避難	広報車による伝達。広範囲にわたる場合その他必要に応じエリアメール、テレビ放送及びラジオ放送を併用する。
4	避難指示	広報車による伝達。広範囲にわたる場合その他必要に応じエリアメール、テレビ放送、ラジオ放送及び口頭による伝達を併用する。

5	緊急安全確保	エリアメール、テレビ放送、ラジオ放送、口頭伝達及びサイレンを併用する。
---	--------	-------------------------------------

ア 夜間等の伝達方法

上記の方法のほか、避難を指示したときが、夜間、停電時又は風雨が激しい場合等においては、各戸に対して完全に周知徹底することができないと想定されるので、自主防災組織及び消防団員により避難の指示等を各戸に伝達し周知徹底する。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への伝達方法

上記の方法に加えて、土砂災害の高齢者等避難を発令した際、市は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、施設管理者に直接連絡するものとし、伝達方法についてはあらかじめ定めておく。

ウ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への伝達方法

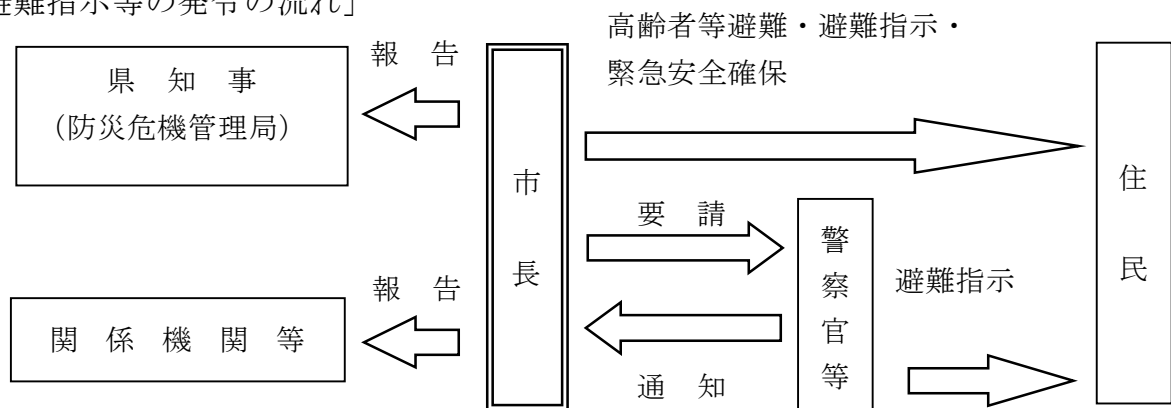
上記の方法に加えて、洪水の高齢者等避難を発令した際、市は洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、施設管理者に直接連絡するものとし、伝達方法についてはあらかじめ定めておく。

（3）要配慮者への配慮

要配慮者の生活を日常的に支援する機器等を使用する等、多用な手段を活用して情報伝達を行うとともに、要配慮者に分かりやすい表現を心がける。

また、音声及び文字による情報伝達が困難な者又は日本語の理解が困難な外国人等に対しては、他国語又は適宜適切な方法による情報伝達に配慮する。

〔避難指示等の発令の流れ〕



5 その他

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令、解除した場合は遅滞なく県及び防災機関へ報告、通報を行う。

2 節 警戒区域の設定〔総合対策部、警察〕

災害による危険から人命を守るため、区域を設定し、立入制限又は禁止、退去命令等により、その地域の居住者等の保護を図る。

1 実施責任者

（1）本部長又は市長

2 警戒区域設定基準

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるときに設定する。（災害対策基本法第63条）

（1）基準

避難指示等の基準と同様の危険がある場合及び応急活動の実施上必要な場合で、特に危険の態様又は程度から、区域を設けて人の立入りを制限する必要があるときに設定する。

（2）範囲

危険の影響の及ぶ範囲及び消防活動その他応急措置の実施が迅速、かつ、円滑に実施できることを配慮して設定する。

（3）区域の縮小

安全管理上警戒区域を広めに設定した場合は、応急措置の実施状況及び危険の解消の程度に従い、域内の安全を確認の上、順次警戒区域の縮小を図る。

3 設定の手順

避難指示等の手順に準ずる。

4 警戒区域の設定の内容

警戒区域を設定するときは、できる限り次の内容を明示して行う。

（1）危険の内容

（2）立入制限の内容

状況に応じて、「一切の立入禁止」、「立入制限（許可のない者の立入禁止）」、「時間的立入制限」等を決定する。

（3）立入制限の区域

住民等へ周知するとともに、現地において標識を設置し、又はロープ等を敷設して区域を明示するとともに、広報車等により付近の住民等に周知する。

（4）区域内の住民の避難先

5 警戒区域設定の伝達

避難指示等の伝達方法に準ずるほか、現地において標識を設置し、又はロープ等を敷設して区域を明示するとともに、広報車等により、警戒区域からの退去、立入りの禁止等を付近の住民等に周知する。

6 その他

警戒区域を設定、解除した場合は遅滞なく県及び防災機関へ報告通報を行う。

3 節 避難誘導〔厚生救護部、消防機関、警察、自衛隊〕

風水害等に伴い河川等の氾濫、がけ崩れ等の危険が生じたとき等において、住民等が避難をするときに、混乱を防止し、速やかに安全な場所へ誘導する。

1 誘導実施要員

次の実施要員が不足する場合においては、自主防災組織要員その他地域住民に協力を求める。

- (1) 職員
- (2) 消防団員
- (3) 警察官
- (4) 自衛官

2 誘導時の留意事項

- (1) 避難の目標を明示すること。
- (2) 団体行動を確保すること。

ア 自治会、世帯単位等の住民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。

イ 避難者の中で、自主防災組織要員等に対し、誘導の補助の協力を得る。

ウ 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。

エ 誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する。

- (3) 避難行動要支援者に配慮すること。

避難に当たっては、次の者を優先し、避難時の状況に特に配慮する。

- ア 高齢者（特に単身世帯）
- イ 障がい者
- ウ 乳幼児及び児童
- エ 傷病者
- オ 妊産婦
- カ その他介護等を要する者
- キ 外国人

3 避難経路

- (1) 避難経路、目標物等の周知

誘導に際しては、避難目標、避難経路、途中の目標物等を適宜周知する。

- (2) 避難路の安全確認

避難中に、落下物、倒壊物、危険物等がある場合は、誘導員の配置、標識等の設置、避難経路の変更等適宜の措置をとる。

4 節 避難所の開設〔総合対策部、厚生救護部、避難所管理部〕

避難所はあらかじめ指定した避難所のうち、災害の状況及び規模を勘案して開設し、家屋等の被害により、又は避難指示等の発令により、自宅で生活できない場合等に避難者の一時的生活の場所とする。

1 避難所の開設

（１）避難所開設責任者

ア 収容避難所及び一時避難所は避難所管理部長又は教育部長

イ 福祉避難所は厚生救護部長又は地域共生部長

それぞれの避難所開設責任者が施設管理者の了解を得て、施設管理者と連携して開設する。

（２）開設する避難所

ア 災害時に開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち、避難所開設責任者が、施設周辺の安全を確認し、被災建築物応急危険度判定士である市職員に施設の安全を確認させ、開設する。

イ 災害の規模が小さく、避難者が少ないと判断されるときは、地区公民館等を優先して避難所として開設し、収容能力が不足する場合に小・中学校及び公共施設を避難所として開設する。

ウ 指定避難所だけでは収容できない場合は、次の施設又は場所をその管理者の了解を得て、臨時避難所として使用する。

（ア）公共施設で、避難者の収容が可能な施設等

（イ）テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で、安全が確保されている場所

（３）避難所受入対象者

ア 住家に被害を受け、又は避難指示等により日常起居する居住の場所がない者

イ 災害による心的ストレス等のため、自宅での生活が困難な者

ウ 市内の滞在者で、帰宅が困難な者

（４）受入期間等

ア 避難所への受入期間は、避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は仮設住宅等へ入居するまでの間とする。

イ 私立の施設、小・中学校の教育施設については、原則として施設の本来の用途及び応急教育の実施に支障がない範囲及び期間で開設するものとし、優先して他の避難所への移転を行うものとする。

（５）福祉避難所

要配慮者で、通常の避難施設での生活が困難な者を収容するための施設で、社会福祉施設への緊急入所対応等を十分活用するとともに、社会福祉施設等協定締結施設及び公共的施設等から適宜選定し開設する。

また、感染症感染者等の受け入れは福祉避難所で行う。

（６）開設の報告及び通知

災害対策本部又は市は、次の事項について県へ速やかに報告し、又は通知

する。

- ア 避難所開設の日時
- イ 避難所の名称及び所在地
- ウ 収容状況及び収容人員
- エ 開設期間の見込
- オ 避難対象地区名

（7）避難所の閉鎖

本部長又は市長は、避難所への受入期間が終了したと認めるときは、避難所を閉鎖し、県及び関係機関へ通知する。

2 自主避難への対応

災害発生後、住民等が自主的に公民館等へ避難をしたときは、当該施設の管理者は市へ連絡し、自主防災組織等と連携して避難所を開設する。

5 節 避難所の運営〔厚生救護部、避難所管理部〕

避難所の運営は、避難所管理部、厚生救護部又は教育部長、地域共生部長が指定する職員、施設管理者、住民、自主防災組織、避難者、ボランティア、防災関係機関等の相互協力により行い、避難所ごとに避難者の自主運営を促進する。

その際避難者のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

【資料 38 避難所運営マニュアル、資料 39 避難所開設マニュアル】

1 運営体制

（1）避難所運営責任者

- ア 収容避難所及び一時避難所は、避難所管理部長又は教育部長
 - イ 福祉避難所は、厚生救護部長又は地域共生部長
- それぞれの避難所運営責任者が指定する職員が、避難所運営の統括を行う。

（2）福祉避難所

厚生救護部又は地域共生部長が指定する職員が避難所運営の統括を行う。

（3）施設管理者は、避難施設を維持管理し、避難所運営職員の職務を補助し、運営に協力する。

（4）避難所管理部又は教育部長が指定する職員は、避難者による自主運営組織の構築を自主防災組織へ働きかけるものとする。ただし福祉避難所を除く。

（5）避難者及びボランティアは、物資の運搬、炊出し等避難生活維持のための援助及び避難行動要支援者の介護、援助等を行う。

2 避難所の設備

避難所運営責任者は、大規模な災害時等避難が長期化することが予想される場合には、避難者の食料、生活必需品、水等のほか次の設備又は備品のうち必

要なものを見積もり、調整部に要求して各避難所に供えつける。

- (1) 畳、マット、カーペット等
- (2) 間仕切り
- (3) 仮設トイレ（一般用、障がい者用）
- (4) テレビ又はラジオ
- (5) 簡易台所及び調理用具
- (6) その他必要な設備及び備品等（冷暖房機器、洗濯機、シャワー、仮設風呂等）

3 避難所の運営

(1) 避難者の把握、報告等

ア 各避難所は、災害発生後、避難所運営責任者に対し、避難所に避難をしている人数（概数）及び不足物資等を速報する。ただし、避難者に大きな増減があった場合は、随時報告する。

イ 各避難所において、「避難状況調査表」に基づき世帯単位に避難者の状況を調査する。ただし福祉避難所については、個人及び付き添い家族等ごとに調査する。

【資料 87-1 避難状況調査表】

ウ 「避難状況調査表」に基づき、原則として避難者の居住地区ごとに「避難者名簿」を作成する。

【資料 87-1 避難状況調査表 88 避難者名簿】

エ 各避難所は「避難状況集計表」及び「避難者名簿」の写しを避難所運営責任者に送付する。

【資料 89 避難状況集計表】

オ 避難所運営責任者は、予め設定した時刻までに現在の状況について総合対策部又は安全安心課に報告する。

【資料 100 避難所集計表】

カ 総合対策部又は安全安心課は、予め設定した時刻に現在の状況について県に報告する。

【資料 100 避難所集計表】

キ 各避難所には次の書類、帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- (ア) 避難者名簿
- (イ) 救助実施記録日計票
- (ウ) 避難所用物資受払簿
- (エ) 避難所設置及び収容状況
- (オ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (カ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

【資料 90 避難所用物資受払簿、62 避難所設置及び収容状況】

(2) 避難所内の秩序の維持

避難者の自主運営により、次の事項を処理する。

- ア 避難所内での避難者居住区画を画する
- イ 生活サイクルの確立
- ウ その他避難者間の協力体制の確保等

(3) 避難生活の維持

避難所の自主運営組織及びボランティアは、次の事項を協力して実施する。

- ア 食料、水、生活必需品等の配分
- イ 必要物資等の把握
- ウ 避難所内の清掃及び衛生管理

(4) 要配慮者への配慮

ア 要配慮者の把握

各避難所において高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等の有無及びその心身の状況を把握するよう努める。また要配慮者が必要とする用具、用品等の把握を実施し、調整部又は財政課に調達依頼を行う。

イ 状況の留意

避難所内での要配慮者については、厚生救護部又は高齢課等が留意するほか、近隣の避難者等の協力を得て、その状況に留意し、必要な介護及び援助を行う。

ウ 必要な措置

避難所での生活が困難であると認められる場合は、保健師等の派遣を行うほか、状況により社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移転を行う。また、市に災害救助法が適用され、避難所における福祉支援が必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行う。

エ その他

避難行動要支援者支援プランによる。

4 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は以下の点に留意するものとする。

避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- (1) グループ分け
- (2) プライバシーの確保
- (3) 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮

避難所においては、女性の意見を反映し、運営における女性の参画を推進し、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

- (4) 情報提供体制の整備
- (5) 避難所運営ルール of 徹底

円滑な避難所運営の行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- (6) 避難所のパトロール等

5 在宅避難者等対策

居宅や車中で生活可能な者のうち、食料、水、生活必需品等の入手が困難な者（在宅避難者等）については、避難所入所者に準じた援護措置をとる。

（１）在宅避難者等の把握

在宅避難者等については、避難所での避難者の把握に準じて原則として最寄りの避難所で状況を把握する。

（２）食料等の配給

ア 在宅避難者等への食料等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

イ 配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

6 感染症対策

平常時から、指定避難所のレイアウトや導線等を確認しておくとともに、感染症発生が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

5 章 救出・救護活動

1 節 人命救出活動〔厚生救護部、復旧対策部、消防機関、警察、自衛隊〕

風水害等やそれに伴う災害のため、生命又は身体が、危険な状態にある者を迅速に救出し、救護する。

【資料 40 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部救急業務規程】

1 救出方法

- (1) 復旧対策部又は都市整備部は、消防本部、県警察等関係機関と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出に当たるとともに、必要に応じ、自衛隊及び近隣市町の消防機関に協力を要請するものとする。
- (2) 消防団は、災害現場において消防署が行う救出、搬送作業等に協力する。
- (3) 自主防災組織等は、災害現場において復旧対策部又は都市整備部、消防機関及び関係機関が行う救出作業に協力する。
- (4) 復旧対策部又は都市整備部、消防機関及び関係機関が災害現場に出動するまでの間は、自主防災組織等が救出作業を実施する。
- (5) 救出した負傷者は、直ちに救急車又は救護車により病院へ搬送する。
- (6) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡を取り行う。作業用重機は市の土木関係業者の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (7) 必要に応じ、関係機関による連絡会を組織し、地区割り等を調整し効率的な救援救助活動を行う。
- (8) 救助を実施した場合は、次の書類帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出用関係支払証拠書類

【資料 86 被災者救出用機械器具燃料受払簿、66 被災者救出状況記録簿】

2 節 行方不明者〔衛生部、消防機関、警察、自衛隊〕

1 行方不明者の安否確認

- (1) 県警察並びに自主防災組織及び地域住民の協力を得て、行方不明者の安否確認を行う。
- (2) 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合した上で行う。
- (3) 安否確認等の結果を安否情報システムへ登録する。

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索を行う行方不明者については、地域住民等からの情報に基づき行方不

明者名簿等を作成し把握する。

【資料 103 行方不明者名簿】

- (2) 災害の規模等の状況を勘案して、消防機関、県警察、自衛隊等関係機関並びに自主防災組織及び地域住民の協力を得て実施する。
- (3) 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。
ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して行う。
- (4) 災害業務関係者が救出作業又は行方不明者搜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視又は医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の医師・看護師をメンバーとする県の救護班によって実施する。）を受け、身元が判明した後は、遺族等に引き渡す。身元不明遺体の収容及び処置要領については第3編第9章による。

3 節 救急医療〔厚生救護部、県、医師会、薬剤師会〕

1 集団救急事故対策

風水害等により、多数の傷病者が集団的に発生したとき、円滑な救急活動が遂行でき、傷病者を迅速に医療機関に搬送し、適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡及び協調を図り、有効適切な救護及び救命の措置を行う。

(1) 事前措置

救急活動の推進を図るため、医療機関及び消防機関と連絡を密にし、必要事項については調整を行い、救急体制を確立する。

(2) 救護所の設置

傷病者の救護及び救命を迅速に行うため、救護所を設置し、傷病者の受付分類、応急処置及び搬送先医療機関の指示等を行う。

2 大規模医療体制の確立

被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策は、市内の病院及び保健医療の担当部が中心となり筑紫保健福祉環境事務所と協働して、「医療救護活動本部」を組織し、筑紫医師会及び筑紫薬剤師会をはじめ、医療関係機関等による広域支援組織と連携して行う。

3 初期医療活動

医療救護体制として、各関係機関との連携を図るとともに、救護班を編成し、救護所を設置する。

(1) 災害医療情報の総合的な収集や提供

県災害医療情報センター等と連携して、医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

(2) トリアージの実施

災害で多くの負傷者が出て、医療能力を上回りそうな場合には、トリアー

ジ（負傷者選別）を実施する。

（3）市内（被災地域内）の医療機関による応急医療活動

救急指定病院である福岡徳洲会病院及び樋口病院、筑紫医師会加入の民間医療機関等、受入れ可能な医療機関は、災害による負傷者の受入れを行う。

（4）被災地域外からの救護班の派遣

必要に応じて県を通じ、日本赤十字社及び各医療機関に救護班の派遣を要請する。

なお、救護班の受入調整は、「医療ボランティア」の活用を含め、厚生救護部が担当する。

（5）救護所の開設

地域防災拠点及び主な避難所に、次の場合に救護所を開設し、被災者の健康管理及び巡回診療に当たる。

ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応できない場合。

イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合。

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との関係から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

4 広域搬送及び後方医療活動の支援要請

被災地内において医療を確保することが困難な場合は、県に応援協力を要請し、被災地以外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

また、あらかじめ定めた広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

5 搬送体制の確保

（1）陸上輸送及び広域搬送

災害時における多数の負傷者の後方搬送及び人命救助に要する医療救護班、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、県警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力の下消防署及び病院による陸上輸送、又は県が調整するヘリコプターによる広域搬送を行う。

（2）受入れ可能な医療機関への患者搬送

被災現場から受入れ可能な医療機関への患者の搬送は、消防署が行う。被災地域外の受入れ可能な医療機関への搬送は、県又は市が緊急搬送関係機関と密接な連携を図りながらその協力の下に行う。

6 医薬品等の確保

（1）救護所で治療を行う場合、筑紫保健福祉環境事務所及び筑紫薬剤師会と連携して確保するとともに、広域備蓄センターに支援を要請する。

また、市外からの救急医療物資は、総合スポーツセンターを備蓄拠点とし、

医療機関等に搬送する。

- (2) 医療機関で治療を行う場合、各医療機関の備蓄により対応するとともに、その他関係医療機関に対しても協力を要請する。

筑紫医師会	太宰府市国分 3 丁目 1 3 番 1 号	TEL 092-923-1331 FAX 092-929-4308
筑紫歯科医師会	春日市春日原北町 1 丁目 3 番地 6	TEL 092-572-8211 FAX 092-572-6242
筑紫薬剤師会	大野城市白木原 3 丁目 5 番 3 1 号	TEL 092-571-8116 FAX 092-571-8146

7 個別疾病対策

(1) 人工透析

県及び関係機関と協力して、慢性腎症患者及びクラッシュシンドローム（挫滅症候群）による急性腎障害患者に対して、継続して人工透析の治療を行えるようにする。

また、透析医療の実施には水、医薬品等が不可欠であるため、関係機関に要請し優先的に確保する。

(2) 難病等

ア 情報収集及び連絡

近隣市町も含め、難病患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者及び患者団体等への情報を提供する。

また、受療の確保を図るため県に必要な要請を実施する。

イ 医薬品等の確保

把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき、必要に応じて県に依頼する。

4 節 避難所における医療の確保及び健康管理〔厚生救護部、県、医師会、薬剤師会〕

避難所における医療体制及び被災者等の心身の健康維持のための必要な措置を行う。

1 避難所等における医療確保体制

(1) 仮設診療所の設置

医療機関の被災等により医療実施が困難な場合は、避難所に仮設診療所を設置して医療を確保する。

(2) 救護班の巡回

仮設診療所の設置のほか、必要に応じて、避難所等に救護班を派遣して、巡回医療を行う。

2 避難所における健康管理及び精神保健活動の実施

- （１）被災者に保健師等の巡回相談による健康管理対策を実施し、必要に応じて口腔ケア並びに感染症の予防及び生活環境の向上を働きかける。
- （２）被災者の精神不安定に対するために、筑紫保健福祉環境事務所等が広域支援によって心のケアを実施する。

6 章 生活救護対策

避難者等の被災者に対し、食料品等の必要物資の供給を行うとともに、被害の調査を行い、住宅の確保その他の支援措置を行う。

調達は食料、水、生活必需品、避難所に必要とする備品等（救助、救出、医薬品などを除く）は調整部又は会計課が行う。

1 節 食料の供給〔調整部、厚生救護部、避難所管理部〕

災害により住家に被害を受けて炊事できない者、流通機能の麻痺混乱により食料品の購入ができなくなった者、その他の被災者に対し必要な食料を調達し配給する。

1 食料の調達

（1）調達方法

ア 必要量の把握

避難所運営責任者は、風水害等発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計し、1人当たり3食の割合で確保する。状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階において、これを基礎として1日に必要な食料を算定する。算定数量に基づき調整部に請求する。

イ 調達先及び手順

避難所ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

政府所有米穀又は日赤備蓄食料の提供を依頼するとともに、市内の食料取扱業者に必要な量を発注する。災害発生当初においては、主として調理済み食料の発注を優先する。

この他食料の調達に当たっては、筑紫農協等の協力を求め、生鮮食料品等の確保に努める。

（2）調達品目

ア 主食

米飯（調理済み）、乾パン、調理パン、米穀（炊出し用）、その他（カップラーメン等）

イ 副食

野菜類、肉類その他

ウ その他

粉ミルク、牛乳、清涼飲料水その他

（3）調達担当

調整部が、必要数量の請求を受け調達を行う。炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

2 食料の配給及び炊出し

（1）供給の対象

ア 避難所に避難している避難者

イ 災害により炊事ができない者及び食料の調達が困難となっている自宅生活者

（2）供給量の基準

ア 1人1日3食

イ 1食は米穀換算で200グラムを基準とする。

（3）調達食料の配給

ア 配給の実施

配給する食料は、厚生救護部又は福祉支援課の統括の下に中学校区を単位として配分し、その後各避難所に配分する。

イ 配給方法

風水害等発生当初は、調理済み食料を中心として配給し、状況の推移により給食業者による弁当の配給等の体制を整えていく。

（4）炊出し

ア 炊出しは、避難者の多数集まっている避難所等において実施する。

イ 炊出しは、自主防災組織、自衛隊等の応援又は協力を求め、厚生救護部又は福祉支援課の統括の下に行う。

なお、避難所となった学校においては、学校給食再開までは学校調理員も炊出しに従事し、学校給食再開以後は調理指導等の支援を行う。

ウ 炊出しを実施する場合は、避難所内に責任者を指定するとともに次の書類、帳票類を整備し保存しておかなければならない。

（ア）救助実施記録日計票

（イ）炊出しその他による食品給与物品受払い簿

（ウ）炊出し給与状況

（エ）炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

【資料 92 炊出しその他による食品給与物品受払簿、63 炊出し給与状況】

2 節 飲料水、生活用水等の応急給水〔総合対策部、厚生救護部、避難所管理部、水道企業団〕

災害により水道施設が被災した場合に、避難者その他の被災者に対し、必要な飲料水等を調達し、給水する。

1 応急給水活動

（1）給水対象者

水道施設の被害により飲料水等が入手できない者

（2）応急給水量

発災後3日間は1日1人3リットル程度。

この後は、時間の経過に伴い、生活用水の供給に努める。

（３）応急給水の期間

水道施設の応急復旧等により給水の必要がなくなるまで。

（４）応急給水の優先順位

緊急性の高い医療機関及び福祉施設から応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

（５）応急給水の水源となる給水施設

ア 被災当初の段階

（ア）浄水場の注水口又は場内消火栓

（イ）被害を受けていない消火栓

（ウ）近隣市町及び福岡地区水道企業団の浄・配水場

（エ）飲料用井戸

イ 配水管の復旧が進む段階

広域避難場所に応急給水栓を設置し、運搬給水の新たな水源を増設する。

（６）応急給水の方法

ア 拠点応急給水方式

市民の受水拠点となる広域避難場所及び避難所において、次による給水を行う。

（ア）仮設水槽を設置し、応急給水車により運搬する。

（イ）仮設給水栓の設置

イ 運搬給水方式

避難所及び病院等の重要施設に対し、ポリタンク等の輸送及び応急給水車による受水槽への注水を行う。

ウ 消火栓からの給水

使用可能な消火栓を用い、仮設給水栓を立てて給水する。

エ 厚生救護部は、飲料水の供給を行う時は、その責任者を指定するとともに次の書類、帳票類を整備し保存しておかなければならない。

（ア）救助実施記録日計票

（イ）給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

（ウ）飲料水の供給簿

（エ）飲料水供給のための支払証拠書類

【資料 64 飲料水の供給簿、99 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿】

オ 厚生救護部は、給水器材等及び給水ポイントの位置、給水の優先順位等について水道企業団と調整協議を行う

カ その他

必要に応じ、プール又は河川水をろ過した水及び消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を投入した水による給水を行う。

（７）応急復旧に伴う給水拠点の設置

応急復旧が完了した幹線においては、仮設給水栓を設置し、24時間給水

できる体制をとる。

（8）水質の保持

消毒及び水質検査を強化し、水質の保持に努める。

なお、給水に使用する器具は衛生的処理を行う。

ア 給水栓

通水された地域の給水栓について、直ちに水質検査を実施する。

イ 避難所

貯蔵タンクの水は、巡回検査し、必要に応じ消毒を行い、消毒剤により消毒を行うよう指導するとともに、水質検査を実施し、安全性を確保する。

（9）応急給水用資機材の確保

応急給水に必要な資機材（給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋等）が不足するときは、その確保を行う。

（10）地域住民及びボランティアの協力

ア 給水拠点での仮設受水槽及び仮設給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。

イ 避難行動要支援者及び中高層住宅の住民に対しては、地域住民及びボランティアの協力を得て、十分に配慮する。

（11）広報

ア 水道水の備蓄

災害の発生が予測される場合には、家庭でできるだけ貯水を行うよう、次の内容を広報する。

また、各家庭は必要量を貯水するよう努める。

（ア）飲料水等の3日分程度の備蓄

（イ）水道水の備蓄方法、保存期間等

イ 災害時の給水広報

災害時における水の確保手段及び水道水使用上の注意事項を、報道機関、広報誌、広報車、掲示板等を活用し、確実に情報を提供する。

（ア）給水拠点

（イ）給水日時

（ウ）水質保存方法

（エ）水道水等の使用上の注意

3節 生活必需品の供給〔調整部、厚生救護部、避難所管理部、県〕

風水害等発生当初においては、災害により日常生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。

1 生活必需品の調達

（1）調達方法

ア 調達方法

避難所運営の統括を行う課は、全体の被害状況の程度から避難者数を推計し、緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、各避難所から必要な品目及び数量を取りまとめる。

イ 調達先及び手順

調達は、県への物資要請及び日赤等に保管する物資の交付請求を行う他業者から購入して救援物資の配布等を行う。避難所運営責任者は、各避難所等の必要数を積算し、調整部に請求する。

(2) 調達予定品目の例

ア 寝具類（毛布、布団等）

イ 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）

エ 食器（茶碗、皿、箸等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱材料等（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）

キ 日用雑貨（石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル、乾電池）

ク その他

2 生活必需品の配給

(1) 配給対象者

ア 避難所生活者で自宅が損壊し、生活必需品が持ち出せない者

イ その他災害により、生活必需品の調達が困難な者

(2) 供給及び配分

ア 供給場所

生活必需品の配給は、原則として避難所において行う。

イ 供給手順

調整部は、調達要求に基づき調達を実施し、厚生救護部又は福祉支援課を通じて各避難所に配布する。

ウ 記録等

被服寝具その他生活必需品の給与を実施した場合、物資の配布段階ごとに必ず受払いの記録及び受領書を徴するとともに、次の書類、帳票類を整備し、保存しておかなければならない。法による物資とその他の義援物資は、書類上も実際上も明確に区分して処理しなければならない。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 物資受払簿

(ウ) 物資の給与状況

(エ) 物資購入関係支払証拠書類

(オ) 備蓄物資払出証拠書類

【資料 93 物資受払簿、65 物資の給与状況】

3 災害救助法に基づく措置

被服、寝具その他の生活必需品の供給又は貸与

(1) 対象者

- ア 災害により住処に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
- ウ 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- イ 衛生用品
日用品石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー 等
- ウ 炊事用品
炊事用具及び食器炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- エ 燃料
マッチ、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し、市長が分配する。

(4) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(5) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て、延長することができる。（特別基準）

4 節 愛護動物対策〔衛生部、避難所管理部、獣医師会〕

災害により避難者とその他の被災者による適正飼育が困難となった愛護動物を保護するとともに、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

1 実施体制

衛生部又は環境課が統括し、各部及び獣医師会並びに動物愛護団体等の協力を得て行う。

2 愛護動物の保護

(1) 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となった愛護動物の一時預かり場所の確保を支援する。

（2）負傷動物の治療

被災地域に飼い主不明の負傷動物がいる場合には、衛生部又は環境課で保護収容し、獣医師会に依頼し応急処置を実施する。

（3）動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う愛護動物の健康等の問い合わせに対応するため、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。

3 避難所における動物との共生

避難所において、被災者と同行避難した動物の処遇について、避難所運営組織、飼い主等で検討を行い、愛護動物との共生を図るとともに、愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

4 飼い主の備え

市は、飼い主による同行避難や避難所での適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じる。また、自主避難や短期間の避難所滞在においては、原則として同行避難ができないため、日常から飼い主として備えておくことについて普及啓発に努める。

（1）逸走の防止と所有者の明示

災害発生時にペットが逃げ出すことに備え、首輪や鎖等の点検をしておく。また、逃げ出した場合に備えて、迷子札、鑑札、注射済票、マイクロチップ等を装着し、飼い主を明確にしておく。

（2）健康管理としつけ

避難所での生活に備え、予防接種、寄生虫の駆除、ケージに慣らす、むやみに吠えないようにしつける等、健康管理としつけに努める。

（3）避難用品や備蓄品の準備

ペットフードや薬、予備の首輪、ケージ等、必要な用品を飼い主の責任で準備しておく。

（4）避難への備え

避難先や安全な避難経路の確認を行っておくとともに、一時預け先を確保しておく。

5節 住宅対策〔調整部、復旧対策部、県〕

住宅の倒壊又は破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の設置、住宅の修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。

1 応急仮設住宅

風水害等により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、応急仮設住宅を提供する。

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用を受けた場合に、知事が行い、市長は、これに伴う計画の策定と実施を行う。

（１）仮設住宅の基準

ア 住宅の設置戸数は、被災状況等供与対象の要件を満たす世帯数等を基に総合的に検討する。

イ 仮設住宅の１戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成人数等を考慮して定める。

ウ 必要に応じて高齢者、障がい者等向けの使用に配慮した「福祉仮設住宅」を設置する。

エ 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

（２）建設場所

仮設住宅の建設場所は、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育等の諸点を考慮して選定する。

原則として市有地とし、これにより難しいときは適当な公有地又は私有地を借り上げて設置する。

建設場所として、次の場所を候補地とする。

順位	候補地名称	所在地
１	春日運動広場	春日市平田台５丁目１番地
２	位瀬公園	春日市春日５丁目６７番地

（３）建設の実施

ア 仮設住宅の建設に当たっては、県と協議の上、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保及び設計の後、建設を行う。

イ 着工期間は、大災害により迅速な処理が困難である場合を除き、風水害等発生の日から２０日以内とする。ただし、２０日以内に着工できない事情があるときは、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。

ウ 建設に当たっては、県を通じて（一社）プレハブ建築協会等に建設を要請する等、迅速な措置を図る。

（４）応急仮設住宅の入居者の選定方法

応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、関係機関と協議の上、入居者を選定する。

なお、この場合、次の事項に留意するものとする。

ア 選定に当たっては、一般世帯と高齢者、乳幼児、障がい者等の世帯の構成を考慮する。

イ 従前の居住地及び自治会に考慮した選定を行う。

（５）応急仮設住宅の管理

- ア 応急仮設住宅の管理は、市長の協力を求めて県が行う。
- イ 災害救助法の適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。
- ウ 応急仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅への転居を進めるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。
 - （ア）公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）による住宅の設置又は入居
 - （イ）各種貸付制度による住宅資金のあっせん
 - （ウ）社会福祉施設等への収容

2 住宅の応急修理

（1）災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理の対象となる者

風水害等によって住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

（2）応急修理の基準

ア 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分に限る。

イ 限度額

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

ウ 修理期間

原則として、災害発生の日から3月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6月以内）とする。

（3）住宅の応急修理を実施した場合次の書類帳簿等を保存しておかなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 住宅の応急修理記録簿

ウ 住宅の応急修理のための契約書仕様書等

エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

【資料 67 住宅応急修理記録簿】

7 章 民間団体及び災害ボランティアとの連携

大規模災害が発生した場合、災害対策本部又は市及び防災関係機関の活動とともに、民間団体等の協力を積極的に得て、連携を保つとともに、災害ボランティア等との協力関係を確立する。

また、必要に応じ、活動の拠点、資器材等を提供し、活動が円滑に行われるよう支援する。

1 節 民間団体等との協力体制〔総合対策部、厚生救護部、自主防災組織〕

災害時には、各種民間団体等の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 日赤奉仕団

（1）協力の依頼

ア 災害救護に関する奉仕のほか社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕等を目的として設置されている、日赤奉仕団に協力を依頼する。

イ 日赤奉仕団の協力依頼は、日本赤十字社福岡県支部又は日赤奉仕団委員長を通じて行う。

（2）協力内容

ア 被災者への炊出し

イ 医療、助産及び清掃活動

ウ その他の救護活動

2 自主防災組織

（1）地区単位で組織されている自主防災組織は、地域住民の共助の観点から、災害時の地域の初期的な応急活動を行い、地域住民の安全を確保する。

（2）活動内容

ア 住民の安否確認

イ 被害状況の把握

ウ 出火の防止及び初期消火活動

エ 負傷者の救出、救護措置及び医療機関等への搬送

オ 避難誘導

カ 給食、給水等

キ 避難所の運営

（3）関係機関等との連携及び協力

自主防災組織は、地域での応急活動を自主的に行うほか、災害対策本部又は市、消防機関その他の関係機関と連携してその活動に協力する。

3 民生委員等

避難行動要支援者の把握に当たっては、その所有する避難行動要支援者台帳

に基づく安否確認等について協力する。

2 節 ボランティアとの連携〔厚生救護部〕

災害時には、各種のボランティアとの連携のため、ボランティア受付窓口を設置し、参加したボランティアの善意が効果的に生かされるよう、各種の活動に協力を求める。

1 一般ボランティア

ボランティアの受入体制については、市ボランティアセンター（春日市社会福祉協議会）と連携して、各々のボランティア団体等の救援活動が効果的に実施できるよう、団体間の調整並びに次に掲げる支援及び協力を行う。

（1）災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、ボランティアの受付及び各ボランティア団体間の調整並びにボランティアによる救援活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターを設置する。市は、センター設置のための施設を提供する。

（2）連絡調整

厚生救護部又は福祉支援課及び災害ボランティアセンターは、災害対策全般の各種情報を迅速に提供する等、常に密接に協議、連絡及び調整を行い、連携を図る。

（3）派遣要請

各部において、ボランティアの要請担当を定め、派遣要請は厚生救護部又は福祉支援課を経由して行う。ただし円滑な救援活動のため必要な場合は、厚生救護部又は福祉支援課と調整の上直接要請するものとする。

（4）その他

ボランティア活動を円滑に行うために必要な協力及び支援をする。

主な一般ボランティアの活動分野

活 動 内 容
① 被災者家屋等の清掃活動
② 現地災害ボランティアセンター運営の補助
③ 避難所運営の補助
④ 炊き出し、食料等の配布
⑤ 救援物資等の仕分け、輸送
⑥ 高齢者、障がい者等の介護補助
⑦ 被災者の話し相手・励まし
⑧ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門ボランティア

（1）派遣要請

医師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣に関しては、担当部があらかじめ定めた協力体制に基づき、直接窓口となる保健福祉環境事務所、医師会、建築士会等と協議の上、要請及び受入れを行う。

（2）災害救援専門ボランティアの派遣

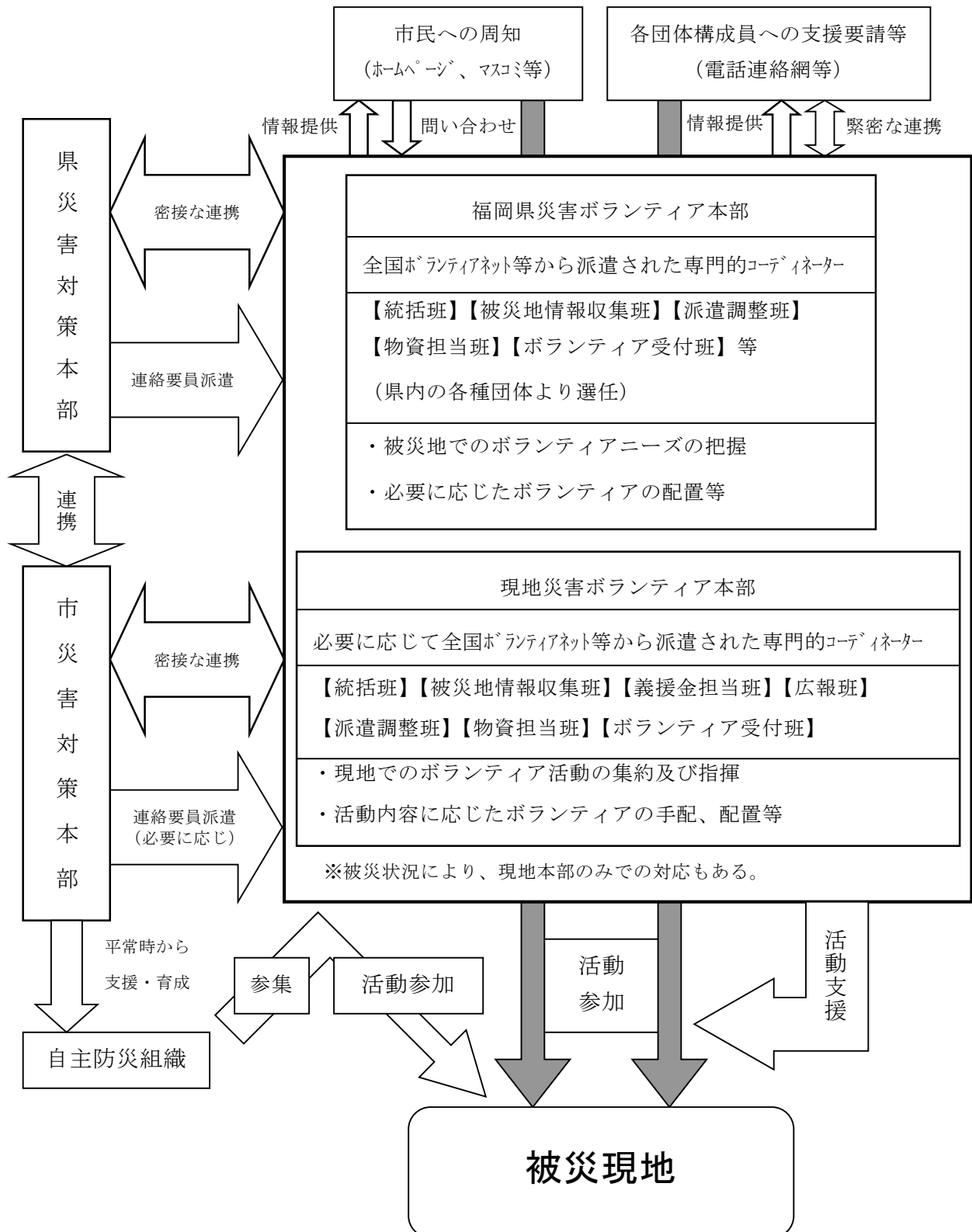
県の災害救援専門ボランティアの派遣に関しては、厚生救護部又は福祉支援課が窓口となり、医師、看護師、介護福祉士、応急危険度判定士等の有資格者及びボランティア団体でのリーダー等の経験をもつ専門ボランティアの派遣を県に要請し、各部において受け入れる。

（3）避難行動要支援者を支援するボランティアの派遣については、市ボランティアセンターと連携して対応する。

（4）主な専門ボランティアの活動分野

活 動 内 容
① 救護所等での医療、看護
② 被災宅地の応急危険度判定
③ 外国人のための通訳
④ 被災者へのメンタルヘルスケア
⑤ 高齢者、障がい者等への介護・支援
⑥ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
⑦ 公共土木施設の調査等
⑧ その他専門的な技術・知識が必要な業務

〔災害ボランティア活動に係る連携図〕



8章 要配慮者対策

災害時に情報伝達及び行動に制約を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等に配慮した応急対策を行う。

1節 基本方針〔各部〕

災害応急対策の実施に当たっては、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮して行う。

1 実施体制

要配慮者への配慮は、各部の実施担当者において行う。

要配慮者に対する配慮の統括は、厚生救護部又は福祉支援課において行う。

2 要配慮者への配慮の基本

（1）応急対策活動全般における配慮

要配慮者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる災害応急対策の遂行の中で、可能な限り行うこととする。

（2）地域住民等との協力

要配慮者への配慮は、各部及び各関係機関が実施するほか、地域住民、ボランティア等の協力を得て行う。

（3）情報伝達の配慮

必要な生活情報、被害情報等が確実に伝達されるよう、特に配慮する。

2節 在宅要配慮者の安全確保及び支援〔厚生救護部、自主防災組織〕

要配慮者に対応した防災行動マニュアルを作成するとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者の安否確認及び災害状況に応じた支援を行う。

1 安否確認

要配慮者については、市社会福祉協議会及び介護事業者の協力を得て、また避難行動要支援者名簿等を活用して、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民及びボランティア等の協力を得ながら、その安否確認を行う。

2 避難における配慮

自主避難により、又は避難指示等の発令により、避難をする場合には、地域住民の協力を得て、自ら避難が困難な者について、介助を行う。

3 状況把握等

災害発生後、居宅で生活している要配慮者について、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を得て、その世帯の状況並びに必要な用具及び用品等の把握に努めるとともに、必要に応じて保健師等を派遣する。

4 食料、飲料水、生活必需品等の確保

要配慮者で自ら食料、飲料水の確保又は運搬が困難な者については、自主防災組織、地域住民、ボランティア等の協力を得て、援護する。

5 生活支援

被災後の住居の後片付け、清掃等が困難な要配慮者に対し、自主防災組織、地域住民、ボランティア等の協力を得て、生活支援を行う。

6 社会福祉施設への緊急入所及び福祉避難所への移送

居宅生活が困難な要配慮者については、保健師等の派遣を行うほか、避難所での生活が困難な場合は、状況により社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への移送を、自主防災組織、地域住民、ボランティア等の協力を得て行う。

また市内施設で対応が困難な場合は、隣接市町村の福祉施設等に受け入れを要請する。

7 心のケア

要配慮者が持つ災害によるショック及び避難生活の長期化によるストレスに対応するため、社会福祉士、介護福祉士、保健師、児童相談員、ケースワーカー等の専門家による巡回相談等に努める。

8 福祉仮設住宅

厚生救護部又は地域共生部は県と協力し、災害時における要配慮者向住宅として福祉仮設住宅を設置する。また、厚生救護部又は地域共生部は福祉仮設住宅におけるケア対策を行う。

3節 外国人の安全確保及び支援〔厚生救護部〕

外国人に対しては、在福領事館その他の関係団体等との連携を取り、情報提供等について配慮を行う。

1 外国人への配慮の基本

災害応急活動及び各種支援措置の実施に際して、外国語による情報提供のほか、可能な限り、生活習慣その他の状況に応じて配慮を行う。

外国人への配慮については、領事館の協力のほか、留学生団体その他の団体、ボランティア団体等の協力を得て行う。

2 情報の提供

- （１）外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、英語その他の言語により、広報誌、掲示板、市ホームページ等により行う。
- （２）生活関連情報の提供については、各種機関、団体、ボランティア等の協力を得て、必要に応じ、相談窓口へ通訳を配置する。

9 章 遺体の収容、安置及び処置

捜索等により発見された遺体について、関係機関と連携して遺体安置場等を確保したうえで、遺体の収容、身元確認及び遺族等へ引渡しを行うとともに、遺体の火葬等の措置を行う。

1 節 遺体の収容〔衛生部、警察〕

1 遺体が発見されたときの取扱い

- （１）遺体を発見した場合は、警察官等の見分及び検視並びに医師による医学的検査（検案）を受ける。
- （２）身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行う。

2 遺体の収容及び安置

- （１）身元確認に時間を要する場合、短期間で埋葬することが困難な場合又は遺族がすぐに引き取ることができない遺体については、一時遺体を収容する。
- （２）遺体の収容場所として、避難所として使用していない体育館その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、遺体安置場を確保する。また、遺体を納めるための棺や保存のためのドライアイス等を葬祭業者等から確保する。
- （３）収容された遺体については、必要に応じて医師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒及び保存に必要な措置を施す。
- （４）身元が確認された遺体については、遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）の手続きにより処置する。

2 節 遺体の処置〔衛生部、警察〕

1 火葬

- （１）市民課が発行する死体埋（火）葬許可証の交付を受ける。
- （２）死亡者の火葬は、筑慈苑で行うこととし、死亡者数によっては、周辺市町に依頼する。
- （３）実施体制の整備
 - ア 火葬場の被害状況の把握
 - イ 死亡者数の把握
 - ウ 火葬相談窓口の設置
 - エ 遺体搬送態勢の確立
 - オ 骨つば、線香等の確保
- （４）遺体捜索、遺体の処置、埋葬を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保存しなければならない。

ア 埋葬

- （ア）救助実施記録日計票
- （イ）埋葬台帳
- （ウ）埋葬費支出関係証拠書類

イ 遺体搜索

- （ア）救助実施記録日計票
- （イ）搜索用機械器具類燃料受払簿
- （ウ）遺体の搜索状況記録簿
- （エ）遺体搜索用関係支出証拠書類

ウ 遺体の処置

- （ア）救助実施記録日計票
- （イ）遺体処置台帳
- （ウ）遺体処置費支出関係証拠書類

【資料 69 埋葬台帳、70 遺体処置台帳、96 火葬場所所在地、能力一覧表、97 搜索用機械器具類燃料受払簿、98 遺体の搜索状況記録簿】

2 身元不明者の取扱

- （1）縁故者の判明しない者については、衛生部又は保護課が死亡届を出し、死体埋（火）葬許可証の交付を受け火葬を行い、遺骨及び遺留品処理票に記入するとともに、遺骨、遺留品、身元確認に必要な資料等は、寺院等に一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

【資料 101 遺骨及び遺留品処理票】

- （2）身元が判明しない者については、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱う。衛生部又は保護課の判断に基づき、死体埋火葬許可証の交付を受けた後、火葬等の処置を実施する。
- （3）身元確認に必要な情報（服装、髪型等）については、安否情報システムによるデータに登録を行う。

10 章 防疫・保健衛生対策

衛生部又は環境課は、被災状況に応じて、筑紫保健福祉環境事務所及び筑紫医師会等の指示・指導のもと、調査班及び防疫班を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

1 節 実施体制〔衛生部、県、医師会〕

衛生部又は環境課は、被災状況に応じて、筑紫保健福祉環境事務所及び筑紫医師会等に協力を求めて、防疫を実施する。

1 関係機関との連携

災害時における防疫措置の徹底を図るため、筑紫保健福祉環境事務所、日赤及び筑紫医師会等と密接な連携を取り、災害防疫活動体制の強化及び情報連絡並びにその周知の徹底を行う。

2 節 業務内容及び実施方法〔衛生部、県〕

被災地での感染症の発生を防止し、被災地の衛生を保持するため、調査及び予防接種の実施等必要な措置を行う。

1 防疫上必要な注意事項の周知

災害発生後の衛生の保持、食料及び水の摂取時の留意事項、生活用水の使用制限及び供給等について一般に周知する。

2 感染症発生状況等の調査

被災地域において、自主防災組織、地域住民、ボランティア等の協力を得て、感染症の発生状況、衛生状況等を調査する。

3 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所における衛生状況の維持のため、各避難所に対し、次の防疫上の措置を講じ、必要な指導を行う。

（1）衛生教育の実施

（2）トイレその他の清潔の保持並びに消毒方法の指導及び実施

（3）給食その他の食料及び飲料水の取扱い上の注意

（4）空気環境その他の環境衛生指導

（5）消毒薬等（次亜塩素酸ソーダ、逆性石鹼、マスク及び殺虫剤）の使用指導

（6）避難所における衛生に関する自治組織編成の指導

（7）避難者に対する健康調査の実施

4 臨時予防接種の実施

災害の状況、被災地の感染症発生状況等により、臨時の予防接種の必要性がある場合は、県知事の指示により、種類、対象、期間等を定めて、臨時の予防接種を実施する。

5 患者の入院等

被災地において、一類（保菌者を含む）及び二類感染症患者が発見されたときは、速やかに筑紫保健福祉環境事務所へ連絡を行うこととする。

6 消毒の実施

- （１）感染症が発生し、又は発生するおそれがある地域においては、筑紫保健福祉環境事務所の指示に基づき、消毒を実施する。
- （２）被災地における清潔保持のため、必要に応じて消毒を実施する。

7 防疫及び衛生確保

- （１）食品衛生確保のため、飲食業者その他の食品取扱い業者に対し、必要な衛生上の措置を指導するとともに、必要に応じて食品検査を実施する。
また、災害時に飲料のため使用する井戸等について、水質検査体制を確保し、検査を実施する。
- （２）感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、筑紫保健福祉環境事務所へ速やかに連絡すること。
- （３）家庭の風呂が使用できない被災者のために、福岡県公衆浴場生活衛生同業組合等の協力を得て、入浴施設を確保する。
- （４）筑紫保健福祉環境事務所の指示のもと、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

8 感染症予防対策に関する広報活動の強化

感染症予防のため、県の指導又は指示に基づき、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

1 1 章 障害物・廃棄物対策

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住宅又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに、人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路及び河川等の障害物の除去を行う。

また、災害時の環境衛生を維持するため、災害時に発生するごみ、し尿等を応急に処理する。

1 節 障害物除去〔復旧対策部、県〕

1 障害物除去

- (1) 山崩れ、がけ崩れ、土石流、侵食等によって、住宅又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。
- (2) 道路及び河川等にある障害物の除去は、それぞれ、道路及び河川等の管理者が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川氾濫、護岸決壊等の防止その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 住宅等に流入した土石等（住宅障害物）の除去

(1) 実施責任者

ア 住宅障害物の除去に関する計画の立案及び実施は本部長又は市長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は本部長又は市長が行う。

(2) 災害救助法に基づく措置

ア 障害物除去の対象

- (ア) 障害物のため当面の日常生活を営むことができない状態にあること。
- (イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。
- (エ) 住宅が半壊又は床上浸水したものであること。
- (オ) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

イ 除去の方法

救助の実施機関である知事が実施する。救助を行うこととされた場合又

は知事が実施するいとまがない場合は本部長又は市長が実施する。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

4 障害物除去の方法

- (1) 市の土木関係業者等の協力を得て、速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施のため、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

5 臨時集積地

(1) 臨時集積地の選定

がれきや土石等の除去した障害物の臨時集積地は、搬入、集積、選別等の処理の円滑化及び周辺環境等から次の事項に配慮して、市の土木関係業者等と協議の上決定する。

ア 再び人命及び財産に被害を与えない安全な場所

イ 道路交通の障害とならない場所

ウ 盗難の危険の少ない場所

(2) 臨時集積地への搬送

被災家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り及び土石等の障害物については、不燃、可燃等に分類して臨時集積地へ直接搬送する。

なお、アスベスト等の有害ゴミについては専門業者により処理を行う。

(3) がれきの処理設備

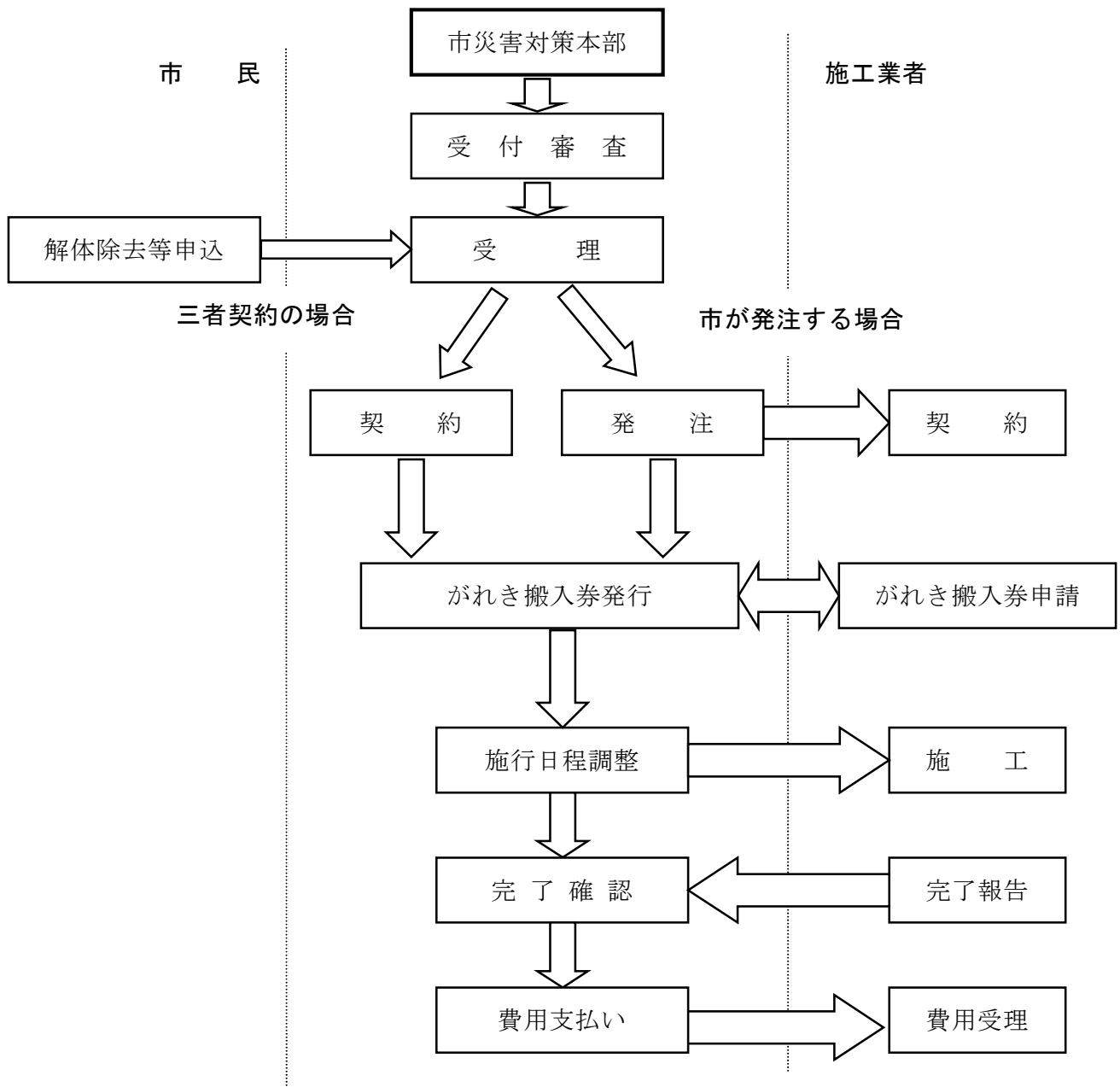
臨時集積地にがれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(4) 不法投棄の監視

道路、公園等への不法投棄を防止するため、県警察と連携して啓発と摘発を行う。

[倒壊家屋の処理の流れ]

（特別措置で解体、除去等を公費で行う場合）



※契約及び発注は市が直接発注する場合と三者契約による場合がある。

6 市が障害物の除去を実施した場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 障害物除去の状況
- (3) 障害物除去支出関係証拠書類

【資料 71 障害物除去の状況】

2節 ごみの処理〔衛生部〕

災害時の廃棄物等の応急的処理を実施する。

1 実施機関

衛生部又は環境課が関係各部及び関係機関、他の地方公共団体等と協力して実施する。

2 災害時の廃棄物（一般廃棄物等）の処理計画及び実施

災害廃棄物等処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るため、「災害廃棄物処理計画」に基づき処理を実施する。

【資料 106 災害廃棄物処理計画】

3 産業廃棄物対策

（1）処理責任の原則

災害時の産業廃棄物の処理責任については、排出事業者自らが、その責任により処理するものとし、災害による混乱時には衛生部又は環境課が処理についての必要な調整及び指導を行う。

（2）処理実施方針

ア 通常の事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、排出事業者がその処理責任の下、自己処理又は委託処理により適正に処理するものとする。

イ 風水害等により、産業廃棄物の収集運搬業者等が被害を受けることが予想されるときは、市及びその周辺で主に事業活動を行っている産業廃棄物の処理業者の運搬及び処理能力を把握するとともに、県及び（公社）福岡県産業資源循環協会等に対しても調査を依頼する。

また、全国的な処理能力の把握のため、国、各県及び（公社）全国産業資源循環連合会等に対しても受入能力等の調査を依頼する。

なお、その結果については迅速に排出事業者に提供するとともに、応急の処理方法について適切に指導する。

ウ 風水害等により、被害を受けた処理施設に対しては、適正処理確保の観点から、二次災害防止及び周辺環境への影響を調査して適切な復旧を指導する。

1 2 章 公共施設等の応急対策

道路及び橋りょう、公園その他の公共施設について、利用者の安全確保及び施設機能の早期回復のため、必要な応急措置を実施する。

1 節 道路及び橋りょう〔総合対策部、復旧対策部、警察〕

風水害等による被害により通行に支障が生じた道路及び橋りょうについて、通行機能を回復するため、応急にその復旧を図る。

1 実施体制

道路の応急復旧は、各道路の管理者が連携して実施する。

2 道路及び橋りょうの被害状況の把握

道路の応急復旧実施担当機関が、道路施設の被害状況及び道路交通状況を調査し、把握する。把握した情報は、総合対策部又は安全安心課その他関係機関へ報告する。

3 応急復旧の実施

（1）応急復旧の優先順位

ア 人命にかかわる救命、救出、消火等の緊急活動に必要な道路を最優先する。

イ 市外の道路状況及び市内の被害状況により、適宜輸送路を確保する。

ウ 応急復旧に当たっては、県警察その他の関係機関と連携を取りながら行う。

（2）実施

ア 被害状況の把握

災害発生後速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し、他の実施担当機関等と連絡及び調整を図り、原則として2車線の通行帯の確保を目標に実施する。

イ 県警察等との連携

応急復旧に際して必要な交通規制等については、公安委員会、県警察その他の関係機関の協力を得て行う。

（3）応援要請

道路応急復旧の作業等については、市の土木関係業者等の協力を得るほか、自衛隊、他の地方公共団体への応援を依頼する。

2 節 水防施設等〔復旧対策部〕

風水害等により被害を受けた水防施設等の応急措置を行い、更なる水害の危

険が予想される場合には、危険箇所の警戒を行う等により、災害発生後の降雨等による二次災害に備える。

【資料 45 水門調査報告書】

【資料 46 ため池所在地一覧表】

【資料 47 水門リスト】

1 水防施設の応急措置

災害発生後、二次災害の発生が予想される場合、水路、ため池等の重要水防施設を巡視し、被害状況を把握し、応急措置を実施する。

2 危険区域等の警戒

水害時に危険が予想される箇所の警戒を行う。

3節 公園その他の公共施設〔復旧対策部〕

公園、街路樹等の施設について、利用者の安全を確保し、機能の回復のための応急措置を実施する。

1 公園施設

（1）実施体制

復旧対策部又は都市計画課が、委託業者等の協力を得て行う。

（2）施設利用者等の安全確保

ア 避難誘導等

公園内施設の利用者の安全確保のため、避難誘導及び必要な応急措置を行う。

（ア）平時の対応

平素より管理職員等の認識と訓練に努め、非常時の避難誘導等の対応について、大会等の主催者に対し事前の周知を図る。

（イ）避難誘導実施者

施設管理職員

管理委託業者の常駐職員

行事、催物等の主催者

（ウ）避難誘導の方法

避難誘導は、施設内放送を実施するとともに、職員等が直接安全な場所へ誘導する。

（エ）避難誘導先

避難誘導先は、原則として公園内の広場とし、あらかじめ安全を確認するものとする。

（オ）緊急連絡及び救急活動等

風水害等が発生したときは、消防本部、県警察、災害対策本部又は市

等への連絡、現地救急体制の確立並びに被災者の救出及び応急措置を実施する。

イ 立入禁止等

利用者の安全確保のため、公園内の施設等への立入りを禁止し、又は制限する。

（ア）被害状況の把握及び安全性の確認

復旧対策部又は都市計画課、年間管理委託業者及び管理協力業者により現地調査を行い、被害状況を把握する。

（イ）立入禁止等の措置

立入禁止とする区域は、破損又は破壊した構築物及びその周辺、崩落等のおそれのある構築物及びその周辺、陥没や崖崩れの周辺、倒木のおそれのある樹木等の周辺、緊急車両通行区域、電柱又は電線の破損区域等とする。

立入禁止の措置は、職員等が注意を呼びかけるとともに、看板、バリケード、ロープ等により明示する。

ウ 応急修理等

（ア）応急修理等の対象

a 破損した施設のうち危険が及び、又は及ぶおそれのある施設

b 公園管理上又は避難者等の応急措置等のため必要不可欠な施設

（例）通信施設、電力施設及び建築物、擁壁、汚水及び雨水排水施設、法面、樹木等が倒壊又は倒木した施設

（イ）実施方法の検討

小規模災害は、公園の管理委託業者による応急修理を実施する。

災害規模が大きい場合は、管理協力業者及び災害時の土木・造園協力業者へ応急修理の協力依頼をする。

（3）公園等のオープンスペースの活用

ア 公園、公有地等のオープンスペースは、避難場所として活用するほか、状況に応じて、応急活動のために活用する。

（ア）臨時避難施設用地

（イ）応急仮設住宅用地

（ウ）応援部隊等の活動拠点

（エ）物資等の集積場所

（オ）廃棄物等の一時保管場所

（カ）救護所その他の救援活動拠点

イ 仮設設備等の設置

避難場所となっている公園等においては、避難者等の救護等のため、必要に応じて仮設設備等の設置を行う。

（ア）仮設トイレ

（イ）手洗い場

（ウ）水道、電力等のライフライン施設

2 街路樹対策

（1）実施体制

復旧対策部又は都市計画課が、委託業者等の協力を得て行う。

（2）街路内の安全確保措置

危険を生じている障害樹木等について撤去等の措置を行う。

ア 実施対象

倒木等により道路交通の障害となっている樹木

隣接地への被害を及ぼしている樹木

イ 実施内容

倒木及び半倒木の撤去、引起こし並びに支柱の設置

ウ 被害状況の把握

通報又は道路巡回パトロールの報告を受け被害状況の調査を行う。

被害状況は、街路樹の被害及び倒木による第三者への人的又は物的な被害状況を把握する。

エ 交通誘導及び立入禁止

倒木又は半倒木の影響範囲内へのバリケード等による立入禁止措置をとるとともに、処理作業中は交通誘導を行う。

オ 連絡体制

復旧対策部又は都市計画課は、管理業者等と災害報告の連絡を密に行い、被害状況により、県警察、消防本部等への緊急連絡を行う。

4節 地盤災害〔総合対策部、復旧対策部〕

風水害等によりがけ崩れ等の危険が生じた箇所について、警戒を行い、住民等の安全を確保するとともに、必要な応急的措施を実施する。

1 危険箇所等の警戒

がけ崩れ等の危険区域及び箇所の巡回点検を行うとともに、風水害等によりがけ崩れ、亀裂の発生等の地盤に異常をきたしている箇所について状況を把握し、警戒を行う。

2 応急措置

（1）避難指示等

地盤の異常により住民等に危険が及ぶ可能性のある箇所については、避難指示等を発令し、又は警戒区域を設定する等により、住民等の安全を確保する。

（2）応急措置の実施

がけ崩れの危険があり、住民等に危険が及ぶ可能性がある箇所については、応急工事その他の応急措置を実施する。

13章 災害拡大防止対策

風水害等では、時間の経過とともに災害が拡大する場所も多く、それを最小限に抑える応急対策活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、堤防等（ため池を含む。）の被害による再度災害及び風倒木の流出による二次災害の危険性もあるため、応急対策を行う。

1節 基本方針〔復旧対策部、消防機関〕

1 浸水被害の拡大及び再度災害の防止

浸水被害が発生した場合は、復旧対策部又は都市整備部及び消防署は、その被害を軽減するため、必要に応じて排水対策を行う。

施設管理者は、被害を受けた堤防等について、浸水被害の拡大を食い止めるため、応急復旧を行う。

2 土砂災害の発生及び拡大防止

復旧対策部又は都市整備部及び消防機関は、災害発生後の降雨等による土砂災害の発生の防止及び軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関及び地域住民に周知を図り、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

土砂災害が発生した場合は、復旧対策部又は都市整備部は、早急に被害状況及び今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

3 風倒木対策

復旧対策部又は都市整備部は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等応急対策を行う。

2節 災害拡大及び二次災害防止のための応急復旧対策の実施〔復旧対策部、関係機関〕

1 点検調査及び応急工事等の実施

- （1）危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて行う。
- （2）危険箇所点検要員は、危険箇所の点検等を行い、専門技術者等への事前委託、ボランティアの募集を行い、復旧対策を行う。
- （3）災害拡大及び二次災害のおそれがある場合は、避難指示の発令または警戒区域を設定するなど、迅速に適切な避難対策をとり、住民の安全を確保する。

（４）災害拡大及び二次災害を防止するため、次のような応急対策工事を検討の上行う。

- ア 仮排水路の設置
- イ 不安定土砂の除去
- ウ ブルーシート張り
- エ 土のう積み
- オ 仮設防護柵の設置

2 市民への広報

災害の拡大及び二次災害発生が予想される場合は、その場所を市民に伝達する。

3 節 警戒体制〔復旧対策部〕

1 量水標等の監視

（１）量水標等の設置箇所

市内に設置してある量水標等の設置箇所、特に過去において災害が起こった箇所を事前に調査し、関係職員に周知しておく。

（２）監視員の配備

量水標及び水位計の監視には復旧対策部又は都市整備部が当たる。

2 土砂災害に関する監視

県指定の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び市独自のがけ崩れ監視区域は、復旧対策部又は都市整備部により監視する。

監視区域及び監視担当区分については、【避難指示等の判断情報伝達マニュアル】ほか【風水害時における第 1 配備・第 2 配備業務マニュアル】を参照。

3 内水氾濫に関する監視

浸水警戒区域は、復旧対策部又は都市整備部により監視する。監視区域及び監視担当区分及び道路冠水時の通行止め箇所については、【避難指示等の判断情報伝達マニュアル】によるほか、【風水害時における第 1 配備・2 配備業務マニュアル】を参照。

1 4 章 ライフライン施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス及び電話のライフラインについて、風水害等に伴う被害を早期に復旧し、市民生活及び都市機能の回復を図る。

1 節 上水道〔総合対策部、復旧対策部、水道企業団、自衛隊〕

1 実施体制

水道企業団は、「春日那珂川水道企業団危機管理基準」に基づき、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員や資機材等を確保し、必要に応じ他の自治体、自衛隊、他の公共機関、水道関係者等に応援を要請する。

2 応急復旧対策

- (1) 水道施設の応急復旧は、応急復旧要員を確保し、資機材を調達して、復旧作業を進める。特に避難所及び病院への給水を優先し、断水区域を最小限にするようバルブ調整を実施しながら復旧を進め、順次断水区域の解消を行う。
- (2) 応急復旧に必要な資機材は、業者やメーカーから調達する。

また、応急復旧に必要な機材は、常に点検、整備し万全を期すとともに、指定工事店や関係業者の協力によって対応する。

3 広報

市は、関係機関と連絡を密にして上水道施設の被害状況、復旧状況等を住民に広報する。

4 窓口

名 称	所 在 地	電 話
春日那珂川水道企業団	原町 2 丁目 3 0 番地 2	TEL 092-571-7001(代表) TEL 092-581-1138(夜間) FAX 092-574-4960

2 節 下水道〔総合対策部、復旧対策部〕

1 実施体制

復旧対策部又は下水道課において応急復旧を実施するが、必要に応じ、他の地方公共団体等の応援を要請する。

2 応急復旧対策

下水道施設の被害状況を迅速に調査し、汚水及び雨水の疎通や道路交通に支障がないようマンホール等の応急措置を講ずる。

3 広報

市は、関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を住民に広報する。

4 窓口

名 称	所 在 地	電 話
下水道課	原町 3 丁目 1 番地 5	TEL 092-584-1111 FAX 092-584-1143

3 節 電力〔総合対策部、復旧対策部、電力会社〕

1 実施体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある時には、災害規模及び状況により九州電力㈱及び九州電力送配電㈱は、非常災害対策本部等の組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策人員の確保

災害時における特別組織の構成、協力会社、他電力会社等への応援要請等により復旧要員の確保を行い、体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

電力施設の被害状況のみならず、道路等の被害状況も把握し復旧対策に当たる。

(3) 応急復旧資機材の確保

応急復旧資機材の緊急手配を行うとともに輸送手段の確保を行う。

(4) 復旧順位

原則として、避難所、医療機関、官公庁の報道機関、報道機関等を優先するが、災害状況、各設備の被害状況及び各施設の被害復旧の難易を勘案して復旧効果の最も大きいものから順次行う。

3 危険防止対策

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、風水害等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、九州電力㈱及び九州電力送配電㈱が認めた場合又は市、県、県警察、消防本部等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な予防措置を講ずることとする。

4 広報

感電事故及び漏電等による出火を防止するため、広報誌、インターネットホームページ等のほか、様々な広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に広報の要請を行い、復旧状態、安全対策等に関する十分な広報を行う。

5 窓口

名 称	所 在 地	電 話
九州電力送配電(株) 福岡南配電事業所	筑紫野市二日市西 1 丁目 6 番 5 号	TEL 092-922-6124 FAX 092-928-6901

4 節 都市ガス及びプロパンガス〔総合対策部、復旧対策部、ガス会社〕

1 実施体制

市内で災害が発生した場合には、西部ガス(株)、吉村アクティブ産業(株)及び福岡県LPガス協会は災害応急復旧対策を実施する。

2 応急復旧対策

(1) 応急復旧措置

災害の発生に伴う初動措置の後、必要に応じ、次の応急復旧措置を実施する。

ア 西部ガス災害対策本部指令に基づきバルブ操作又は遠隔操作を行い供給可能な範囲の供給系統を変更し、ガス遮断区域を最小限にする。

イ ガス導管の破損又は漏えい箇所の応急修理を実施する。

ウ ガス導管の排水作業を早期に実施する。

エ その他現場の状況により適切な処置を実施する。

(2) 復旧順位

原則として、人命にかかわる拠点及び救急的活動の拠点となる場所を優先するが、災害状況、各設備の被害状況及び各施設の被害復旧の難易度を勘案して、復旧効果の最も大きいものから順次実施する。

3 危険防止対策

都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、西部ガス対策本部の指令に基づいて、各ブロック単位でガス供給を停止する等危険防止措置を講ずる。

4 広報

災害時には住民の不安除去及び二次災害防止を図るため、サービス巡回車での広報を行うとともに、市、警察署、消防本部等の防災関係機関並びにテレビ、

ラジオ、新聞等の報道機関に広報の要請を行い、ガス設備の被害状況、復旧の見通し等について広報活動に努める。

5 窓口

名 称	所 在 地	電 話
西部ガス(株)福岡支社 供給管理センター	福岡市東区 東浜1丁目10番75号	TEL 092-633-2327 FAX 092-631-3795
吉村アクティブ産業(株)	福岡市博多区 吉塚7丁目1番49号	TEL 092-621-1144 FAX 092-622-5555
福岡県LPガス協会	福岡市博多区 千代1丁目12番1号	TEL 092-476-3838 FAX 092-476-0220

5 節 電話〔総合対策部、復旧対策部、電話会社〕

1 実施体制

西日本電信電話(株)九州支店は、災害時における公衆電気通信設備の保全及び被害の復旧について、西日本電信電話(株)災害規定の定めるところに従い、迅速、かつ、的確に復旧工事を実施する。

2 応急復旧対策

(1) 復旧計画

西日本電信電話(株)各支店は、被害状況を把握し、次の事項に基づき復旧計画を立てる。

- ア 復旧応援隊の必要の有無及びその配置状況
- イ 復旧資材の調達及び復旧作業日程
- ウ 仮復旧の見込み
- エ 作業隊員の宿舎、衛生、食料等の手配ほか

(2) 復旧順位

風水害等によって被災した市内外電話回線の復旧は、医療、消防本部等防災関係機関等から順次実施する。

また、公衆電気通信設備の設置箇所は、避難場所等を優先する。

3 応急対策

(1) 通信の途絶の解消及び通信の確保

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信及び各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換装置等の実施
- エ 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- オ 非常用移動電話装置の運用

- カ 臨時又は特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

（２）通信の混乱防止

災害の発生に伴う通信ふくそう時には、一般からの通信を規制し、１１０番、１１９番、災害活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

（３）災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用ブロードバンド伝言板「web 171」の提供

災害時における通信ふくそう時に、安否確認の手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「１７１」並びに文字、音声及び画像の登録及び閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web 171」を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用ブロードバンド伝言板「web 171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び市と協力して広報を実施する。

４ 広報

市及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請し、通信網の復旧状況及び復旧見込みを周知する。

５ 窓口

名 称	所 在 地	電 話
西日本電信電話(株) 九州支店	福岡市博多区 博多駅東２丁目３番１号	TEL 092-476-6161 TEL 113 FAX 092-477-3940

1 5 章 警備・交通対策

災害時における社会秩序を維持するとともに、道路交通の確保のための必要な措置を行う。

1 節 災害時の警備〔総合対策部、警察〕

災害発生後、災害対策本部又は市は、県警察と密接な連携を取り、災害からの住民の生命及び身体の保護並びに社会公共の安全及び秩序を維持する。

1 県警察との連携

総合対策部又は安全安心課は、災害発生後、被害情報、対策情報等について情報を交換し、応急活動の連携を図る。

2 警備体制

（1）組織



（2）所掌事務

県警察における所掌事務については、春日警察署長の定めるところによる。

3 県警察の任務の内容

- （1）情報の収集及び伝達
- （2）被害実態の把握
- （3）警戒区域の設定
- （4）被災者の救出救護
- （5）行方不明者の搜索
- （6）被災地、危険箇所等の警戒
- （7）住民に対する避難指示及び誘導
- （8）不法事案等の予防及び取締り
- （9）避難路及び緊急輸送路の確保
- （10）交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- （11）民心の安定に必要な広報活動
- （12）関係機関の応急対策等に対する協力

2 節 道路の交通規制〔総合対策部、警察、関係機関〕

災害時の交通規制に関して、県警察（公安委員会）、各道路管理者、鉄道事業者等と相互に協力して、交通規制及び市域外からの緊急輸送の状況等についての交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要な措置をとる。

災害時において応急対策に必要な物資の緊急輸送路を確保するため、市民に対し自動車利用を控えるよう広報を行い、徹底を図る。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道路法第46条
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあるとき。	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条、第5条及び第6条

1 協力体制

- (1) 総合対策部又は安全安心課は、被害状況及び緊急輸送の実施計画に基づき、必要な交通規制の実施、交通整理その他必要な措置等について県警察と協議し、依頼する。
- (2) 県警察は、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両の先導を行う。
- (3) 緊急通行車両の通行の確保等、的確、かつ、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関及び団体に対する協力要請をはじめ、広域交通管制、交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。
- (4) 警察官は、車両等が通行の妨害となり応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合は、車両の所有者等に対し移動等の措置を明示し、又は自らその措置をとることができる。

2 県公安委員会による交通規制

（1）災害対策基本法による交通規制（第76条）

ア 県公安委員会は、管轄区域又はこれに隣接する県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、緊急輸送を確保する必要があるときは、道路の区間及び区域を指定して、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行の禁止又は制限が行われた区域及び道路区間について、同区域内及び隣接県の住人に対し周知する。

（2）道路交通法（昭和35年法律105号）による交通規制（第4条）

県公安委員会は、道路における危険を防止し、交通の安全、円滑等を図るため必要があるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

また、必要に応じて、迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

3 警察署長の実施する交通規制

警察署長は、その管轄区域の道路について、災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、又はその状況から必要があるときは、歩行者や車両等の通行を禁止し、又は制限する。（道路交通法第5条第1項）。

4 警察官の実施する交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を実施する必要があるときは、一時的に歩行者及び車両等の通行を禁止し、又は制限する。（道路法交通法第6条第4項）

5 道路管理者による交通規制

道路管理者は、道路の損壊その他の事由によって、交通が危険であるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。（道路法（昭和27年法律第180号）第46条）

6 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行車両の使用者の申出により、知事又は都道府県公安委員会は、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

（1）申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を次に掲げる機関に提出する。

- ・ 県（総務部防災危機管理局、福岡農政事務所）
- ・ 県公安委員会（県警察本部交通部交通規制課、各警察署交通課）

（2）緊急通行車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると認定されたときは、知事又は公安委員会により、証明書及び標章が交付される。

なお、一定の要件を備えた車両について、あらかじめ「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けたものについては、同証を警察署等に提出することにより速やかに証明書及び標章が交付される。

7 確認対象車両

（１）次の業務のいずれかに従事する車両をいう。

ア 避難指示並びに警報の発令及び伝達

イ 消防、水防その他応急措置

ウ 被災者の救援及び救護活動

エ 被災児童及び被災生徒の応急教育

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃、防疫その他保健衛生活動

キ 遺体の搬送

ク 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持

（２）前記のほか、必要に応じて地域防災計画に基づき、災害に係る応急対策を行うために使用する車両も対象とする。

1 6 章 緊急輸送対策

災害後、人命救助、消火、食料等の物資の確保等応急対策の実施のため、輸送手段確保及び輸送路の啓開を行うとともに、人員及び物資の緊急輸送を行う。

1 節 輸送の対象〔総合対策部、調整部〕

1 輸送対策の基本

（１）輸送手段の確保

車両による輸送を一般的輸送手段として確保し、航空輸送に使用するヘリコプター等の航空機を状況等に応じて確保する。

（２）状況に応じた輸送の実施

初動期においては、特に救助及び救出、消火活動その他被災者の生命にかかわる活動に関する人員及び物資の輸送を最優先し、以後状況の推移に応じて必要な輸送を行う。

（３）輸送路の確保

輸送に必要な緊急輸送路の啓開を速やかに行い、不急車両等の規制により緊急輸送路を確保する。

2 輸送の対象

災害時の輸送は、人命救助並びに被災者等の生活維持のために必要な人員及び物資の輸送を最優先する。

（１）人命救助、消火活動その他応急活動に要する人員及び物資

ア 救助及び救出活動、医療活動、医薬品等人命救助活動を行う人員及び必要な物資

イ 県、国等災害対策要員、応援にかかる地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員及び物資

ウ 医療機関等へ搬送する負傷者

エ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資

（２）食料、水等生命維持に必要な物資

（３）災害復旧に必要な人員及び物資

2 節 輸送手段の確保〔調整部、関係機関〕

1 車両

車両による輸送を輸送対策の一般的手段として確保する。

使用する車両は、原則として自動車とし、交通事情等により、原付自転車、自動二輪、自転車、リヤカー等を適宜利用する。

(1) 市保有車両

調整部又は管財課は、各部が必要とする輸送車両について調整する。

(2) 借上等

市保有車両で不足するときは、車両の借上、輸送業者等への委託等により輸送を実施する。更に不足する場合は、県に応援を要請する。

[連絡先]

名 称	電 話
福岡陸運支局（代表）	TEL 092-673-1190 FAX 092-681-8090
福岡県トラック協会（総務課）	TEL 092-451-7841 FAX 092-472-6439
日本通運(株) 福岡支店（総務課）	TEL 092-291-7112 FAX 092-272-2773
西日本鉄道(株) 雑餉隈自動車営業所	TEL 092-581-2336 FAX 092-583-6332

(3) 管理及び運用

ア 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、市公用車及び調達車はすべて調整部が集中管理する。ただし、既に部課に配属されている車両は、調整部から要請のあるまで当該部が実施する応急業務対策に使用することができる。

イ 車両の運用

(ア) 車両の運用は、調整部又は管財課が各部の要請に基づき、使用目的に合わせた適正配車に努める。

(イ) 調整部又は管財課は、常に配車状況を把握し各部の要請に応える。

ウ 道路情報を的確に把握するための地図等を作成し、必要に応じて関係各部に配布する。

【資料 44 公用車両一覧表】

エ 輸送を実施した場合、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 燃料及び消耗品受払簿

(ウ) 輸送記録

(エ) 輸送関係支払証拠書類

【資料 72 輸送記録、91 燃料及び消耗品受払簿】

【資料 44 公用車両一覧表】

2 ヘリコプター

状況により、関係機関が保有するヘリコプターの応援を要請する。

ヘリコプターは、消防活動（情報収集伝達及び消火、救助、救急活動等）のほか、必要に応じて人員及び緊急物資等の搬送を行う。

[連絡先]

名 称	電 話
福岡県総務部防災危機管理局 防災企画課	TEL 092-643-3114 FAX 092-643-3117
福岡県警察本部警備課	TEL 092-641-4141 FAX 5729
海上保安庁（福岡海上保安部）	TEL 092-281-5866 FAX 092-281-5866
陸上自衛隊第4師団（福岡駐屯地）	TEL 092-591-1020 内線 5233 FAX 5293
航空自衛隊西部航空方面隊（春日基地）	TEL 092-581-4031 内線 2373 FAX 6928

3 鉄道及びバス

応急対策の実施に必要な人員、物資、機材等の輸送を九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)等に協力要請する。

[連絡先]

名 称	電 話
九州旅客鉄道(株)	TEL 092-474-2501 FAX 092-474-9745
西日本鉄道(株)	TEL 092-734-1552 FAX 092-722-1405

3 節 輸送ルートの確保 [復旧対策部、警察、自衛隊]

道路及び空路について、障害物の除去、機能の回復等の措置を行い、輸送路を確保する。

1 陸上交通の確保

(1) 緊急輸送路の確保

災害応急対策における人命救助活動、消防活動、物資輸送活動その他の応急活動に不可欠な緊急輸送を確保するため、市内の幹線道路について、道路上の崩土、倒壊物、放置車両等を除去し、その機能の回復を図る。

(2) 緊急輸送路の被害状況の把握

道路の啓開実施担当機関は、緊急輸送路の被害状況及び交通規制状況を調査し、把握する。

(3) 道路の啓開

道路の啓開は、各道路の管理者が連携して実施する。

ア 被害状況の把握

風水害等発生後、速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し、市内の幹線道路が緊急輸送路として機能するよう、他の実施担当機関等と連絡及び調整を図り、原則として2車線の通行帯の確保を目標に啓開を行う。

イ 県警察等との連携

啓開に際して必要な放置車両等の障害物の除去、交通規制等については、

公安委員会、県警察等の協力を得る。

ウ 応援要請

道路啓開の作業等については、市の土木関係業者等の協力を得るほか、自衛隊又は他の地方公共団体への応援を依頼する。

（４）車両等の移動

緊急車両の通行の障害となる車両その他の物件の移動等措置命令を実施し、所有者不在のときは、当該措置実施のためやむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損する等強制措置を行う。

なお、警察官がその場にいない場合は、自衛官又は消防吏員が同措置を代行することができる。（災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項）

2 航空路等の確保

（１）臨時ヘリポートの開設

必要に応じて臨時ヘリポートを開設し、使用する。

4 節 物資等の輸送体制〔調整部、厚生救護部〕

応急活動に必要な物資、被災者への救援物資及び全国から送られてくる義援品等を、迅速、かつ、的確に、それを必要とする被災者及び部署へ輸送する。

1 避難場所等被災者への物資の配送

（１）物資集配センター

ア 全国から送られてくる義援品及び県、日赤からの救援物資は、総合スポーツセンターに集積し、仕分を行い、各避難所へ配送する。

イ 避難者へ支給すべき食料、生活必需品等の調達物資は、原則各避難所に直接配送を指示するほか、状況により総合スポーツセンターに一時集積し、仕分を行い、各避難所へ配送する。

ウ 物資集配センターの予備施設は、民間倉庫等の借り上げを行う。

エ 救助用資器材、医薬品等は、適宜消防署等の救助活動及び応急復旧活動の拠点に集積する。

（２）物資の仕分け

集積場所において、食料（主食、副食物及び飲料）及び生活必需品の種類ごとに仕分けを行う。

2 要員の確保

（１）物資の配送、仕分け等に当たっては、配送業者等の協力を求めるほか、ボランティア等の協力を得る。

（２）各避難所等への輸送に当たっては、市が所有する車両のほか、配送業者、物資納入業者等の協力を求める。

3 在庫管理

物資集配センターに集積、保管する物資等について定期的に在庫管理を行い、過剰在庫及び二重調達防止を図る。

また調達物品の在庫量については、調整部に災害時優先電話をもって報告する。

4 物資集配センターの設置及び運営

（１）設置運営責任者

調整部長が指名する者

（２）仕分要員

ア 県、日赤、他市町村からの救援物資及び調達物資
厚生救護部長が指名する者

イ 義援品等
調整部長が指名する者

17 章 応急教育対策

災害発生時において、各学校及び幼稚園（以下「各学校」という。）においては幼児、児童及び生徒（以下「児童及び生徒」という。）の安全確保のための措置を行い、災害時の応急教育の実施をするとともに、学校施設の避難場所としての運営に対する協力等を行う。

1 節 実施体制〔避難所管理部〕

災害発生時において、避難所管理部又は教育総務課若しくはこども未来課は各学校に防災対策委員会（仮称）を招集し、必要な応急措置を行うとともに、避難所としての運営に協力する。

1 平時における緊急時対応組織の整備

（1）防災対策委員会（仮称）の組織

- ア 教職員、PTA等からなる組織を設置
- イ 災害対策本部又は市の各学校担当者の明確化
- ウ 緊急時の連絡網を電話及び直接の伝言体制で整備

（2）各学校の防災訓練との連携活動

点検箇所の分担の明確化、危険箇所の点検、点検連絡体制の確認等について、風水害等を想定した集団下校等の訓練時に委員会活動の具体化を推進する。

2 災害時の対応

- （1）学校長は、風水害等が発生した場合、速やかに防災対策委員会（仮称）を招集し、災害対策活動に当たる。
- （2）臨時休校、応急教育等の措置をとる。

3 避難所としての対応

（1）平時における対応

避難者の安全な避難を誘導するため、施設内での避難誘導先を避難規模に応じて設定しておく。

（2）災害時の対応

- ア 避難所管理部又は教育総務課と連絡調整を行い、避難所の開設及び運営の協力を行う。
- イ 避難所への避難者の誘導を行う。

（3）避難区域

学校内の避難所としての利用区域は、原則として体育館、講堂及び空き教室とし、避難者の誘導に際しては、次の事項に留意して行う。

- ア 建物等の浸水による危険性がないこと。

- イ 付近で火災が発生しても安全が確保されること。
- ウ 安全確保に必要な広さのあること。

2 節 災害発生時の緊急措置〔避難所管理部〕

災害発生時において、児童及び生徒の安全を確保し、安否を確認するとともに、施設等の被害状況の把握その他必要な措置をとる。

1 在校時間内の場合

（1）児童及び生徒の安全確保

- ア 児童及び生徒が流出物又は飛散物等により負傷しないよう安全の確保に努めるとともに、安全な場所に避難誘導する。学校内が危険となった場合は、他の避難場所等へ誘導する。
- イ 児童及び生徒の安否を確認し、負傷した児童生徒の応急手当等を行うとともに、その保護者に連絡する。
- ウ 児童及び生徒の下校に際しては、周囲の状況、通学路の安全、児童及び生徒の自宅の安全等を確認する。

状況により、集団下校、保護者の迎え又は一時学校内の安全な場所での待機の措置をとる。

（2）被害状況の把握及び学校施設の安全確保

- ア 学校施設の被害状況を把握するとともに、安全の点検を行い、必要に応じて危険箇所への立入禁止等の措置をとる。
- イ 通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更等の措置をとる。

（3）臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会と協議の上、学校及び校区等の被害状況に応じて次の措置を決定する。

ア 臨時休校

学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合

イ 教育実施場所の変更

登校が不可能な地区の児童及び生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合

ウ 教育実施時間の変更

学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設設備若しくは職員等が被害を受け、又は学校給食を実施できない被害を受けた場合

エ 集団登下校

教職員等の引率により通学路等の安全確保が可能な場合

（4）その他の緊急措置

ア 学校長の不在時の対応

教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策

委員会（仮称）の招集その他災害時の必要な指示及び措置を行う。

イ 被害状況等の報告

児童及び生徒の状況、学校施設の被害状況及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

2 在校時間外の場合

（1）学校施設等の被害状況の把握

登校した教職員が、学校施設等の被災状況を確認する。

ア 学校施設

（ア）校舎、各教室等の損壊状況（立入りの可否及び応急修理の可否）

（イ）給食室の損壊状況（給食実施の可否）

（ウ）電気、水道、ガス等の使用の可否

イ 学校周辺の被害状況の把握

（ア）通学路等の状況

（イ）交通手段の状況

（ウ）民家等の被害状況

（エ）崖崩れその他の二次災害の状況

（2）児童及び生徒等の安否確認等

状況に応じて、教職員が電話等により児童及び生徒の安否及び避難先等を確認する。電話の不通時においては、家庭訪問等により早期に確認する。

（3）臨時休校等の措置及びその他の緊急措置

学校長は、「1 在校時間内の場合」と同様の措置をとる。

3 節 応急教育の実施〔避難所管理部〕

学校施設の被害程度及び復旧状況、避難者の状況、児童及び生徒並びにその家族の被災状況、教職員の確保状況、道路及び交通機関の復旧状況等を勘案して、応急教育を実施する。

1 教育施設の確保及び応急教育の実施

（1）学校施設等が被災している場合

ア 施設及び設備の被害状況に応じた措置

（ア）施設の損壊が軽微な場合

学校長は、損壊の程度を調査し、検討し、応急修理その他必要な措置を行い、教育委員会へ報告の上、応急教育を実施する。

（イ）一部に相当の被害を受け、復旧に相当の日時を要する場合

被害が軽微な教室等で使用可能なもの又は早期に応急修理が可能なものがある場合は、次の方法等により応急教育を実施する。

a 応急教育の可能な教室等の床面積に一律に児童及び生徒を割り振ることによる実施

- b 応急教育が可能な教室等で教育時間を変更し、2部制による実施
- c 付近の公民館等を臨時教室として借り上げ、児童及び生徒を割り当てての実施
- (ウ) 学校給食が実施できない場合
 - a 教育時間を変更し、一律午前中までの実施
 - b 2部制による実施
 - c 他の学校の給食施設の利用
 - d 弁当の持参
- (エ) 甚大な被害を受けた場合
 - a 仮設校舎による実施
 - b 損壊の程度が軽微な近隣の学校等への臨時編入
- イ 必要な教職員の確保ができない場合
 - (ア) 教員の被災程度等を勘案し、必要な臨時教員の配置を教育委員会へ申請する。
 - (イ) 臨時教員の配置まで、応急教育を実施する。
- (2) 道路又は交通機関が被害を受けている場合

児童及び生徒の通学に係る道路又は交通機関が被災している場合、教育委員会と連絡及び調整を行いながら、必要に応じて次の応急措置を行う。

 - ア 通学路の臨時変更

児童及び生徒の通学上の安全、通学上の便宜等を十分確認の上実施する。
 - イ 集団登下校

P T A、地域との連絡、協力の下に実施する。この場合、時間的余裕を持たせ、二次災害の発生に留意する。
 - ウ 教育実施時間の臨時変更

通学路の臨時変更、集団登下校等に伴い、必要に応じ教育実施時間の臨時変更を行う。
 - エ 応急教育実施場所の設置

児童及び生徒の登校が困難な場合、当該区域又は近接する区域に応急教育実施場所を設定し、教職員を分担派遣することにより応急教育を実施する。

被災程度が大きく、危険が想定される区域での児童及び生徒の移動を避けるため、近隣に安全な施設等を確保できる場合は、その施設等での応急教育の実施を検討する。この場合、公共施設等の管理者との連携を取り、応急教育を実施する。
- (3) 児童及び生徒が被災し、避難した場合の措置

児童及び生徒が他の校区に避難している場合は、避難先の校区へ臨時編入等の措置をとる。

2 学用品の調達及び支給等

（1）学用品の給与

災害救助法の適用された災害により、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失し、又は毀損し、就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒に対して必要な学用品を支給する。教科書については災害発生の日から 1 ヶ月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

（2）支給学用品の品目

ア 教科書

イ その他の学用品

（ア）教材（教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材）

（イ）文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵の具、画筆、下敷、定規等）

（ウ）通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

（3）学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備し 保存しておかなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

【資料 68 学用品の給与状況】

3 学校給食に関する臨時措置

（1）応急給食の臨時措置

給食施設が使用できない場合には、次の方法により学校給食を実施する。

ア 他の学校の給食施設の利用による実施

イ 簡易給食による実施

ウ 業者からの弁当の配給による実施

（2）給食の中止

次の場合において、（1）の応急給食の臨時措置も実施できない場合は、給食を一時中止する。

ア 給食施設が被害を受け、給食を実施できないとき。

イ 給食施設が応急の災害救助に使用されているとき。

ウ 伝染病発生のおそれその他衛生上及び管理上の支障があるとき。

エ 給食物資の確保が困難なとき。

オ その他給食を継続することができない事情があるとき。

4 学校における衛生の保持

学校において衛生管理を徹底するとともに、児童及び生徒、教職員等について、筑紫保健福祉環境事務所等の関係機関の協力を得ながら、予防接種、健康

診断、心のケア等を実施する。

4 節 教育施設が避難所となった場合の対策〔避難所管理部〕

学校は、災害時においては教育の場としての機能とともに、避難所としての機能をも果たすため、災害時に学校が避難所となったときは、教職員はその運営に協力する。

1 災害発生初期の運営支援

災害発生後数日間は、避難所運営の業務が混乱することが予想されるため教職員は、避難所管理部職員に協力し、避難者の自主運営組織の立ち上げ、避難所のボランティアの組織化その他の避難所運営を支援する。

2 応急教育の実施

避難所の運営体制が確立された後は、応急教育の実施に支障のない範囲で、避難所運営に協力する。

5 節 文化財、公共施設等の対策〔避難所管理部〕

風水害等により被害を受け、又は二次災害を受けるおそれのある文化財の保護及び応急措置並びに公共施設等の安全確保措置を実施する。

1 文化財の保護

- (1) 災害発生後、文化財の所有者又は管理者は、初期防災活動等を実施し、消防本部等への通報を行うとともに、災害対策本部又は教育委員会へ報告を行う。
- (2) 教育委員会においては、文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し、又は実施する。

2 公共施設の応急対策

- (1) 災害発生後、催物を一時中止し、施設内の安全を確認の上、利用者を安全な場所に避難誘導する。
- (2) 施設の被害状況の確認を行い、施設管理者及び施設利用者による防災活動を行うとともに、立入禁止その他の必要な措置をとる。

18章 消防計画

1 節 消防活動〔総合対策部、消防機関、自主防災組織〕

1 消防団員の自発的参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、招集の発令前であっても、発令の可能性が十分であることを予測したときは、自発的に各消防団詰所に参集しなければならない。

2 異常時の消防活動

風水害等によって発生する火災並びに救出及び救護事故に対応するため、事前計画に基づき積極的に災害情報収集を行い、更に無線通信施設を効果的に活用するとともに、火災発生件数並びに災害規模及び態様に応じ消防力を効果的に運用し、人命の安全確保及び被害の軽減を図るため、消防活動を実施する。

3 地域住民との連携

大規模災害時には、防災機関の対応力にも限界があり、特に災害初期は住民自ら又は住民相互の自主防災力が非常に有効となる。軽微な活動分野を自主防災組織及び住民に任せ、又は消火活動を住民と協力しながら行う等、活動協力を積極的に行う。

【資料 41 消防団の組織】

【資料 42 消防水利現有数】

2 節 危険物施設等の応急対策〔総合対策部、消防機関〕

危険物の流出等に伴う二次的な災害を防止し、被害拡大を最小限度にとどめるため、石油類等を貯蔵し、又は取扱う危険物施設及び高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質等を取扱う施設について、事業者及び関係機関により必要な措置を実施する。

1 危険物施設の応急措置

危険物施設について、事業者等との連携の下に、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

(1) 県その他の関係機関との連携

災害対策本部又は市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設管理者及び国・県その他の関係機関と密接に連絡を取る。

(2) 出火防止等の措置

ア 危険物施設の元バルブの閉止及びポンプ等の運転停止（危険物取扱作業の中止）を行う。

イ 火気使用設備及び器具を使用停止する。

ウ 電源及びガスを供給遮断する。

(3) 緊急点検の実施

ア 危険物等の漏えいの有無を確認する。

イ 危険物施設の損傷の有無を確認する。

ウ 危険物施設に附属する圧力、温度、湿度、流量等計器類の異常の有無を確認する。

エ 防・消火設備の損傷の有無を確認する。

オ 負傷者の確認その他必要事項の点検を行う。

(4) 異常を発見した場合の応急措置

ア 事業者

(ア) 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。

(イ) 応急措置（漏えい拡散防止、初期消火、救出救護、立入規制等）を実施する。

(ウ) 被害等についての情報収集を行う。

イ 防災関係機関

(ア) 被害の拡大防止に努める。

(イ) 救急救助活動を行う。

(ウ) 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難指示等の発令又は警戒区域の設定を行う。

(エ) 付近住民等に対し広報活動を実施する。

19 章 水防活動〔復旧対策部、消防団、県〕

1 節 目的

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 1 条の規定に準じて、市内の洪水に際し、水防を警戒し、防御し、及び被害を軽減することを目的とする。

2 節 水防責任

市は、その市内の水防が十分行われるよう、消防団の整備、防災倉庫及び資機材の整備並びに通信連絡体制の確立を行うとともに、平常時における河川、ため池等の巡視や水防時における適正な水防活動を実施する責任がある。

また、市民は水災が予想される場合には、進んで水防活動に協力しなければならない。

3 節 監視区域及び重要水防区域

1 常時監視

本部長又は市長は、随時、市内の河川、ため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに職員及び消防機関又は河川、ため池等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

2 非常警戒

本部長又は市長は、気象の悪化が予想されるときは、市内の河川、ため池等の監視や警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

【資料 45 水門調査報告書】

【資料 46 ため池所在地一覧表】

【資料 47 水門リスト】

4 節 実施体制

災害時における災害復旧を含めた水防活動は、消防団と連携し、復旧対策部又は都市整備部が対応する。

なお、消防団は、18 章消防計画 1 節消防活動に準じた活動を行うものとする。

【参考】

水防警報

（1）知事が発令する水防警報

ア 水防本部長（知事）は、福岡管区気象台から洪水又は高潮の予報又は警

報通知を受け、又は洪水、高潮等水害のおそれがあると認めたときは、水防法第16条（水防警報）の規定により水防警報を発する。

イ 水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は、地域住民に連絡するとともに、消防団員を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせる。

（2）水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
第一段階 （待機）	消防団の足止めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 または、出動期間が長引くような場合に、水防活動をやめることができないが、出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達すると思われるとき。
第二段階 （準備）	水防資機材の整備点検、水門等開閉準備、堤防等の巡視及び直ちに消防団員に出動できるように準備をする旨を警告するもの。	氾濫注意水位を突破すると思われるとき。
第三段階 （出動）	消防団員が出動する必要があるもの。	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
第四段階 （解除）	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下がって、再び増水のおそれがないと思われるとき。

20章 航空機災害応急対策〔総合対策部、衛生部、厚生救護部、消防機関、警察、関係機関〕

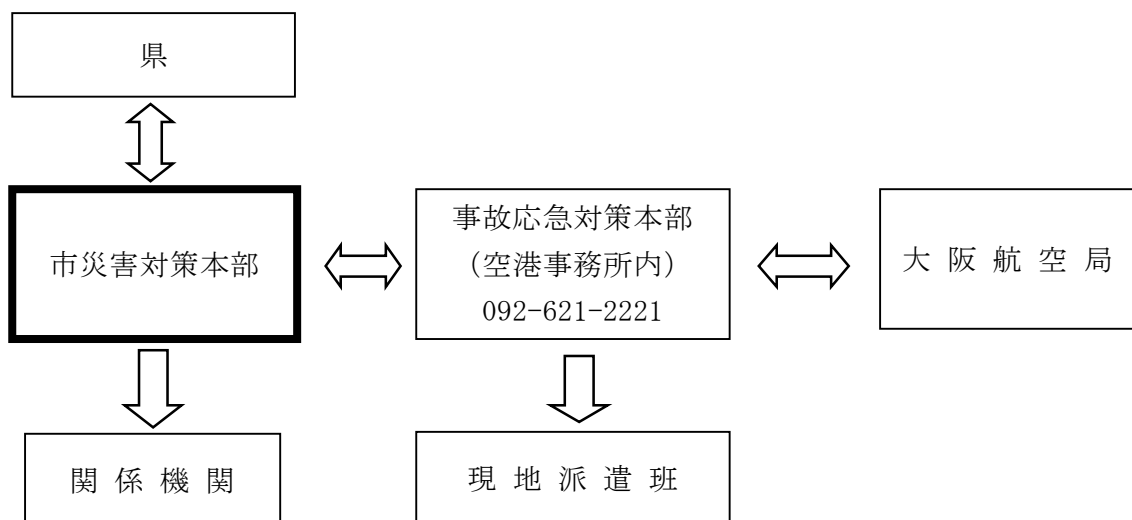
1 節 方針

防災関係機関は、航空機の墜落等により大規模な災害が発生した場合は、緊密な連携の下、航空機災害の特性に応じた災害の拡大を防御し、迅速な応急対策を実施する。

2 節 現地災害対策本部の設置

本部長又は市長は原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

〔対策組織〕



3 節 通信連絡体制

市、消防本部、警察機関等は、市内に航空機が墜落したときは、速やかに空港事務所に通報する。

4 節 広報

航空機災害が発生した場合、総合対策部又は秘書広報課及び県警察は、災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車等により住民に対し、次の内容について広報を行う。

1 事故状況及び協力依頼

- 2 応急対策の概要及び復旧の見通し
- 3 避難の指示及び避難先の指示
- 4 乗客及び乗務員の住所、氏名、年齢等

5 節 消防活動

消防機関は、消防車等による消火活動を実施する。災害規模が大きく対処が困難と予想される場合は、近隣市町消防機関の応援を求める。

6 節 救出救護及び遺体の収容

- 1 実施機関
災害対策本部又は市、空港事務所、航空会社、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関
- 2 乗客、乗員等の救出を要する場合は、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。
- 3 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- 4 救護所は、あらかじめ定めた場所又は事故現場付近に開設する。
- 5 後方医療機関への搬送に当たっては、あらかじめ定めた広域搬送手段によって搬送を実施する。
- 6 遺体の収容については、関係機関の協議により遺体一時安置所を設置する。

7 節 警戒区域の設定及び交通規制

- 1 総合対策部又は安全安心課は、地域住民の安全を図るため、必要に応じ警戒区域を設定する。
- 2 道路管理者又は公安委員会は、災害応急対策実施上、必要があると認められるときは、災害現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 3 道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者や住民に広報し協力を求める。

【資料 48、49 福岡県消防相互応援協定書及び同覚書】

【資料 50 福岡県広域航空消防応援実施要綱】

【資料 51、52 福岡都市圏市町消防相互応援協定書及び同協定に関する覚書】

2 1 章 地下空間災害対策〔総合対策部、警察、消防機関、地下空間の管理者、関係機関〕

地下空間における被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策が極めて重要である。

特に、洪水時には避難することが重要なので、情報が迅速、かつ、的確に伝わる必要がある。このため、地下通路、ビルの地下施設、地下駐車場等の地下空間の所有者、管理者、占有者（以下「地下空間の管理者等」という。）、災害対策本部又は市、消防機関、県警察等は、地下空間における災害に対処するため、それぞれ体制を確立し、次に掲げる応急対策を実施する。

1 節 浸水災害予防対策

1 浸水被害予防対策

（1）浸水防止施設等の設置の促進

市、県、及び消防機関は、地下空間の出入り口における浸水を防止するための防水扉、防水板等施設の具体的事例、融資制度等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止施設の整備を促進する。

（2）浸水対策の立案及び実施

市は、河川管理者からの情報を得て、河川氾濫等による浸水被害の危険性のある箇所に関する調査を実施し、対象施設を把握することにより、地下空間における適切な浸水対策の立案及び実施を図る。

（3）市は、浸水被害区域内の地下空間で、その利用者に対し、洪水時において円滑、かつ、迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について公表するものとする。

2 節 浸水災害応急対策

1 洪水情報等の収集伝達

（1）災害対策本部又は市及び防災関係機関は、市地域防災計画に基づき、緊密な連携の下に洪水情報等の収集伝達に努める。

（2）災害対策本部又は市は、地下空間の管理者等に対して、河川管理者等から得た情報を迅速、かつ、確実に伝達する。

（3）地下空間の管理者等は気象情報、洪水情報等の収集に努めるとともに、利用者及び従業員に対して、逐次それらの情報を伝達する。

2 避難活動

（1）伝達

災害対策本部又は市は、特に必要と認めるときは、利用者等に対する避難

指示を行うとともに適切な避難誘導を実施する。

なお、避難指示の伝達に当たっては、効果的、かつ、確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速、かつ、的確な伝達に努める。

（２）避難誘導

地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

また、地下通路及び個別ビルが一体となった地下空間では、各組織の連携を図りながら、利用者等の円滑な避難誘導を行う。

3 警戒等の活動

（１）災害対策本部又は市は、臨時区域内の河川やため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、水防活動を行う。

（２）地下空間の管理者等は、洪水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土嚢等により浸水防止活動を行うとともに、消防署等へ通報する。

4 応急対策活動の実施

災害対策本部又は市及び関係機関は、収集連絡された情報に基づく判断により、応急対策の実施体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら、被害拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助及び救急、医療活動等を実施する。

3節 住民等への周知

1 浸水実績の公表

市は、関係機関の協力を得て、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況等の情報を公表するよう努める。

2 浸水想定区域等の把握及び公表

市及び河川管理者は、相互に連携を図り、地下空間の管理者等及び利用者等が当該地下空間の危険性をより正確に認識できるように、浸水想定区域等を把握し、その公表及び周知に努める。

3 浸水想定区域の指定に係る避難確保計画の作成

市地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下空間の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育及び訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。

2 2 章 安否情報の提供計画

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

1 節 市の役割

- 1 市は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- 2 当該災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

2 節 情報収集

- 1 市は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、県警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

3 節 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

4節 照会手順

- 1 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1（1）の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

5節 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

4 編 災害復旧計画

1 章 災害復旧・復興計画の基本方針

1 節 災害復旧・復興の方針

被害状況及び応急対策の実施状況等を総合的に勘案して方針を決定し実施する。災害復旧・復興は、被災者の生活再建、安定及び経済の復興を基本に、都市施設等の復旧・復興により、市の復興を目的として迅速、かつ、円滑な復旧・復興を図るものとする。

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、市が主体的に取り組むとともに、国・県から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。

2 節 災害復旧・復興の組織等

- 1 状況等に応じて「災害復旧・復興本部」を設置する。
- 2 災害復旧・復興本部は市長を本部長とし、副市長を副本部長とする。
- 3 組織及び所掌事務は災害対策本部を基本とし、特に次の事項を迅速、かつ、確実に実施するため、状況に応じて別に定める。
 - (1) 被災者生活再建のための支援策の実施
 - (2) 農林水産業、中小企業者等の事業活動及び早期の経営安定のための支援策の実施
 - (3) 公共施設等の早期の復旧
 - (4) その他被害の種類、性質等に応じて緊急に復旧・復興を図る必要がある事項

3 節 災害復旧・復興計画の策定

1 節の方針に基づき、必要に応じて次の施設及び業務等について、災害復旧事業計画を早期に策定し、迅速、かつ、的確な復旧事業を行う。

1 公共土木施設

道路、橋りょう等について、災害発生の原因を追究し、関係機関との連携の下に、迅速、かつ、的確な復旧事業を行う。更に、復旧事業を行うことを必要とする施設の改良等を併せて行うことにより、今後の災害発生を防止する。

2 都市施設

- （１）都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について、迅速、かつ、的確な復旧に努める。
- （２）復旧に当たっては、境界の復元後、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

3 公営住宅

市民生活の安定化を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速、かつ、的確な公営住宅の建設を進める。

4 公立文教施設

- （１）児童及び生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速、かつ、的確な復旧を行う。
- （２）災害発生防止のため、原因を検討し、耐震・耐火構造化を図る。

5 社会福祉及び児童福祉施設

- （１）施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進し復旧を行う。
- （２）再度災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災設備等について十分検討をし、復旧を行う。

6 医療施設

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速な復旧を促進する。

7 公営企業

市民及び社会経済に与える影響を勘案して、迅速な復旧を促進する。

8 公用財産

行政的、社会的な影響を勘案して迅速な復旧を行う。

9 ライフライン及び交通輸送機関

特に、市民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

10 農林水産事業

農地、農業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との連携の下、迅速、かつ、的確に復旧事業が行われるよう努める。

2 章 市民生活の安定のための計画

災害時の人心の安定及び社会秩序の維持を図ることを目的として、市民生活の安定のための緊急措置を行う。

1 節 各種施策の決定及び周知〔総合対策部、県、国、関係機関〕

1 施策の決定

市民生活の再建等のための施策は、被害状況及び被災者の状況等から速やかに決定する。

2 市民への周知及び相談

各種施策の概要、要件及び手続について、市民に周知させる措置をとるとともに、市民の相談窓口を設ける。

- (1) 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて被災地、避難所等を巡回して移動相談を行う。
- (2) 国、県をはじめ、関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では市の対策のみではなく、総合的な情報提供を行い、必要に応じて被災者を相談窓口へ誘導するように努める。

2 節 被災者台帳の整備

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住居又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先

- (1 2) (1 1) の提供を行った場合は、その旨及び日時
- (1 3) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- (1 4) その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

- (1) 市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- (2) (1) の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - オ その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 市長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることに

より知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

3 節 罹災証明書の発行〔厚生救護部〕

罹災した世帯が、災害弔慰金、災害障害見舞金等の支援を受ける手続には、罹災証明が必要であるため、市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する。また罹災証明書を迅速に対応できる交付体制を確立する。

【資料 53～55 罹災台帳他】

1 発行手続き

罹災証明書の発行事務は、厚生救護部又は税務課において、罹災者及び罹災者の住宅の被害調査に基づく罹災台帳を作成し、発行する。

2 証明及び交付の対象

次の用件を全て満たす者

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害）を受けた者
- (2) 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者

3 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は無料とする。

4 節 生活相談

災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る。
また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に

係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

3 避難所等では女性特有の問題に関する相談を受ける。

5 節 義援金品の受付及び配分〔調整部〕

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金及び義援物資（以下「義援金品」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

1 義援金品の受付

義援金品の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金品の募集を行う。

- （１）一般市民、他市町村等から拠出された義援金品のうち、日本赤十字社に寄託されるものは、調整部で受け付ける。

また、市に寄託されたものは、調整部で受け付ける。

- （２）義援金品を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

- （３）義援金品は、調整部が保管する。

- （４）寄託された義援金の被災者への配分は、春日市市民防災対策活動等支援基金条例（平成１７年条例第３０号）に基づき行う。また、義援物資の配分は、調整部が行う。

2 義援金品の配分

義援金品の配分は次の基準により、調整部が春日市市民防災対策活動等支援基金条例施行令（平成１８年規則第１号）に基づき、春日市市民防災対策活動等支援基金活用委員会（以下「委員会」という。）を開催の上決定する。

ただし、委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

（１）配分対象

ア 義援金

死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）重傷者、全壊世帯、全焼世帯、流失世帯、半壊世帯、半焼世帯

イ 義援物資

全壊世帯、全焼世帯、流失世帯、半壊世帯、半焼世帯、床上浸水世帯

（２）配分基準（配分比）

ア 義援金（※半壊半焼世帯を１とする）

死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
重傷者（３か月以上の治療を要する見込みの者）	5

重傷者（1 か月以上 3 か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊世帯、全焼世帯、流世帯	2
半壊世帯、半焼世帯	1

イ 義援物資（※床上浸水世帯を 1 とする）

全壊世帯、全焼世帯、流世帯	3
半壊世帯、半焼世帯	2
床上浸水世帯	1

（3）配分の方法

調整部が対象世帯に配分する。

6 節 被災市民に対する生活援護及び災害復旧援助措置〔調整部、厚生救護部〕

被災者援護のために災害弔慰金、見舞金等の支給及び援護資金等の貸付を行う。

【資料 56 福岡県災害見舞金等交付要綱】

【資料 57 春日市災害見舞金支給要綱】

【資料 58、59 春日市災害弔慰金支給条例他】

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

		災 害 弔 慰 金	災 害 障 害 見 舞 金
対象災害		自然災害であり、 市内で住家が5世帯以上滅失した災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 県内において、住家が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
支給額	①生計維持者	500万円	250万円
	②その他の者	250万円	125万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	
障害の程度			① 両目が失明したもの ② 咀嚼、言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
根拠法令等		○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） ○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号） ○春日市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第15号） ○春日市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第16号）	

2 災害見舞金

災害の被災者に対する見舞金を支給する。ただし、春日市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給している場合は支給しない。

対象災害	災害対策基本法第2条第1号に規定される災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害）	
適用基準	県内において災害救助法第2条の災害が発生した場合、又は次の1から3のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合。 1 住家が25世帯以上滅失したこと。 2 同一災害により、死者及び行方不明者の合計が5人以上、又は死者、行方不明者及び重傷者の合計が20人以上であること。 3 前各号に定める他、市内で5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。	
(1) 全壊、全焼、又は流失した世帯		1世帯当たり 50,000円
(2) 半壊、又は半焼した世帯		1世帯当たり 30,000円
(3) 床上浸水した世帯		1世帯当たり 20,000円
※(1)から(3)の場合は、被災世帯主に支給する。		
(4) 死者、又は行方不明者	市民	1人当たり 200,000円
	市民以外	1人当たり 30,000円
※(4)の場合は、遺族に支給する。遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母。		
(5) 重傷者	市民	ア 要治療見込日数 1月以上3月未満 1人当たり 40,000円
		イ 要治療見込日数 3月以上6月未満 1人当たり 60,000円
		ウ 要治療見込日数 6月以上 1人当たり 80,000円
		エ ひん死の重傷者又は負傷が原因で負傷者となる場合 1人当たり 100,000円
	市民以外	1人当たり 15,000円
(5)の場合は、重傷者本人に支給する。		
根拠法令等	○春日市災害見舞金支給要綱（平成11年告示115号）	

3 災害援護資金

市は、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために、一世帯当たり 3 5 0 万円以内で被害の程度及び種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。

対象災害	自然災害であり、県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害		
貸付限度額	1	世帯主の 1 か月以上の負傷	
	2	家財等の損害	
	ア	家財の 1 / 3 以上の損害	
	イ	住居の半壊	
	ウ	住居の全壊	
	エ	住居の全体が滅失又は流失	
	3	1 と 2 が重複した場合	
	ア	1 と 2 のアが重複した場合	
	イ	1 と 2 のイが重複した場合	
	ウ	1 と 2 のウが重複した場合	
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない等の特別の事情がある場合	
	ア	2 のイの場合	
イ	2 のウの場合		
ウ	3 のイの場合		
貸付条件	所得制限	世帯人数	市民税における前年の総所得金額
		1 人	2 2 0 万円
		2 人	4 3 0 万円
		3 人	6 2 0 万円
		4 人	7 3 0 万円
		5 人以上	1 人増すごとに 7 3 0 万円に 3 0 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 2 7 0 万円とする。	
	利率	年 3 % 以内で条例で定める率（据置期間は無利子）	
	据置期間	3 年（特別の事情がある場合は 5 年間）	
	償還期間	1 0 年（据置期間を含む）	
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
根拠法令	○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号） ○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号） ○春日市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 1 5 号） ○春日市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 4 9 年規則第 1 6 号）		

4 被災住宅に対する災害復興住宅融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者で市等から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」を除く。）の発行を受けた者は、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金の融資を融資限度額内で住宅金融支援機構に申し込むことが出来る。また市等から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」（「一部破損」を除く。）の発行を受けた者は補修資金の融資を融資限度額内で住宅金融支援機構に申し込むことが出来る。

※ 融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。

5 その他の援護資金

市は、国、県、協力金融機関等が実施する、災害復旧に対する資金の融資の制度等を積極的に活用するため、市民への周知に努める。

7 節 租税等の徴収猶予及び減免〔関係各部、県、国〕

罹災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）及び被保険者等に対し、納期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を、それぞれの実態に応じて適宜、適切に講ずる。

1 市税等の徴収猶予、減免等

（1）納期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税の納付若しくは納入ができないと認めるときは、当該期限を延長する。

（2）徴収猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条）

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その納税義務者等の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内において徴収を猶予する。

（3）滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となるほど被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、延滞金の減免等、適切な措置を講ずる。

（４）減免

罹災した納税義務者等に対し該当する各税目について、次のとおり減免を行う。

税 目	減免等の対象	根拠法令
市民税	罹災した納税義務者等の状況、所得金額等の状況に応じて減免する。	地方税法第 3 2 3 条 春日市税条例第 5 1 条第 1 項第 4 号
固定資産税 都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について、被災状況等により減免する。	地方税法第 3 6 7 条 春日市税条例第 7 1 条 1 項第 3 号
特別土地保有税	災害により著しく価値が減じた土地について被災状況等により減免する。	地方税法第 6 0 5 条の 2 春日市税条例第 1 3 9 条の 2 第 1 項第 2 号
軽自動車税	罹災した納税義務者等の状況、所得金額等の状況に応じて減免する。	地方税法第 4 5 4 条 春日市税条例第 8 9 条第 1 項第 3 号
国民健康保険税	納税義務者等が災害により死亡し、又は障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたときは、被災の状況に応じて徴収猶予又は減免を行う。	国民健康保険法第 4 4 条 春日市国民健康保険税条例第 1 7 条
介護保険料	納税義務者等又は生計を主として維持する者が、災害により財産について著しい損害を受けたときには、被災の状況に応じて徴収猶予又は減免を行う。	介護保険法第 1 4 2 条 春日市介護保険条例第 1 4 条第 1 項第 1 号等
保育料	災害により資産に著しい損害を受け、保育料の全部又は一部の支払いが困難であると認められるとき減免する。	春日市保育所設置条例第 4 条

2 県税の徴収猶予、減免等

県は、被災した納税義務者等に対し地方税法又は県税条例により、県税等の納税緩和措置とした期限の延長、徴収猶予、減免等、それぞれの事態に対して、適宜、適切な措置を行う。

- （１）期限の延長
- （２）徴収猶予
- （３）減免措置

3 国税の徴収猶予、減免等

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税等の徴収猶予等に関して

適宜、適切な措置を行う。

（１）申告等期限の延長

（２）徴収猶予

ア 納期限未到来の場合の徴収猶予

イ 通常の場合の徴収猶予

ウ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）に基づく徴収猶予等

（３）減免措置

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づく減免措置等

3 章 災害復旧事業に伴う国の財政援助

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に対する国の財政援助については、法律に基づいて、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

1 節 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

（昭和 37 年法律第 150 号）

同法は著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、国の市に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

そうした激甚災害が発生した場合には、市内の被害状況等を速やかに県に報告し、応急措置及び災害復旧を迅速に行うため、早期に激甚法による助成措置を受けられるよう努める。

2 節 災害対策基本法に基づく起債の特例〔調整部〕

激甚災害が発生した場合に災害の発生した日の属する年度に限り、次に掲げる場合において地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず地方債をもって財源とすることができる。

- 1 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で、総務省令で定めるものの減免で生じる財政収入の不足を補う場合
- 2 次に掲げる災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する経費で、市町村の負担に属するものの財源とする場合
 - （1）水防対策
 - （2）災害救助対策
 - （3）伝染病予防対策
 - （4）病虫害駆除対策
 - （5）農作物種子対策
 - （6）湛水排除対策
 - （7）その他これらに類する対策
- 3 地方債は資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受ける。

4 章 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変又は産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度、かつ、複雑な大規模事業となることから、県、市及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、災害の発生防止及びより快適な生活環境を目指し、市民の安全及び環境保全等にも配慮した防災まちづくりに努める。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用することにより、合理的、かつ、健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1 節 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、更に災害に強いまちづくりの中長期的課題の解決を図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。そのために、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を図る。

2 節 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュールの提示、被災者側の種々の選択肢、施策情報の提供等を地域住民に対し行い、地域住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに地域住民の合意を得るように努める。

3 節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度、かつ、複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢、市民ニーズの変化、科学技術の進展等事業を取り巻く状況の変化を考慮しながら、速やかに実施するため、県、市及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の

物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。